

高松地域市町合併検討会報告書

【 資 料 】

平成14年11月

目 次

1	圏域内における通勤・通学者の状況 -----	1
2	1市5町の主な財政指標等の推移 -----	4
3	1市5町の住民負担・行政サービスの状況 -----	15
4	市町村の合併の特例に関する法律の主な内容 -----	37

1 圏域内における通勤・通学者の状況(15歳以上) その1

市 町 名	高松市			木田郡			三木町			牟礼町			庵治町			香川郡		
	就業者	通学者	計	就業者	通学者	計	就業者	通学者	計	就業者	通学者	計	就業者	通学者	計	就業者	通学者	計
高松市	147,695	15,791	163,486	10,979	1,128	12,107	5,589	618	6,207	4,370	345	4,715	1,020	165	1,185	8,293	910	9,203
木田郡	3,403	888	4,291	12,601	1,620	14,221	6,882	1,147	8,029	3,656	379	4,035	2,063	94	2,157	256	22	278
三木町	1,951	396	2,347	6,882	1,151	8,033	6,652	1,132	7,784	192	13	205	38	6	44	196	9	205
牟礼町	1,042	492	1,534	3,529	433	3,962	181	15	196	3,163	366	3,529	185	52	237	60	13	73
庵治町	410	0	410	2,190	36	2,226	49	0	49	301	0	301	1,840	36	1,876	0	0	0
香川郡	2,768	293	3,061	312	2	314	237	2	239	61	0	61	14	0	14	10,056	768	10,824
塩江町	141	1	142	29	0	29	29	0	29	0	0	0	0	0	0	1,277	15	1,292
香川町	1,583	288	1,871	173	2	175	123	2	125	36	0	36	14	0	14	4,774	636	5,410
香南町	1,032	4	1,036	110	0	110	85	0	85	25	0	25	0	0	0	2,335	101	2,436
直島町	12	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,670	16	1,686
綾歌郡	2,450	56	2,506	211	0	211	145	0	145	55	0	55	11	0	11	677	29	706
綾上町	288	0	288	17	0	17	17	0	17	0	0	0	0	0	0	143	2	145
綾南町	862	53	915	80	0	80	59	0	59	21	0	21	0	0	0	295	27	322
国分寺町	1,300	3	1,303	114	0	114	69	0	69	34	0	34	11	0	11	239	0	239
11市町計	156,316	17,028	173,344	24,103	2,750	26,853	12,853	1,767	14,620	8,142	724	8,866	3,108	259	3,367	19,282	1,729	21,011
11市町の内、当該市町を除く	8,621	1,237	9,858	12,448	1,216	13,664	6,201	635	6,836	4,979	358	5,337	1,268	223	1,491	10,345	1,054	11,399
上記以外の県内の市町	7,178	1,525	8,703	2,593	589	3,182	1,595	278	1,873	817	237	1,054	181	74	255	807	195	1,002
県外	1,069	276	1,345	181	35	216	87	15	102	77	19	96	17	1	18	181	119	300
合計	164,563	18,829	183,392	26,877	3,374	30,251	14,535	2,060	16,595	9,036	980	10,016	3,306	334	3,640	20,270	2,043	22,313

資料:平成12年国勢調査報告(総務省)平成12年10月1日現在。

単位は、人。

縦計は、当地に常住する就業・通学者。

横計は、当地で従業・通学する者。

1 圏域内における通勤・通学者の状況(15歳以上) その2

市 町 名	塩江町			香川町			香南町			直島町			綾歌郡			綾上町		
	就業者	通学者	計	就業者	通学者	計	就業者	通学者	計	就業者	通学者	計	就業者	通学者	計	就業者	通学者	計
高松市	393	81	474	6,305	547	6,852	1,574	248	1,822	21	34	55	9,312	1,214	10,526	791	157	948
木田郡	21	0	21	188	16	204	47	6	53	0	0	0	152	22	174	20	3	23
三木町	21	0	21	136	7	143	39	2	41	0	0	0	104	9	113	20	3	23
牟礼町	0	0	0	52	9	61	8	4	12	0	0	0	48	13	61	0	0	0
庵治町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川郡	1,289	35	1,324	5,089	545	5,634	2,008	172	2,180	1,670	16	1,686	815	172	987	163	23	186
塩江町	1,101	14	1,115	146	1	147	30	0	30	0	0	0	33	0	33	0	0	0
香川町	132	21	153	4,415	544	4,959	227	71	298	0	0	0	349	170	519	70	23	93
香南町	56	0	56	528	0	528	1,751	101	1,852	0	0	0	433	2	435	93	0	93
直島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,670	16	1,686	0	0	0	0	0	0
綾歌郡	46	8	54	397	11	408	234	10	244	0	0	0	10,710	596	11,306	2,142	49	2,191
綾上町	12	2	14	91	0	91	40	0	40	0	0	0	2,257	42	2,299	1,795	42	1,837
綾南町	23	6	29	161	11	172	111	10	121	0	0	0	4,290	350	4,640	274	7	281
国分寺町	11	0	11	145	0	145	83	0	83	0	0	0	4,163	204	4,367	73	0	73
11市町計	1,749	124	1,873	11,979	1,119	13,098	3,863	436	4,299	1,691	50	1,741	20,989	2,004	22,993	3,116	232	3,348
11市町の内、当該市町を除く	648	110	758	7,564	575	8,139	2,112	335	2,447	21	34	55	11,754	1,425	13,179	1,321	190	1,511
上記以外の県内の市町	39	10	49	564	141	705	204	44	248	0	0	0	3,668	681	4,349	438	105	543
県外	12	1	13	69	17	86	19	4	23	81	97	178	237	65	302	15	5	20
合計	1,800	135	1,935	12,612	1,277	13,889	4,086	484	4,570	1,772	147	1,919	24,894	2,750	27,644	3,569	342	3,911

資料：平成12年国勢調査報告(総務省) 平成12年10月1日現在。

単位は、人。

縦計は、当地に常住する就業・通学者。

横計は、当地で従業・通学する者。

1 圏域内における通勤・通学者の状況(15歳以上) その3

市 町 名	綾南町			国分寺町			11市町			左記以外の県内の市町			県外			合計		
	就業者	通学者	計	就業者	通学者	計	就業者	通学者	計	就業者	通学者	計	就業者	通学者	計	就業者	通学者	計
高松市	3,350	495	3,845	5,171	562	5,733	176,279	19,043	195,322	24,068	2,734	26,802	3,059	750	3,809	203,406	22,527	225,933
木田郡	58	9	67	74	10	84	16,412	2,552	18,964	2,188	493	2,681	92	24	116	18,692	3,069	21,761
三木町	37	0	37	47	6	53	9,133	1,565	10,698	1,234	177	1,411	55	21	76	10,422	1,763	12,185
牟礼町	21	9	30	27	4	31	4,679	951	5,630	776	313	1,089	28	3	31	5,483	1,267	6,750
庵治町	0	0	0	0	0	0	2,600	36	2,636	178	3	181	9	0	9	2,787	39	2,826
香川郡	391	83	474	261	66	327	13,951	1,235	15,186	739	22	761	377	0	377	15,067	1,257	16,324
塩江町	20	0	20	13	0	13	1,480	16	1,496	48	0	48	53	0	53	1,581	16	1,597
香川町	155	82	237	124	65	189	6,879	1,096	7,975	337	22	359	35	0	35	7,251	1,118	8,369
香南町	216	1	217	124	1	125	3,910	107	4,017	343	0	343	31	0	31	4,284	107	4,391
直島町	0	0	0	0	0	0	1,682	16	1,698	11	0	11	258	0	258	1,951	16	1,967
綾歌郡	4,406	335	4,741	4,162	212	4,374	14,048	681	14,729	2,792	45	2,837	97	1	98	16,937	727	17,664
綾上町	328	0	328	134	0	134	2,705	44	2,749	447	2	449	15	0	15	3,167	46	3,213
綾南町	3,714	334	4,048	302	9	311	5,527	430	5,957	1,265	42	1,307	31	1	32	6,823	473	7,296
国分寺町	364	1	365	3,726	203	3,929	5,816	207	6,023	1,080	1	1,081	51	0	51	6,947	208	7,155
11市町計	8,205	922	9,127	9,668	850	10,518	220,690	23,511	244,201	29,787	3,294	33,081	3,625	775	4,400	254,102	27,580	281,682
11市町の内、当該市町を除く	4,491	588	5,079	5,942	647	6,589	43,168	4,932	48,100									
上記以外の県内の市町	1,452	223	1,675	1,778	353	2,131	14,246	2,990	17,236	233,376	24,665	258,041	4,019	782	4,801	251,641	28,437	280,078
県外	81	22	103	141	38	179	1,668	495	2,163	3,943	726	4,669			0	7,644	1,557	9,201
合計	9,738	1,167	10,905	11,587	1,241	12,828	236,604	26,996	263,600	267,106	28,685	295,791	7,644	1,557	9,201	511,354	57,238	568,592

資料:平成12年国勢調査報告(総務省)平成12年10月1日現在。
 単位は、人。
 縦計は、当地に常住する就業・通学者。
 横計は、当地で就業・通学する者。

県外合計欄 上段.....他県から香川県へ就業・通学する者。
 下段.....香川県から他県へ就業・通学する者。
 合計欄 上段.....香川県で就業・通学する者。
 下段.....香川県に常住する就業・通学者。

2 1市5町の主な財政指標等の推移

【財政力指数の状況】

項目	年度	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町	1市5町合計
基準財政需要額 A	8年度	48,264,159	1,772,158	1,740,175	1,229,493	2,237,297	3,262,733	58,506,015
	9年度	50,292,302	1,836,411	1,852,131	1,304,708	2,264,816	3,450,225	61,000,593
	10年度	51,973,312	1,827,424	1,902,219	1,358,026	2,287,126	3,600,677	62,948,784
	11年度	56,922,861	1,780,802	1,887,965	1,343,541	2,268,145	3,690,040	67,893,354
	12年度	58,001,604	1,796,176	1,917,162	1,346,130	2,255,485	3,744,757	69,061,314
	13年度	57,813,727	1,681,252	1,880,531	1,261,626	2,151,386	3,644,575	68,433,097
基準財政収入額 B	8年度	48,676,890	311,681	1,047,311	618,036	651,815	2,003,852	53,309,585
	9年度	49,979,563	325,707	1,017,614	613,823	701,402	2,065,578	54,703,687
	10年度	50,738,290	335,663	1,067,737	616,254	711,569	2,092,303	55,561,816
	11年度	48,507,396	332,984	1,056,289	566,256	709,004	2,090,619	53,262,548
	12年度	49,279,228	334,508	1,032,070	564,151	770,176	2,141,328	54,121,461
	13年度	50,269,584	335,242	1,035,689	573,279	819,194	2,241,577	55,274,565
B / A 指数(単年度) C	8年度	1.009	0.176	0.602	0.503	0.291	0.614	0.911
	9年度	0.994	0.177	0.549	0.470	0.310	0.599	0.897
	10年度	0.976	0.184	0.561	0.454	0.311	0.581	0.883
	11年度	0.852	0.187	0.559	0.421	0.313	0.567	0.785
	12年度	0.850	0.186	0.538	0.419	0.341	0.572	0.784
	13年度	0.870	0.199	0.551	0.454	0.381	0.615	0.808
財政力指数 (単年度指数Cの 3力年平均)	8～10年度	0.993	0.179	0.571	0.476	0.304	0.598	0.897
	9～11年度	0.941	0.183	0.556	0.448	0.311	0.582	0.855
	10～12年度	0.893	0.186	0.553	0.431	0.322	0.573	0.817
	11～13年度	0.857	0.191	0.549	0.431	0.345	0.585	0.792

【経常収支比率の状況】

(13年度)

区分	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町	1市5町
経常収入一般財源(A)	75,029,473	1,854,674	2,182,991	1,457,119	2,420,812	4,345,352	87,290,421
経常経費充当 一般財源(B)	63,637,580	1,500,928	1,594,212	1,236,394	2,089,255	3,388,932	73,447,301
経常収支比率(B)÷(A)	84.8	80.9	73.0	84.9	86.3	78.0	84.1

(12年度)

区分	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町	1市5町
経常収入一般財源(A)	76,092,273	1,928,685	2,232,898	1,531,000	2,532,322	4,490,135	88,807,313
経常経費充当 一般財源(B)	61,729,578	1,570,601	1,582,006	1,131,843	2,108,533	3,281,396	71,403,957
経常収支比率(B)÷(A)	81.1	81.4	70.8	73.9	83.3	73.1	80.4

(11年度)

区分	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町	1市5町
経常収入一般財源(A)	74,137,140	1,877,942	2,190,724	1,544,037	2,500,782	4,375,046	86,625,671
経常経費充当 一般財源(B)	59,653,208	1,559,915	1,562,729	1,199,827	2,099,113	3,258,534	69,333,326
経常収支比率(B)÷(A)	80.5	83.1	71.3	77.7	83.9	74.5	80.0

(10年度)

区 分	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町	1市5町
経常収入一般財源(A)	66,411,177	1,893,401	2,189,447	1,498,224	2,469,576	4,128,643	78,590,468
経常経費充当 一般財源 (B)	57,169,962	1,405,899	1,424,099	1,154,793	2,061,047	3,133,694	66,349,494
経常収支比率(B)÷(A)	86.1	74.3	65.0	77.1	83.5	75.9	84.4

経常収支比率は、経常的に収入される一般財源(地方税、地方交付税等)のうち、経常経費(人件費、物件費等)にどれだけ充当されているかを表している。

従って、この比率が低いほど投資的経費等に向ける財源に余裕があるといえる。

一般的には、都市にあっては75%、町村にあっては70%程度が適当とされ、これが各々5%を超えると、弾力性を失いつつあるとされている。

経常収入一般財源 地方税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、軽油・自動車取得税交付金、地方特別交付金等

経常経費充当一般財源 人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費、投資及び出資金・貸付金、繰出金

【公債費負担比率の状況】

(13年度)

区 分	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町	1市5町
公債費充当一般財源 (A)	14,450,472	409,538	342,534	209,225	491,761	607,867	16,511,397
一般財源総額 (B)	84,505,862	2,218,530	2,881,173	2,175,450	2,933,190	5,143,467	99,857,672
公債費負担比率 (A)÷(B)	17.1	18.5	11.9	9.6	16.8	11.8	16.5

(12年度)

区 分	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町	1市5町
公債費充当一般財源 (A)	13,420,213	540,820	316,223	190,791	641,524	561,604	15,671,175
一般財源総額 (B)	82,943,915	2,324,780	2,621,723	2,124,686	3,105,419	5,062,606	98,183,129
公債費負担比率 (A)÷(B)	16.2	23.3	12.1	9.0	20.7	11.1	16.0

(11年度)

区 分	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町	1市5町
公債費充当一般財源 (A)	12,439,278	460,506	550,005	477,047	542,580	589,716	15,059,132
一般財源総額 (B)	81,921,675	2,272,083	2,631,701	2,098,580	2,932,556	4,770,445	96,627,040
公債費負担比率 (A)÷(B)	15.2	20.3	20.9	22.7	18.5	12.4	15.6

公債費負担比率は公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を示すものであり、この比率が高いほど、財政運営の硬直化の高まりを表している。

一般的には、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

【実質収支比率の状況】

(平成13年度)

市町名	収入総額 (A)	歳出総額 (B)	歳入歳出差引 (A) - (B) (C)	翌年度に繰り 越すべき財源 (D)	実質収支 (C) - (D) (E)	標準財政規模 (F)	実質収支 比率(%) (E) ÷ (F)
高松市	120,148,182	115,905,341	4,242,841	1,883,631	2,359,210	74,192,491	3.2
塩江町	3,700,599	3,495,514	205,085	40,981	164,104	1,781,386	9.2
香南町	4,975,153	4,305,117	670,036	465,705	204,331	2,202,239	9.3
直島町	3,777,184	3,623,219	153,965	51,037	102,928	1,446,881	7.1
綾上町	3,947,252	3,673,004	274,248	2,710	271,538	2,406,213	11.3
国分寺町	6,825,605	6,284,305	541,300	118,588	422,712	4,368,282	9.7
1市5町	143,373,975	137,286,500	6,087,475	2,562,652	3,524,823	86,397,492	4.1

(平成12年度)

市町名	収入総額 (A)	歳出総額 (B)	歳入歳出差引 (A) - (B) (C)	翌年度に繰り 越すべき財源 (D)	実質収支 (C) - (D) (E)	標準財政規模 (F)	実質収支 比率(%) (E) ÷ (F)
高松市	127,725,491	122,636,677	5,088,814	1,995,727	3,093,087	74,151,227	4.2
塩江町	3,989,307	3,833,866	155,441	27,026	128,415	1,897,680	6.8
香南町	3,751,199	3,217,389	533,810	158,640	375,170	2,238,749	16.8
直島町	4,583,829	4,414,343	169,486	1,200	168,286	1,529,438	11.0
綾上町	3,884,238	3,585,475	298,763	9,677	289,086	2,493,941	11.6
国分寺町	6,698,165	6,099,729	598,436	53,483	544,953	4,436,614	12.3
1市5町	150,632,229	143,787,479	6,844,750	2,245,753	4,598,997	86,747,649	5.3

(平成11年度)

市町名	収入総額 (A)	歳出総額 (B)	歳入歳出差引 (A) - (B) (C)	翌年度に繰り 越すべき財源 (D)	実質収支 (C) - (D) (E)	標準財政規模 (F)	実質収支 比率(%) (E) ÷ (F)
高松市	129,158,484	124,805,498	4,352,986	1,863,831	2,489,155	72,734,801	3.4
塩江町	4,373,898	4,210,488	163,410	21,263	142,147	1,880,817	7.6
香南町	3,763,721	3,497,800	265,921	137,204	128,717	2,215,570	5.8
直島町	2,721,478	2,559,899	161,579	13,880	147,699	1,526,736	9.7
綾上町	4,103,833	3,886,581	217,252	13,068	204,184	2,485,207	8.2
国分寺町	6,346,356	5,817,020	529,336	48,647	480,689	4,364,001	11.0
1市5町	150,467,770	144,777,286	5,690,484	2,097,893	3,592,591	85,207,132	4.2

(平成10年度)

市町名	収入総額 (A)	歳出総額 (B)	歳入歳出差引 (A) - (B) (C)	翌年度に繰り 越すべき財源 (D)	実質収支 (C) - (D) (E)	標準財政規模 (F)	実質収支 比率(%) (E) ÷ (F)
高松市	123,508,086	120,067,998	3,440,088	1,587,581	1,852,507	68,530,693	2.7
塩江町	3,725,660	3,508,901	216,759	96,316	120,443	1,928,391	6.2
香南町	3,398,815	2,839,287	559,528	109,282	450,246	2,232,863	20.2
直島町	2,343,252	2,242,977	100,275	1,755	98,520	1,558,095	6.3
綾上町	4,373,631	4,111,138	262,493	44,891	217,602	2,505,108	8.7
国分寺町	6,132,651	5,653,832	478,819	153,558	325,261	4,274,273	7.6
1市5町	143,482,095	138,424,133	5,057,962	1,993,383	3,064,579	81,029,423	3.8

実質収支が赤字となった場合、この比率が20%（道府県は5%）以上になれば、地方財政再建促進特別措置法の準用団体にならなければ地方債の制限を受ける。

また、実質収支が黒字であっても、過大な剰余となることは望ましくない。一応の目安としては標準財政規模の5%とされている。

【収入決算額構成比の状況】

(平成13年度)

(単位:千円)

区 分	高 松 市		塩 江 町		香 南 町		直 島 町		綾 上 町		国 分 寺 町		1 市 5 町		
	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	
1 地方税	56,546,474	47.1	393,128	10.6	1,090,132	21.9	656,740	17.4	851,317	21.6	2,368,885	34.7	61,906,676	43.2	
2 地方譲与税	917,117	0.8	29,730	0.8	66,515	1.3	12,851	0.3	53,717	1.4	63,941	0.9	1,143,871	0.8	
3 利子割交付金	3,156,487	2.6	18,118	0.5	52,728	1.1	31,892	0.8	37,340	0.9	176,032	2.6	3,472,597	2.4	
4 地方消費税交付金	3,961,432	3.3	33,358	0.9	77,893	1.6	42,481	1.1	59,209	1.5	184,264	2.7	4,358,637	3.0	
5 ゴルフ場利用税交付金	16,276	0.0		0.0		0.0		0.0	22,548	0.6		0.0	38,824	0.0	
6 特別地方消費税交付金	1,696	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	1,696	0.0	
7 軽油・自動車取得税交付金	560,335	0.5	18,221	0.5	18,882	0.4	7,891	0.2	32,854	0.8	39,257	0.6	677,440	0.5	
8 地方特例交付金	2,229,134	1.9	7,718	0.2	29,575	0.6	17,434	0.5	24,115	0.6	94,056	1.4	2,402,032	1.7	
9 地方交付税	8,006,511	6.7	1,571,655	42.5	1,017,531	20.5	910,763	24.1	1,578,071	40.0	1,562,152	22.9	14,646,683	10.2	
10 交通安全対策特別交付金	93,420	0.1	856	0.0	983	0.0		0.0	1,475	0.0	3,195	0.0	99,929	0.1	
11 分担金及び負担金	1,514,704	1.3	30,294	0.8	95,132	1.9	24,548	0.6	209,748	5.3	102,163	1.5	1,976,589	1.4	
12 使用料	2,144,184	1.8	226,822	6.1	48,755	1.0	171,767	4.5	66,915	1.7	126,404	1.9	2,784,847	1.9	
13 手数料	517,172	0.4	2,403	0.1	6,365	0.1	35,870	0.9	6,025	0.2	51,251	0.8	619,086	0.4	
14 国庫支出金	15,755,214	13.1	115,878	3.1	225,633	4.5	42,005	1.1	107,302	2.7	442,001	6.5	16,688,033	11.6	
15 国有提供施設等所在市町村助成交付金		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	956	0.0	956	0.0	
16 都道府県支出金	4,539,897	3.8	277,206	7.5	562,563	11.3	87,235	2.3	305,675	7.7	440,266	6.5	6,212,842	4.3	
17 財産収入	458,612	0.4	41,739	1.1	5,154	0.1	18,395	0.5	24,098	0.6	85,620	1.3	633,618	0.4	
18 寄附金	40,650	0.0	193,761	5.2		0.0	6,224	0.2		0.0	3,469	0.1	244,104	0.2	
19 繰入金	3,805,637	3.2	135,528	3.7	372,971	7.5	297,738	7.9	178,064	4.5	281,044	4.1	5,070,982	3.5	
20 繰越金	3,408,814	2.8	74,441	2.0	333,810	6.7	169,486	4.5	198,763	5.0	328,436	4.8	4,513,750	3.1	
21 諸収入	2,963,416	2.5	63,443	1.7	112,031	2.3	508,264	13.5	71,616	1.8	238,913	3.5	3,957,683	2.8	
内 訳	収益事業収入	650,000	0.5		0.0		0.0		0.0		0.0	0.0	650,000	0.5	
	各種貸付金元利収入	1,161,717	1.0	13,960	0.4	22,903	0.5	501,327	13.3	56,120	1.4	70,702	1.0	1,826,729	1.3
	その他	1,151,699	1.0	49,483	1.3	89,128	1.8	6,937	0.2	15,496	0.4	168,211	2.5	1,480,954	1.0
22 地方債	9,511,000	7.9	466,300	12.6	858,500	17.3	735,600	19.5	118,400	3.0	233,300	3.4	11,923,100	8.3	
うち都道府県貸付金	65,000	0.1	31,500	0.9		0.0	500,000	13.2		0.0		0.0	596,500	0.4	
うち減税補てん償	831,400	0.7	3,100	0.1		0.0	6,500	0.2		0.0		0.0	841,000	0.6	
うち臨時財政対策債	1,450,000	1.2	56,000	1.5	68,500	1.4	45,800	1.2	43,000	1.1		0.0	1,663,300	1.2	
(歳入合計)	120,148,182	100.0	3,700,599	100.0	4,975,153	100.0	3,777,184	100.0	3,947,252	100.0	6,825,605	100.0	143,373,975	100.0	
自主財源比率	71,399,663	59.4	1,161,559	31.4	2,064,350	41.5	1,889,032	50.0	1,606,546	40.7	3,586,185	52.5	81,707,335	57.0	

(1 + 11 + 12 + 13 + 17 + 18 + 19 + 20 + 21)

【収入決算額構成比の状況】

(平成12年度)

(単位:千円)

区 分	高 松 市		塩 江 町		香 南 町		直 島 町		綾 上 町		国 分 寺 町		1 市 5 町	
	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)
1 地方税	56,113,825	43.9	327,236	8.2	1,092,727	29.1	626,075	13.7	797,695	20.5	2,310,496	34.5	61,268,054	40.7
2 地方譲与税	910,530	0.7	29,829	0.7	66,252	1.8	14,673	0.3	53,646	1.4	64,008	1.0	1,138,938	0.8
3 利子割交付金	3,313,312	2.6	19,322	0.5	55,606	1.5	33,665	0.7	39,228	1.0	182,877	2.7	3,644,010	2.4
4 地方消費税交付金	4,052,812	3.2	34,360	0.9	79,235	2.1	44,578	1.0	61,046	1.6	184,807	2.8	4,456,838	3.0
5 ゴルフ場利用税交付金	16,101	0.0		0.0		0.0		0.0	23,868	0.6		0.0	39,969	0.0
6 特別地方消費税交付金	24,095	0.0	490	0.0	217	0.0	148	0.0		0.0		0.0	24,950	0.0
7 軽油・自動車取得税交付金	581,595	0.5	19,143	0.5	19,597	0.5	9,433	0.2	34,332	0.9	41,138	0.6	705,238	0.5
8 地方特例交付金	2,164,659	1.7	8,227	0.2	30,992	0.8	19,641	0.4	24,122	0.6	95,907	1.4	2,343,548	1.6
9 地方交付税	9,303,128	7.3	1,703,556	42.7	1,069,909	28.5	1,015,576	22.2	1,744,153	44.9	1,778,773	26.6	16,615,095	11.0
10 交通安全対策特別交付金	81,610	0.1	784	0.0	943	0.0		0.0	1,431	0.0	2,413	0.0	87,181	0.1
11 分担金及び負担金	1,559,283	1.2	25,903	0.6	57,854	1.5	25,373	0.6	108,955	2.8	118,012	1.8	1,895,380	1.3
12 使用料	2,048,325	1.6	238,785	6.0	44,607	1.2	126,752	2.8	69,001	1.8	105,673	1.6	2,633,143	1.7
13 手数料	486,354	0.4	12,532	0.3	6,046	0.2	35,799	0.8	5,972	0.2	53,378	0.8	600,081	0.4
14 国庫支出金	15,305,317	12.0	187,364	4.7	96,000	2.6	118,060	2.6	155,157	4.0	412,618	6.2	16,274,516	10.8
15 国有提供施設等所在市町村助成交付金		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	851	0.0	851	0.0
16 都道府県支出金	5,626,149	4.4	308,814	7.7	397,582	10.6	205,046	4.5	231,401	6.0	475,067	7.1	7,244,059	4.8
17 財産収入	480,452	0.4	10,784	0.3	117,036	3.1	10,686	0.2	13,312	0.3	46,466	0.7	678,736	0.5
18 寄附金	137,590	0.1	371,464	9.3	40	0.0	641	0.0	700	0.0	24,904	0.4	535,339	0.4
19 繰入金	4,178,365	3.3	105,266	2.6	75,462	2.0	270,055	5.9	138,189	3.6	101,342	1.5	4,868,679	3.2
20 繰越金	2,962,986	2.3	66,844	1.7	195,921	5.2	161,579	3.5	137,252	3.5	289,336	4.3	3,813,918	2.5
21 諸収入	3,371,503	2.6	42,904	1.1	65,773	1.8	508,049	11.1	89,078	2.3	87,999	1.3	4,165,306	2.8
内 訳														
収益事業収入	1,000,000	0.8		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	1,000,000	0.7
各種貸付金元利収入	1,355,946	1.1	13,954	0.3	22,653	0.6	501,327	10.9	56,064	1.4	63,551	0.9	2,013,495	1.3
その他	1,015,557	0.8	28,950	0.7	43,120	1.1	6,722	0.1	33,014	0.8	24,448	0.4	1,151,811	0.8
22 地方債	15,007,500	11.7	475,700	11.9	279,400	7.4	1,358,000	29.6	155,700	4.0	322,100	4.8	17,598,400	11.7
うち都道府県貸付金	100,000	0.1	54,000	1.4	1,000	0.0	550,000	12.0		0.0		0.0	705,000	0.5
うち減税補てん債	788,000	0.6	3,200	0.1		0.0	7,100	0.2	8,600	0.2	35,000	0.5	841,900	0.6
(歳入合計)	127,725,491	100.0	3,989,307	100.0	3,751,199	100.0	4,583,829	100.0	3,884,238	100.0	6,698,165	100.0	150,632,229	100.0
自主財源比率	71,338,683	55.9	1,201,718	30.1	1,655,466	44.1	1,765,009	38.5	1,360,154	35.0	3,137,606	46.8	80,458,636	53.4

(1 + 11 + 12 + 13 + 17 + 18 + 19 + 20 + 21)

【収入決算額構成比の状況】

(平成11年度)

(単位:千円)

区 分	高 松 市		塩 江 町		香 南 町		直 島 町		綾 上 町		国 分 寺 町		1 市 5 町		
	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	
1 地方税	58,007,383	44.9	314,730	7.2	1,157,377	30.8	677,110	24.9	740,580	18.0	2,372,893	37.4	63,270,073	42.0	
2 地方譲与税	890,235	0.7	29,010	0.7	67,219	1.8	14,331	0.5	52,818	1.3	62,313	1.0	1,115,926	0.7	
3 利子割交付金	636,787	0.5	3,703	0.1	10,541	0.3	6,524	0.2	7,460	0.2	34,560	0.5	699,575	0.5	
4 地方消費税交付金	3,929,928	3.0	33,318	0.8	76,832	2.0	43,225	1.6	59,194	1.4	179,204	2.8	4,321,701	2.9	
5 ゴルフ場利用税交付金	18,570	0.0		0.0		0.0		0.0	26,113	0.6		0.0	44,683	0.0	
6 特別地方消費税交付金	123,985	0.1	5,199	0.1	1,748	0.0	1,476	0.1		0.0	109	0.0	132,517	0.1	
7 軽油・自動車取得税交付金	592,927	0.5	19,434	0.4	20,178	0.5	9,620	0.4	35,295	0.9	41,820	0.7	719,274	0.5	
8 地方特例交付金	1,416,619	1.1	6,936	0.2	21,382	0.6	14,385	0.5	16,594	0.4	73,629	1.2	1,549,545	1.0	
9 地方交付税	8,886,690	6.9	1,680,537	38.4	1,014,165	26.9	994,638	36.5	1,809,443	44.1	1,766,582	27.8	16,152,055	10.7	
10 交通安全対策特別交付金	91,884	0.1	768	0.0	975	0.0		0.0	1,598	0.0	2,956	0.0	98,181	0.1	
11 分担金及び負担金	2,210,353	1.7	26,852	0.6	79,554	2.1	31,387	1.2	121,032	2.9	142,470	2.2	2,611,648	1.7	
12 使用料	2,045,928	1.6	161,519	3.7	42,162	1.1	70,600	2.6	66,277	1.6	104,674	1.6	2,491,160	1.7	
13 手数料	458,350	0.4	2,659	0.1	4,578	0.1	39,867	1.5	4,430	0.1	54,932	0.9	564,816	0.4	
14 国庫支出金	20,648,477	16.0	210,140	4.8	174,240	4.6	111,082	4.1	347,642	8.5	500,226	7.9	21,991,807	14.6	
15 国有提供施設等所在市町村助成交付金		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	851	0.0	851	0.0	
16 都道府県支出金	4,682,720	3.6	403,760	9.2	366,359	9.7	90,114	3.3	327,367	8.0	444,512	7.0	6,314,832	4.2	
17 財産収入	281,696	0.2	24,895	0.6	8,405	0.2	11,075	0.4	10,139	0.2	18,127	0.3	354,337	0.2	
18 寄附金	19,576	0.0	37,450	0.9	20	0.0	922	0.0		0.0	15,608	0.2	73,576	0.0	
19 繰入金	5,305,795	4.1	123,239	2.8	103,706	2.8	325,300	12.0	51,850	1.3	33,564	0.5	5,943,454	3.9	
20 繰越金	2,450,088	1.9	136,759	3.1	259,528	6.9	100,275	3.7	112,493	2.7	308,819	4.9	3,367,962	2.2	
21 諸収入	3,552,293	2.8	43,890	1.0	39,352	1.0	5,347	0.2	75,908	1.8	79,607	1.3	3,796,397	2.5	
内 訳	収益事業収入	1,400,000	1.1		0.0		0.0		0.0	0.0		0.0	1,400,000	0.9	
	各種貸付金元利収入	1,177,613	0.9	9,968	0.2	22,153	0.6	1,328	0.0	56,345	1.4	59,470	0.9	1,326,877	0.9
	その他	974,680	0.8	33,922	0.8	17,199	0.5	4,019	0.1	19,563	0.5	20,137	0.3	1,069,520	0.7
22 地方債	12,908,200	10.0	1,109,100	25.4	315,400	8.4	174,200	6.4	237,600	5.8	108,900	1.7	14,853,400	9.9	
うち都道府県貸付金	82,000	0.1	25,500	0.6	1,000	0.0		0.0		0.0		0.0	108,500	0.1	
うち減税補てん債	593,500	0.5	3,700	0.1		0.0	6,600	0.2	8,400	0.2	34,700	0.5	646,900	0.4	
(歳入合計)	129,158,484	100.0	4,373,898	100.0	3,763,721	100.0	2,721,478	100.0	4,103,833	100.0	6,346,356	100.0	150,467,770	100.0	
自主財源比率	74,331,462	57.6	871,993	19.9	1,694,682	45.0	1,261,883	46.4	1,182,709	28.8	3,130,694	49.3	82,473,423	54.8	

(1 + 11 + 12 + 13 + 17 + 18 + 19 + 20 + 21)

【収入決算額構成比の状況】

(平成10年度)

(単位:千円)

区 分	高 松 市		塩 江 町		香 南 町		直 島 町		綾 上 町		国 分 寺 町		1 市 5 町		
	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	
1 地方税	58,666,440	47.5	320,878	8.6	1,166,955	34.3	677,929	28.9	703,983	16.1	2,287,923	37.3	63,824,108	44.5	
2 地方譲与税	862,365	0.7	28,323	0.8	70,480	2.1	14,076	0.6	51,653	1.2	60,628	1.0	1,087,525	0.8	
3 利子割交付金	633,331	0.5	3,690	0.1	10,646	0.3	6,771	0.3	7,244	0.2	33,683	0.5	695,365	0.5	
4 地方消費税交付金	4,152,341	3.4	35,203	0.9	81,181	2.4	45,671	1.9	62,545	1.4	189,346	3.1	4,566,287	3.2	
5 ゴルフ場利用税交付金	21,717	0.0		0.0		0.0		0.0	28,030	0.6		0.0	49,747	0.0	
6 特別地方消費税交付金	129,140	0.1	6,598	0.2	2,280	0.1	1,272	0.1		0.0		0.0	139,290	0.1	
7 軽油・自動車取得税交付金	588,311	0.5	19,390	0.5	20,032	0.6	9,658	0.4	35,274	0.8	41,596	0.7	714,261	0.5	
8 地方特例交付金		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	0	0.0	
9 地方交付税	1,649,148	1.3	1,703,511	45.7	993,279	29.2	931,034	39.7	1,804,830	41.3	1,658,751	27.0	8,740,553	6.1	
10 交通安全対策特別交付金	90,205	0.1	801	0.0	858	0.0		0.0	1,551	0.0	2,948	0.0	96,363	0.1	
11 分担金及び負担金	2,451,259	2.0	28,632	0.8	72,951	2.1	29,592	1.3	133,868	3.1	154,681	2.5	2,870,983	2.0	
12 使用料	1,991,465	1.6	166,760	4.5	40,179	1.2	32,892	1.4	64,806	1.5	99,602	1.6	2,395,704	1.7	
13 手数料	372,610	0.3	2,543	0.1	4,480	0.1	42,287	1.8	4,572	0.1	50,405	0.8	476,897	0.3	
14 国庫支出金	15,201,305	12.3	171,174	4.6	99,028	2.9	46,625	2.0	263,539	6.0	496,774	8.1	16,278,445	11.3	
15 国有提供施設等所在市町村助成交付金		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	897	0.0	897	0.0	
16 都道府県支出金	6,686,703	5.4	385,397	10.3	239,502	7.0	83,111	3.5	311,447	7.1	486,748	7.9	8,192,908	5.7	
17 財産収入	380,878	0.3	42,280	1.1	9,675	0.3	12,763	0.5	19,754	0.5	8,393	0.1	473,743	0.3	
18 寄附金	9,852	0.0	47,001	1.3	20	0.0	2,738	0.1	1,113	0.0	18,854	0.3	79,578	0.1	
19 繰入金	8,234,209	6.7	124,190	3.3	48,476	1.4	240,000	10.2	450,007	10.3	46,277	0.8	9,143,159	6.4	
20 繰越金	1,832,256	1.5	155,951	4.2	96,829	2.8	123,441	5.3	75,851	1.7	155,115	2.5	2,439,443	1.7	
21 諸収入	3,234,751	2.6	50,938	1.4	69,264	2.0	5,592	0.2	65,741	1.5	80,330	1.3	3,506,616	2.4	
内 訳	収益事業収入	1,000,000	0.8		0.0		0.0		0.0		0.0	0.0	1,000,000	0.7	
	各種貸付金元利収入	1,066,111	0.9	7,059	0.2	22,745	0.7	1,327	0.1	44,586	1.0	57,725	0.9	1,199,553	0.8
	その他	1,168,640	0.9	43,879	1.2	46,519	1.4	4,265	0.2	21,155	0.5	22,605	0.4	1,307,063	0.9
22 地方債	16,319,800	13.2	432,400	11.6	372,700	11.0	37,800	1.6	287,823	6.6	259,700	4.2	17,710,223	12.3	
うち都道府県貸付金	58,000	0.0	18,700	0.5	56,800	1.7		0.0		0.0		0.0	133,500	0.1	
うち減税補てん債	2,125,300	1.7	18,500	0.5	46,700	1.4	24,200	1.0	37,200	0.9		0.0	2,251,900	1.6	
(歳入合計)	123,508,086	100.0	3,725,660	100.0	3,398,815	100.0	2,343,252	100.0	4,373,631	100.0	6,132,651	100.0	143,482,095	100.0	
自主財源比率	77,173,720	62.5	939,173	25.2	1,508,829	44.4	1,167,234	49.8	1,519,695	34.7	2,901,580	47.3	85,210,231	59.4	

(1 + 11 + 12 + 13 + 17 + 18 + 19 + 20 + 21)

【性質別経費の構成比の状況】

(平成13年度)

(単位:千円)

区 分	高 松 市		塩 江 町		香 南 町		直 島 町		綾 上 町		国 分 寺 町		1 市 5 町	
	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)
1 人件費 (a)	24,411,234	21.1	675,364	19.3	593,520	13.8	559,530	15.4	771,015	21.0	1,228,479	19.5	28,239,142	20.6
2 物件費	10,613,246	9.2	464,978	13.3	405,454	9.4	532,685	14.7	455,866	12.4	1,005,972	16.0	13,478,201	9.8
3 維持補修費	1,147,480	1.0	9,715	0.3	8,210	0.2	4,959	0.1	24,643	0.7	31,351	0.5	1,226,358	0.9
4 扶助費	16,967,443	14.6	58,115	1.7	81,287	1.9	52,695	1.5	123,036	3.3	652,829	10.4	17,935,405	13.1
5 補助費等	9,194,270	7.9	466,273	13.3	479,970	11.1	103,526	2.9	470,874	12.8	885,881	14.1	11,600,794	8.5
内 (1) 一般事務組合に対するもの	3,304,122	2.9	148,098	4.2	245,231	5.7	7,236	0.2	87,777	2.4	214,553	3.4	4,007,017	2.9
内 訳 (2) (1)以外のもの	5,890,148	5.1	318,175	9.1	234,739	5.5	95,290	2.6	383,097	10.4	671,328	10.7	7,592,777	5.5
6 公債費	14,791,909	12.8	435,145	12.4	358,583	8.3	717,744	19.8	549,101	14.9	616,334	9.8	17,468,816	12.7
内 (1) 元利償還金	14,791,091	12.8	435,145	12.4	358,580	8.3	717,744	19.8	548,866	14.9	616,334	9.8	17,467,760	12.7
内 訳 (2) 一時借入金利息	818	0.0		0.0	3	0.0		0.0	235	0.0		0.0	1,056	0.0
うち特定資金公共事業債に係るもの				0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	0	0.0
7 積立金	2,554,168	2.2	52,125	1.5	4,690	0.1	379,100	10.5	67,593	1.8	17,911	0.3	3,075,587	2.2
8 投資及び出資金・貸付金	1,365,672	1.2	6,019	0.2	42,630	1.0	500,030	13.8	22,133	0.6	108,922	1.7	2,045,406	1.5
9 繰出金	10,912,714	9.4	208,236	6.0	247,933	5.8	239,115	6.6	469,489	12.8	493,722	7.9	12,571,209	9.2
10 前年度繰上充用金		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	0	0.0
計 (1~10)	91,958,136	79.3	2,375,970	68.0	2,222,277	51.6	3,089,384	85.3	2,953,750	80.4	5,041,401	80.2	107,640,918	78.4
11 投資的経費	23,947,205	20.7	1,119,544	32.0	2,082,840	48.4	533,835	14.7	719,254	19.6	1,242,904	19.8	29,645,582	21.6
うち人件費 (b)	971,271	0.8	22,006	0.6	28,990	0.7	9,184	0.3	1,495	0.0	15,846	0.3	1,048,792	0.8
(1) 普通建設事業費	23,946,795	20.7	1,107,104	31.7	2,079,778	48.3	533,835	14.7	672,291	18.3	1,241,616	19.8	29,581,419	21.5
うち単独事業費	14,541,228	12.5	728,557	20.8	1,162,350	27.0	430,211	11.9	482,211	13.1	820,299	13.1	18,164,856	13.2
(2) 災害復旧事業費	410	0.0	12,440	0.4	3,062	0.1		0.0	46,963	1.3	1,288	0.0	64,163	0.0
(3) 失業対策事業費		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	0	0.0
歳 出 合 計	115,905,341	100.0	3,495,514	100.0	4,305,117	100.0	3,623,219	100.0	3,673,004	100.0	6,284,305	100.0	137,286,500	100.0
うち人件費 (a) + (b)	25,382,505	21.9	697,370	20.0	622,510	14.5	568,714	15.7	772,510	21.0	1,244,325	19.8	29,287,934	21.3
義務的経費 (1 + 4 + 6)	56,170,586	48.5	1,168,624	33.4	1,033,390	24.0	1,329,969	36.7	1,443,152	39.3	2,497,642	39.7	63,643,363	46.4

【性質別経費の構成比の状況】

(平成12年度)

(単位:千円)

区 分	高 松 市		塩 江 町		香 南 町		直 島 町		綾 上 町		国 分 寺 町		1 市 5 町		
	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	
1 人件費 (a)	23,944,326	19.5	692,152	18.1	588,270	18.3	513,800	11.6	768,293	21.4	1,250,454	20.5	27,757,295	19.3	
2 物件費	10,318,634	8.4	462,962	12.1	410,948	12.8	499,398	11.3	454,163	12.7	927,740	15.2	13,073,845	9.1	
3 維持補修費	1,236,713	1.0	7,333	0.2	9,228	0.3	6,148	0.1	24,702	0.7	29,320	0.5	1,313,444	0.9	
4 扶助費	16,267,857	13.3	53,308	1.4	67,704	2.1	51,390	1.2	114,982	3.2	604,973	9.9	17,160,214	11.9	
5 補助費等	10,497,849	8.6	437,209	11.4	415,190	12.9	118,134	2.7	491,396	13.7	758,418	12.4	12,718,196	8.8	
内 訳	(1) 一般事務組合に対するもの	4,044,056	3.3	151,523	4.0	246,749	7.7	7,845	0.2	97,324	2.7	244,088	4.0	4,791,585	3.3
	(2) (1)以外のもの	6,453,793	5.3	285,686	7.5	168,441	5.2	110,289	2.5	394,072	11.0	514,330	8.4	7,926,611	5.5
6 公債費	13,746,415	11.2	569,454	14.9	334,391	10.4	699,910	15.9	696,557	19.4	569,990	9.3	16,616,717	11.6	
内 訳	(1) 元利償還金	13,743,830	11.2	569,454	14.9	334,391	10.4	699,910	15.9	696,557	19.4	569,990	9.3	16,614,132	11.6
	(2) 一時借入金利息	2,585	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	0.0	2,585	0.0	
うち特定資金公共事業債に係るもの				0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	0	0.0	
7 積立金	662,655	0.5	303,691	7.9	6,381	0.2	596,011	13.5	232,136	6.5	96,679	1.6	1,897,553	1.3	
8 投資及び出資金・貸付金	1,464,704	1.2	6,174	0.2	22,633	0.7	550,199	12.5	22,311	0.6	61,819	1.0	2,127,840	1.5	
9 繰出金	10,530,278	8.6	195,104	5.1	202,878	6.3	165,573	3.8	217,556	6.1	377,139	6.2	11,688,528	8.1	
10 前年度繰上充用金		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	0	0.0	
計 (1~10)	88,669,431	72.3	2,727,387	71.1	2,057,623	64.0	3,200,563	72.5	3,022,096	84.3	4,676,532	76.7	104,353,632	72.6	
11 投資的経費	33,967,246	27.7	1,106,479	28.9	1,159,766	36.0	1,213,780	27.5	563,379	15.7	1,423,197	23.3	39,433,847	27.4	
うち人件費 (b)	991,408	0.8	22,711	0.6	36,306	1.1	10,266	0.2	2,880	0.1	8,859	0.1	1,072,430	0.7	
(1) 普通建設事業費	33,967,246	27.7	1,106,479	28.9	1,159,760	36.0	1,213,780	27.5	558,903	15.6	1,423,197	23.3	39,429,365	27.4	
うち単独事業費	23,584,235	19.2	577,170	15.1	783,070	24.3	962,043	21.8	333,045	9.3	983,304	16.1	27,222,867	18.9	
(2) 災害復旧事業費		0.0		0.0	6	0.0		0.0	4,476	0.1		0.0	4,482	0.0	
(3) 失業対策事業費		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	0	0.0	
歳 出 合 計	122,636,677	100.0	3,833,866	100.0	3,217,389	100.0	4,414,343	100.0	3,585,475	100.0	6,099,729	100.0	143,787,479	100.0	
うち人件費 (a)+(b)	24,935,734	20.3	714,863	18.6	624,576	19.4	524,066	11.9	771,173	21.5	1,259,313	20.6	28,829,725	20.1	
義務的経費(1+4+6)	53,958,598	44.0	1,314,914	34.3	990,365	30.8	1,265,100	28.7	1,579,832	44.1	2,425,417	39.8	61,534,226	42.8	

【性質別経費の構成比の状況】

(平成11年度)

(単位:千円)

区 分	高 松 市		塩 江 町		香 南 町		直 島 町		綾 上 町		国 分 寺 町		1 市 5 町	
	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)
1 人件費 (a)	24,165,066	19.4	688,205	16.3	604,847	17.3	515,039	20.1	775,249	19.9	1,261,537	21.7	28,009,943	19.3
2 物件費	9,768,669	7.8	453,431	10.8	439,548	12.6	494,431	19.3	455,490	11.7	1,008,950	17.3	12,620,519	8.7
3 維持補修費	1,517,674	1.2	11,937	0.3	6,555	0.2	9,963	0.4	28,176	0.7	28,075	0.5	1,602,380	1.1
4 扶助費	18,591,210	14.9	51,251	1.2	54,006	1.5	68,449	2.7	308,661	7.9	590,466	10.2	19,664,043	13.6
5 補助費等	10,742,948	8.6	381,668	9.1	494,418	14.1	114,986	4.5	450,631	11.6	855,884	14.7	13,040,535	9.0
内 訳														
(1) 一般事務組合に対するもの	2,742,070	2.2	138,442	3.3	221,793	6.3	7,830	0.3	98,733	2.5	256,010	4.4	3,464,878	2.4
(2) (1)以外のもの	8,000,878	6.4	243,226	5.8	272,625	7.8	107,156	4.2	356,898	9.2	599,874	10.3	9,580,657	6.6
6 公債費	12,737,220	10.2	466,216	11.1	571,294	16.3	483,163	18.9	596,937	15.4	595,010	10.2	15,449,840	10.7
内 訳														
(1) 元利償還金	12,728,306	10.2	466,118	11.1	571,294	16.3	483,163	18.9	596,679	15.4	595,010	10.2	15,440,570	10.7
(2) 一時借入金利息	8,914	0.0	98	0.0		0.0		0.0	258	0.0		0.0	9,270	0.0
うち特定資金公共事業債に係るもの				0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	0	0.0
7 積立金	2,893,687	2.3	85,759	2.0	143,931	4.1	251,278	9.8	199,875	5.1	158,598	2.7	3,733,128	2.6
8 投資及び出資金・貸付金	1,876,533	1.5	6,208	0.1	22,413	0.6	209	0.0	22,317	0.6	88,679	1.5	2,016,359	1.4
9 繰出金	9,402,142	7.5	174,929	4.2	186,028	5.3	190,660	7.4	251,495	6.5	432,167	7.4	10,637,421	7.3
10 前年度繰上充用金		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	0	0.0
計 (1~10)	91,695,149	73.5	2,319,604	55.1	2,523,040	72.1	2,128,178	83.1	3,088,831	79.5	5,019,366	86.3	106,774,168	73.8
11 投資的経費	33,110,945	26.5	1,890,884	44.9	974,760	27.9	431,721	16.9	797,750	20.5	797,654	13.7	38,003,714	26.2
うち人件費 (b)	1,033,801	0.8	21,854	0.5	30,758	0.9	9,151	0.4	11,421	0.3	7,443	0.1	1,114,428	0.8
(1) 普通建設事業費	33,106,533	26.5	1,890,135	44.9	974,752	27.9	431,721	16.9	748,507	19.3	797,172	13.7	37,948,820	26.2
うち単独事業費	20,859,643	16.7	1,381,724	32.8	702,287	20.1	336,667	13.2	437,239	11.2	629,905	10.8	24,347,465	16.8
(2) 災害復旧事業費	4,412	0.0	749	0.0	8	0.0		0.0	49,243	1.3	482	0.0	54,894	0.0
(3) 失業対策事業費		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	0	0.0
歳 出 合 計	124,806,094	100.0	4,210,488	100.0	3,497,800	100.0	2,559,899	100.0	3,886,581	100.0	5,817,020	100.0	144,777,882	100.0
うち人件費 (a)+(b)	25,198,867	20.2	710,059	16.9	635,605	18.2	524,190	20.5	786,670	20.2	1,268,980	21.8	29,124,371	20.1
義務的経費(1+4+6)	55,493,496	44.5	1,205,672	28.6	1,230,147	35.2	1,066,651	41.7	1,680,847	43.2	2,447,013	42.1	63,123,826	43.6

【性質別経費の構成比の状況】

(平成10年度)

(単位:千円)

区 分	高 松 市		塩 江 町		香 南 町		直 島 町		綾 上 町		国 分 寺 町		1 市 5 町	
	決算額	決算額 構成比 (%)	決算額	決算額 構成比 (%)	決算額	決算額 構成比 (%)	決算額	決算額 構成比 (%)	決算額	決算額 構成比 (%)	決算額	決算額 構成比 (%)	決算額 (A)	決算額 構成比 (%)
1 人件費 (a)	24,338,147	20.3	656,916	18.7	614,038	21.6	498,071	22.2	791,793	19.3	1,335,283	23.6	28,234,248	20.4
2 物件費	9,438,694	7.9	514,741	14.7	404,306	14.2	457,538	20.4	527,418	12.8	1,047,466	18.5	12,390,163	9.0
3 維持補修費	1,588,249	1.3	8,176	0.2	7,023	0.2	7,656	0.3	38,249	0.9	10,662	0.2	1,660,015	1.2
4 扶助費	17,032,986	14.2	45,518	1.3	49,905	1.8	46,962	2.1	288,787	7.0	552,414	9.8	18,016,572	13.0
5 補助費等	8,433,819	7.0	369,345	10.5	406,376	14.3	93,074	4.1	413,762	10.1	497,969	8.8	10,214,345	7.4
内 訳														
(1) 一般事務組合に対するもの	2,508,883	2.1	144,235	4.1	218,315	7.7	10,247	0.5	88,002	2.1	209,417	3.7	3,179,099	2.3
(2) (1)以外のもの	5,924,936	4.9	225,110	6.4	188,061	6.6	82,827	3.7	325,760	7.9	288,552	5.1	7,035,246	5.1
6 公債費	11,843,524	9.9	421,698	12.0	303,569	10.7	264,982	11.8	712,343	17.3	705,879	12.5	14,251,995	10.3
内 訳														
(1) 元利償還金	11,838,114	9.9	421,698	12.0	303,557	10.7	264,982	11.8	712,272	17.3	705,879	12.5	14,246,502	10.3
(2) 一時借入金利息	5,410	0.0		0.0	12	0.0		0.0	71	0.0		0.0	5,493	0.0
うち特定資金公共事業債に係るもの		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	0	0.0
7 積立金	242,007	0.2	47,063	1.3	8,648	0.3	410,000	18.3	152,773	3.7	36,653	0.6	897,144	0.6
8 投資及び出資金・貸付金	1,615,155	1.3	7,298	0.2	20,403	0.7	208	0.0	22,322	0.5	124,229	2.2	1,789,615	1.3
9 繰出金	9,201,508	7.7	170,297	4.9	151,928	5.4	197,876	8.8	169,688	4.1	432,822	7.7	10,324,119	7.5
10 前年度繰上充用金		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	0	0.0
計 (1~10)	83,734,089	69.7	2,241,052	63.9	1,966,196	69.2	1,976,367	88.1	3,117,135	75.8	4,743,377	83.9	97,778,216	70.6
11 投資的経費	36,333,909	30.3	1,267,849	36.1	873,091	30.8	266,610	11.9	994,003	24.2	910,455	16.1	40,645,917	29.4
うち人件費 (b)	1,054,670	0.9	25,929	0.7	41,348	1.5	6,389	0.3	12,019	0.3	11,122	0.2	1,151,477	0.8
(1) 普通建設事業費	36,316,522	30.2	1,191,485	34.0	866,661	30.5	264,301	11.8	881,087	21.4	883,143	15.6	40,403,199	29.2
うち単独事業費	24,291,237	20.2	817,792	23.3	722,747	25.5	226,092	10.1	643,280	15.6	691,358	12.2	27,392,506	19.8
(2) 災害復旧事業費	17,387	0.0	76,364	2.2	6,430	0.2	2,309	0.1	112,916	2.7	27,312	0.5	242,718	0.2
(3) 失業対策事業費		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	0	0.0
歳 出 合 計	120,067,998	100.0	3,508,901	100.0	2,839,287	100.0	2,242,977	100.0	4,111,138	100.0	5,653,832	100.0	138,424,133	100.0
うち人件費 (a) + (b)	25,392,817	21.1	682,845	19.5	655,386	23.1	504,460	22.5	803,812	19.6	1,346,405	23.8	29,385,725	21.2
義務的経費(1+4+6)	53,214,657	44.3	1,124,132	32.0	967,512	34.1	810,015	36.1	1,792,923	43.6	2,593,576	45.9	60,502,815	43.7

3 1市5町の住民負担・行政サービスの状況

【住民負担・行政サービス一覧】(平成14年4月1日現在)

		高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
・住民税							
個人							
均等割		年額2,500円	年額2,000円	年額2,000円	年額2,000円	年額2,000円	年額2,000円
所得割	200万円以下の金額	3%	3%	3%	3%	3%	3%
	200万円を超える金額	8%	8%	8%	8%	8%	8%
	700万円を超える金額	10%	10%	10%	10%	10%	10%
納期(普通徴収)		4期 (6・8・10・12月末)	4期 (6・8・10・1月末)	4期 (6・8・10・12月末)	4期 (6・8・10・1月末)	4期 (6・8・10・12月末)	4期 (6・8・10・12月末)
法人							
均等割	資本金の額	50人以下	50人を超える	50人以下	50人を超える	50人以下	50人を超える
	50億円を超える	492千円	3,600千円	410千円	3,000千円	410千円	3,000千円
	10億円を超え50億円以下	492千円	2,100千円	410千円	1,750千円	410千円	1,750千円
	1億円を超え10億円以下	192千円	480千円	160千円	400千円	160千円	400千円
	1千万円を超え1億円以下	156千円	180千円	130千円	150千円	130千円	150千円
	1千万円以下	60千円	144千円	50千円	120千円	50千円	120千円
	上記以外の法人	60千円	50千円	50千円	50千円	60千円	60千円
	法人税割	14.7%	12.3%	12.3%	12.3%	14.0%	14.0%
・軽自動車税							
・原動機付自転車							
50cc以下		年額1,000円	年額1,000円	年額1,000円	年額1,000円	年額1,000円	年額1,000円
50ccを超え90cc以下		年額1,300円	年額1,200円	年額1,200円	年額1,200円	年額1,200円	年額1,200円
90ccを超え125cc以下		年額1,700円	年額1,600円	年額1,600円	年額1,600円	年額1,600円	年額1,600円
ミニカー		年額2,500円	年額2,500円	年額2,500円	年額2,500円	年額2,500円	年額2,500円
・軽自動車							
2輪のもの		年額2,600円	年額2,400円	年額2,400円	年額2,400円	年額2,400円	年額2,400円
3輪のもの		年額3,400円	年額3,100円	年額3,100円	年額3,100円	年額3,100円	年額3,100円
4輪以上のもの							
乗用 営業用		年額6,200円	年額5,500円	年額5,500円	年額5,500円	年額5,500円	年額5,500円
乗用 自家用		年額7,800円	年額7,200円	年額7,200円	年額7,200円	年額7,200円	年額7,200円
貨物 営業用		年額3,400円	年額3,000円	年額3,000円	年額3,000円	年額3,000円	年額3,000円
貨物 自家用		年額4,300円	年額4,000円	年額4,000円	年額4,000円	年額4,000円	年額4,000円
専ら雪上を走行するもの		年額2,600円	年額2,400円	年額2,400円	年額2,400円	年額2,400円	年額2,400円
・小型特殊自動車							
農耕作業用のもの		年額1,700円	年額1,600円	年額1,600円	年額1,600円	年額1,600円	年額1,600円
その他のもの		年額5,100円	年額4,700円	年額4,700円	年額4,700円	年額4,700円	年額4,700円
・2輪の小型自動車							
総排気量250ccを超えるもの		年額4,300円	年額4,000円	年額4,000円	年額4,000円	年額4,000円	年額4,000円
納期		5月末	5月末	5月末	5月末	5月末	4月末

		高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
・入湯税							
課税客体		鉱泉浴場における入湯客 (特別徴収義務者 : 鉱泉浴場の経営者)	鉱泉浴場における入湯客 (特別徴収義務者 : 鉱泉浴場の経営者)	なし	なし	鉱泉浴場における入湯客 (特別徴収義務者 : 鉱泉浴場の経営者)	鉱泉浴場における入湯客 (特別徴収義務者 : 鉱泉浴場の経営者)
課税標準 及び税率		入湯客1人1日につき 150円	入湯客1人1日につき 100円			入湯客1人1日につき 100円	入湯客1人1日につき 100円
納期		特別徴収義務者が毎月分 を翌月15日までに申告・ 納入	特別徴収義務者が毎月分 を翌月15日までに申告・ 納入			特別徴収義務者が毎月分 を翌月15日までに申告・ 納入	特別徴収義務者が毎月分 を翌月15日までに申告・ 納入

【住民負担・行政サービス一覧】(平成14年4月1日現在)

	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
・固定資産税						
納税義務者等	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者
課税標準及び税率	課税標準額の1.4/100(免税点) 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	課税標準額の1.4/100(免税点) 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	課税標準額の1.4/100(免税点) 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	課税標準額の1.4/100(免税点) 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	課税標準額の1.4/100(免税点) 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	課税標準額の1.4/100(免税点) 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満
納期	4期(4・7・9・11月末)	4期(5・7・9・12月末)	4期(5・7・9・11月末)	4期(4・(5)・7・12・2月末)	4期(4・7・9・11月末)	4期(5・7・11・1月末)
・特別土地保有税						
納税義務者等	1月1日において基準面積以上の土地を保有する者(保有) 1月1日または7月1日前1年間に基準面積以上の土地を取得した者(取得)	1月1日において基準面積以上の土地を保有する者(保有) 1月1日または7月1日前1年間に基準面積以上の土地を取得した者(取得)	1月1日において基準面積以上の土地を保有する者(保有) 1月1日または7月1日前1年間に基準面積以上の土地を取得した者(取得)	1月1日において基準面積以上の土地を保有する者(保有) 1月1日または7月1日前1年間に基準面積以上の土地を取得した者(取得)	1月1日において基準面積以上の土地を保有する者(保有) 1月1日または7月1日前1年間に基準面積以上の土地を取得した者(取得)	1月1日において基準面積以上の土地を保有する者(保有) 1月1日または7月1日前1年間に基準面積以上の土地を取得した者(取得)
課税標準及び税率	課税標準額は取得価額とする。免税点 5,000㎡未満(保有) ・取得価額または修正所得価額のうちいずれか低い額の1.4/100(取得) ・取得価額の3/100	課税標準額は取得価額とする。免税点 10,000㎡未満(保有) ・取得価額または修正所得価額のうちいずれか低い額の1.4/100(取得) ・取得価額の3/100	課税標準額は取得価額とする。免税点 10,000㎡未満(保有) ・取得価額または修正所得価額のうちいずれか低い額の1.4/100(取得) ・取得価額の3/100	課税標準額は取得価額とする。免税点 10,000㎡未満(保有) ・取得価額または修正所得価額のうちいずれか低い額の1.4/100(取得) ・取得価額の3/100	課税標準額は取得価額とする。免税点 10,000㎡未満(保有) ・取得価額または修正所得価額のうちいずれか低い額の1.4/100(取得) ・取得価額の3/100	課税標準額は取得価額とする。免税点 5,000㎡未満(保有) ・取得価額または修正所得価額のうちいずれか低い額の1.4/100(取得) ・取得価額の3/100
納期	保有.....5月末 取得.....2月末または8月末	保有.....5月末 取得.....2月末または8月末	保有.....5月末 取得.....2月末または8月末	保有.....5月末 取得.....2月末または8月末	保有.....5月末 取得.....2月末または8月末	保有.....5月末 取得.....2月末または8月末

	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
・国民健康保険料(税)						
保険料率等	医療給付費分 介護納付金分	医療給付費分 介護納付金分	医療給付費分 介護納付金分	医療給付費分 介護納付金分	医療給付費分 介護納付金分	医療給付費分 介護納付金分
所得割	7.0% 0.9%	8.0% 1.2%	5.7% 0.6%	7.5% 0.56%	8.6% 0.91%	6.1% 0.8%
資産割	26.9% 5.0%	40.0% 9.5%	40.0% 4.0%	37.0% 4.6%	48.0% 8.9%	10.0% 4.2%
均等割(1人)	29,100円 5,500円	23,000円 6,600円	27,600円 6,000円	28,000円 5,000円	27,600円 5,600円	24,000円 6,000円
平等割(世帯)	24,200円 3,300円	28,000円 3,600円	28,800円 3,000円	29,000円 4,500円	28,800円 4,200円	24,000円 3,600円
課税限度額	530,000円 70,000円	530,000円 70,000円	530,000円 70,000円	530,000円 70,000円	530,000円 70,000円	530,000円 70,000円
徴収回数	年8回	年8回	年8回	年10回	年7回	年6回
(設定例)・4人家族(うち、40歳以上64歳まで2人)・給与所得200万円・固定資産税5万円						
所得割	115,500円	14,850円	132,000円	19,800円	94,000円	9,900円
資産割	13,450円	2,500円	20,000円	4,700円	123,750円	9,240円
均等割	116,400円	11,000円	92,000円	13,200円	18,500円	2,300円
平等割	24,200円	3,300円	28,000円	3,600円	110,400円	12,000円
計	269,500円(百円未満切捨て)	31,600円(百円未満切捨て)	272,000円(百円未満切捨て)	41,300円(百円未満切捨て)	253,200円(百円未満切捨て)	26,900円(百円未満切捨て)
合計	301,100円	313,300円	280,100円	309,200円	339,900円	256,500円

	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
・介護保険料(1号)						
保険料基準額	年額39,200円	年額40,300円	年額33,000円	年額27,600円	年額35,400円	年額28,800円
徴収回数	年8回	年8回	年8回	年10回	年7回(普通徴収)・6回(特徴)	年6回

(単位:円)

	戸籍関係				除籍		戸籍附票		住民票		印鑑	その他					
	謄本・抄本 1通につき	記載事項証明 1件につき	受理証明書 1通につき	1通につき(上質紙)	謄本・抄本 1通につき	記載事項証明 1件につき	写し 1通につき	写し 1通につき	記載事項証明 1件につき	閲覧 1回1世帯につき	登録証明書 1通につき	身分証明書 1通につき	埋火葬証明 1通につき	届出証明書 1通につき	外国人登録済証明書 1件につき	公的年金受給者の 現況届証明	その他の証明 1件につき
高松市	450	350	350	1,400	750	450	350	350	350	350	350	350	350	無料	350	無料	350
塩江町	450	350	350	350	750	450	300	300	300	350	300	300	300	無料	300	無料	300
香南町	450	350	350	1,400	750	450	300	300	300	300	300	300	300	無料	300	無料	300
直島町	450	350	350	1,400	750	450	300	300	300	300	300	300	無料	無料	300	無料	300
綾上町	450	350	350	1,400	750	450	300	300	300	300	350	350	無料	無料	300	300	300
国分寺町	450	350	350	1,400	750	450	300	300	1件	300	300	300	無料	無料	300	無料	300

【住民負担・行政サービス一覧】(平成14年4月1日現在)

(単位:円)

	納税証明 1件につき	市(町)民税関係証明 1件につき	固定資産税関係証明 1件につき	営業証明 1件につき	その他の証明 1件につき	住宅用家屋証明 1件につき	関 覧 手 数 料			
							土地・家屋名寄帳 1通につき	土地閲覧用台帳 5筆ごとに	家屋閲覧用台帳 5棟ごとに	地 籍 図 1枚につき
							高松市	350	350	350
塩江町	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
香南町	300	300	300	300	300	300	1件につき	300	1件につき	300
直島町	300	300	300	300	300	1,300	300	1筆につき	300	1棟につき
綾上町	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
国分寺町	300	300	300	300	300	300	300	1回につき	300	1回につき

	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
医療費助成	医療費の自己負担分を助成	医療費の自己負担分を助成	医療費の自己負担分を助成	医療費の自己負担分を助成	医療費の自己負担分を助成	医療費の自己負担分を助成
乳幼児	県補助事業 (受給対象者) 6歳未満児 (所得制限) あり (給付方法) 償還給付、(現物給付)	県補助事業 (受給対象者) 6歳未満児 (所得制限) あり (給付方法) 償還給付、(現物給付)	県補助事業 (受給対象者) 6歳未満児 (所得制限) あり (給付方法) 償還給付、(現物給付)	県補助事業 (受給対象者) 6歳未満児 (所得制限) あり (給付方法) 償還給付、(現物給付)	県補助事業 (受給対象者) 6歳未満児 (所得制限) あり (給付方法) 償還給付	県補助事業 (受給対象者) 6歳未満児 (所得制限) あり (給付方法) 償還給付
	市単独事業 (受給対象者) 6歳未満児 (所得制限) なし (給付方法) 現物給付、償還給付	町単独事業 (受給対象者) 12歳未満児及び県補助対象外児 (所得制限) なし (給付方法) 現物給付、償還給付	町単独事業 (受給対象者) 6歳未満児 (所得制限) なし (給付方法) 現物給付、償還給付	町単独事業 (受給対象者) 6歳未満児 (所得制限) なし (給付方法) 現物給付、償還給付	町単独事業 (受給対象者) 6歳未満児 (所得制限) なし (給付方法) 償還給付	町単独事業 (受給対象者) 満6歳の当月まで (所得制限) なし (給付方法) 償還給付
老人	県補助事業 (受給対象者) 68歳、69歳老人 ただし、昭和8年3月31日以前生まれの者 (所得制限) あり (給付方法) 償還給付 (その他) 老人保健法に定める一部負担金を控除	県補助事業 (受給対象者) 68歳、69歳老人 (所得制限) あり (給付方法) 償還給付 (その他) 老人保健法に定める一部負担金を控除	県補助事業 (受給対象者) 68歳、69歳老人 ただし、昭和8年3月31日以前生まれの者 (所得制限) あり (給付方法) 償還給付 (その他) 老人保健法に定める一部負担金を控除	県補助事業 (受給対象者) 68歳、69歳老人 (所得制限) あり (給付方法) 償還給付 (その他) 老人保健法に定める一部負担金を控除	県補助事業 (受給対象者) 68歳、69歳老人 (所得制限) あり (給付方法) 償還給付 (その他) 老人保健法に定める一部負担金を控除	県補助事業 (受給対象者) 平成13年3月31日までに68歳に達した者 (所得制限) あり (給付方法) 償還給付 (その他) 老人保健法に定める一部負担金を控除
	県補助事業 (受給対象者) 身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳④、A、③ ・身体障害者手帳4級かつ戦傷病者手帳特別項症～第4項症あり (所得制限) あり (給付方法) 償還給付	県補助事業 (受給対象者) 身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳④、A、③ ・身体障害者手帳4級かつ戦傷病者手帳特別項症～第4項症あり (所得制限) あり (給付方法) 償還給付	県補助事業 (受給対象者) 身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳④、A、③ ・身体障害者手帳4級かつ戦傷病者手帳特別項症～第4項症あり (所得制限) あり (給付方法) 償還給付	県補助事業 (受給対象者) 身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳④、A、③ ・身体障害者手帳4級かつ戦傷病者手帳特別項症～第4項症あり (所得制限) あり (給付方法) 償還給付	県補助事業 (受給対象者) 身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳④、A、③ ・身体障害者手帳4級かつ戦傷病者手帳特別項症～第4項症あり (所得制限) あり (給付方法) 償還給付	県補助事業 (受給対象者) 身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳④、A、③ ・身体障害者手帳4級かつ戦傷病者手帳特別項症～第4項症あり (所得制限) あり (給付方法) 償還給付
心身障害者	市単独事業 (受給対象者) 上記補助事業において、所得制限で対象外となったもの ・身体障害者手帳4級 ・療育手帳B ・戦傷病者手帳特別項症～第7項症 (所得制限) なし (給付方法) 現物給付、償還給付	町単独事業 (受給対象者) 身体障害者手帳4級 ・療育手帳B ・戦傷病者手帳 (所得制限) あり (給付方法) 償還給付 (その他) 4級等は医療費の1/2を補助	町単独事業 (受給対象者) 身体障害者手帳4級 ・療育手帳B ・身体障害者手帳4級かつ戦傷病者手帳特別項症～第4項症以外 (所得制限) あり (給付方法) 償還給付	町単独事業 (受給対象者) 身体障害者手帳4級 ・療育手帳B (所得制限) あり (給付方法) 償還給付	町単独事業 (受給対象者) 身体障害者手帳4級 ・療育手帳B 自己負担額の1/2を支給 (所得制限) あり (給付方法) 償還給付	町単独事業 (受給対象者) 身体障害者手帳4級 (所得制限) あり (給付方法) 償還給付
	県補助事業 (受給対象者) 母子家庭(父子家庭の子を含む)の母・児童など (所得制限) あり (給付方法) 償還給付、(現物給付)	県補助事業 (受給対象者) 母子家庭(父子家庭の子を含む)の母・児童など (所得制限) あり (給付方法) 償還給付	県補助事業 (受給対象者) 母子家庭(父子家庭の子を含む)の母・児童など (所得制限) あり (給付方法) 償還給付	県補助事業 (受給対象者) 母子家庭(父子家庭の子を含む)の母・児童など (所得制限) あり (給付方法) 償還給付	県補助事業 (受給対象者) 母子家庭(父子家庭の子を含む)の母・児童など (所得制限) あり (給付方法) 償還給付	県補助事業 (受給対象者) 母子家庭(父子家庭の子を含む)の母・児童など (所得制限) あり (給付方法) 償還給付
母子家庭等	市単独事業 (受給対象者) なし (所得制限) なし (給付方法) なし	町単独事業 (受給対象者) なし (所得制限) なし (給付方法) なし	町単独事業 (受給対象者) なし (所得制限) なし (給付方法) なし	町単独事業 (受給対象者) なし (所得制限) なし (給付方法) なし	町単独事業 (受給対象者) なし (所得制限) なし (給付方法) なし	町単独事業 (受給対象者) なし (所得制限) なし (給付方法) なし

ただし、の老人に対する医療費助成については、平成15年3月31日で廃止の予定。

【住民負担・行政サービス一覧】(平成14年4月1日現在)

	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町	
・身体障害者福祉							
福祉タクシー 助成事業	(対象) 身体障害者手帳1・2級および補装具としての車いすを使用している障害者(児)ならびに療育手帳④、A該当者、精神障害者保健福祉手帳1・2級	(対象) 視覚・肢体不自由で身体障害者手帳1～2級療育手帳④、A精神障害者保健福祉手帳保有者	なし	なし	(対象) 老人無料バス券支給 75歳以上の高齢者に	(対象) 身体障害者手帳1・2級前年度町民税非課税	(対象) 常時車いすを使用している障害者が、社会生活上外出する必要が生じた場合に、タクシーの利用を容易にするため、タクシー会社に福祉タクシー利用券を交付する
	(助成額) チケット制 1回1枚500円 年間:1級④、車いす 30枚 2級、A 15枚	(助成額) 1回1,000円以内 年間20回まで			(助成) 無料バス券を支給	(助成額) 1回500円 年間100回まで	(助成額) 1回につき500円
更生医療負担額費用助成	(対象) 更生医療の給付を受けている者 (助成額) 更生医療自己負担分の助成	(対象) 更生医療の給付を受けている者 (助成額) 更生医療自己負担分の助成	(対象) 更生医療の給付を受けている者 (助成額) 更生医療自己負担分の助成	(対象) 更生医療の給付を受けている者 (助成額) 更生医療自己負担分の助成	(対象) 更生医療の給付を受けている者 (助成額) 更生医療自己負担分の助成	なし	なし
補装具給付費用負担額助成	(対象) 補装具の給付を受けている者 (助成額) 補装具給付に伴う自己負担分の助成	(対象) 補装具の給付を受けている者 (助成額) 補装具給付に伴う自己負担分の助成	(対象) 補装具の給付を受けている者 (助成額) 補装具給付に伴う自己負担分の助成	(対象) 補装具の給付を受けている者 (助成額) 補装具給付に伴う自己負担分の助成	(対象) 身体障害者手帳所持者で補装具が必要な者 (助成額) 補装具給付に伴う自己負担分の助成	なし	なし
障害者福祉年金	(対象) 身体障害者手帳3級以上または療育手帳④、A、⑤の知的障害者及び精神障害者保健福祉手帳1・2級の者で20歳以上の者 (助成額) 障害者1人につき年額15,000円	(対象) 身体障害者手帳3級以上介護を必要とする者 (助成額) 同居世帯の前年所得800万円以下 居室等整備資金助成(1人1回のみ)限度額100万円 (対象) 身体障害者手帳4級以上療育手帳④、A、⑤、精神障害者保健福祉手帳1～3級に該当する公的年金を受給していない者 (助成額) 年間24,000円	(対象) 身体障害者手帳3級以上の者で、香南町に1年以上引き続き住所を有しており、かつ公的年金および公的手当を受けていない者 (助成額) 手帳1級 月額3,400円 手帳2級 月額2,700円 手帳3級 月額2,200円	なし	(対象) 身体障害者手帳1～6級療育手帳④、A、⑤、B 20歳以上 (助成額) 年額 1級10,000円、2級8,000円 3級7,000円、4級5,000円 5級3,000円、6級2,000円 ④ 10,000円、A 8,000円 ⑤ 7,000円、B 5,000円	(対象) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(20歳以上) (助成額) 年額 身障1・2・3級、療育④、A、⑤、精神1・2級 13,000円 身障4級、療育B、精神3級 5,000円 身障5・6級 3,000円	
	(対象) 20歳未満の者で、身体障害者手帳の交付を受けている者(1級～3級)または、療育手帳の程度が④、A、⑤の者及び精神障害者保健福祉手帳1・2級の者 (助成額) 児童1人につき年額20,000円	(対象) 20歳未満の者で、身体障害者手帳の交付を受けている者(1級～3級)または、療育手帳の程度が④、A、⑤の者及び精神障害者保健福祉手帳1・2級の者 (助成額) 月額2,000円	(対象) 特別児童扶養手当法第2条に規定する障害児で、香南町に1年以上引き続き住所を有しており、かつ公的年金および公的手当を受けていない者 (助成額) 月額 3,400円	児童障害福祉年金 (対象) 20歳未満の身体障害者手帳3級以上療育手帳④、A、⑤ (助成額) 月額 6,000円 心身障害者福祉年金 (対象) 20歳未満の脳性小児マヒによる身体障害者手帳2級以上療育手帳④、A (助成額) 特児扶、障害基礎年金の1級に該当する額	(対象) 身体障害者手帳1～6級療育手帳④、A、⑤、B 20歳未満 (助成額) 年額 1級20,000円 2級16,000円、 3級10,000円、4級8,000円 5級6,000円、6級4,000円 ④ 20,000円、A16,000円 ⑤ 10,000円、B7,000円	(対象) 身体障害者手帳または療育手帳所持者(20歳未満) (助成額) 年額 1・2級、④、A、 24,000円 3級、⑤ 13,000円 4級、B 5,000円 5級、6級 3,000円	
心身障害者(児)紙おむつ給付事業	(対象) 3歳以上65歳未満の障害者で、身体障害者手帳1級(下肢機能障害・体幹機能障害・内部障害)または療育手帳④のうち、概ね6カ月以上寝たきりでおむつを必要とする者 (助成額) 1月60枚の紙おむつを給付	なし	なし	なし	なし	(対象) 身体障害者手帳1・2級在宅にて6カ月以上寝たきりで常時おむつ使用 (助成額) 月額5,000円	
介護見舞金	(対象) 身体障害者手帳1・2級を所持し、日常生活動作評価表8点以上及び療育手帳④、Aを所持し、日常生活能力判定表12点以上の20歳以上65歳未満の在宅重度障害者を常時介護している者 (助成額) 月額6,000円	なし	なし	なし	見舞金贈呈 (対象) 身体障害者手帳1・2級、生保受給者等 (助成額) 夏季 3,000円 年末 5,000円	難病者年金 (対象) 町長が別に定めた特定疾患該当者 (助成額) 年額10,000円	(対象) 身体障害者手帳1・2級在宅にて日常生活動作の状況について一部介助が2項、全介助が1項目以上ある者(6カ月以上継続)を常時介護する者 (助成額) 年額50,000円

【住民負担・行政サービス一覧】(平成14年4月1日現在)

	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
高齢者福祉						
敬老祝金(品)支給	(対象) 77歳、88歳、99歳以上 (支給内容) 77歳 10,000円 88歳 20,000円 99歳以上 30,000円 別に、祝品贈呈事業あり	(対象) 73歳以上、80歳到達、90歳以上 (支給内容) 73歳以上 1,000円(商品券) 80歳 5,000円(記念品) 90歳以上 5,000円(商品券)	(対象) 75歳以上 (支給内容) 75歳 センス1,000円 記念写真2,000円 80歳 アルミステッキ 2,800円 88歳 赤座布団5,000円 90~99歳 タオルシート2,000円 100歳以上 毛布8,000円	(対象) 80歳以上 (支給内容) 最高齢長寿祝 羽毛肌布団 長寿祝(89歳以上) バスタオル 米寿祝(88歳) 座布団 夫婦長寿祝(共に80歳以上) お茶セット	(対象) 75歳以上 (支給内容) 75歳以上87歳まで 1,500円 88歳以上94歳まで 3,000円(慰問品) 95歳以上 年額10,000円	(対象) 80歳以上(町内に1年以上在住の方) (支給内容) 満80歳以上87歳まで 年額8,000円 満88歳以上 年額12,000円
寝たきり老人入浴サービス事業	介護保険制度へ移行	介護保険制度へ移行	なし	(内容) 家庭において自力又は家族のみでは入浴が困難な寝たきり老人及び重度身体障害者で医師が入浴可能と認めた人をリフトつき特殊車で送迎し、福祉センターの特殊入浴施設で実施する (回数) 週1回 (費用) 1回当たり1,500円 在宅介護福祉金	(内容) 家庭において入浴困難な概ね65歳以上の寝たきり老人に対し、定期的に巡回入浴車を派遣する巡回入浴を実施しているほか、老人ホームに送迎して入浴する施設入浴を実施 (回数) 月2回 (費用) 12,500円/1回 個人負担1,250円	なし
介護見舞金支給事業	(対象) 65歳以上の寝たきり高齢者・痴呆性高齢者を6カ月以上在宅で介護している者 (内容) 生計中心者の前年分所得が800万円以下の世帯が対象 月額6,000円	(対象) 概ね65歳以上のねたきり・痴呆老人等を在宅で常時介護している者 (内容) 月額15,000円	(対象) 65歳以上の高齢者のみの世帯の者でこの事業を利用することにより食生活の改善が図られると思われるもの (補助内容) 課税状況により一部負担が必要 (回数) 週2回 (費用) 自己負担額 1食150円	(対象) 寝たきり老人・心身障害者(児)等を家庭において常時介護している者に対して助成している (内容) 1人に対して年額36,000円 2人以上年額54,000円	(対象) なし (内容) なし	(対象) 65歳以上の寝たきり老人・痴呆性老人を6カ月以上在宅で介護している者 (内容) 生計中心者の前年分所得が1,000万円以下の者 年額50,000円
在宅福祉サービス助成事業	(内容) 市社会福祉協議会が市民参加により実施している家事・介護・食事などのサービスを行う会員制の在宅福祉サービス事業に助成している。また、65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者などで、市民税非課税の者がこの食事サービスを利用する場合に、1食当たり250円を助成している。	(対象) 65歳以上の高齢者のみの世帯の者でこの事業を利用することにより食生活の改善が図られると思われるもの (回数) 週2回 (費用) 自己負担額 1食150円	(対象) 65歳以上で要介護認定4又は5と認定された者を介護している世帯で介護用品の購入について助成の必要な家族 (補助内容) 課税状況により一部負担が必要 (回数) 週2回 (費用) 自己負担額 1食150円	(内容) 75歳以上の独居老人が75歳以上で2人住いであるが1人が寝たきりの場合は、月2回、1食250円で実施。 (回数) 80歳以上の方のみで生活している場合は、月1回、1食250円で実施。 (費用) 町補助は、どちらも1食250円	(内容) 要介護認定で要介護4、要介護5と認定された方のうち、住民税非課税世帯に対し家族介護用品の支給 年額10万円 要介護老人に対して月4回の給食サービスの提供 1食 200円	なし
老人福祉施設整備事業助成	(内容) 社会福祉法人が設置する老人福祉施設(特別養護老人ホーム、ケアハウス等)の整備に対し、事業費の一部を助成する 1件につき50万円以上 5,000万円以下	(対象) 老人・障害者居室等整備資金助成事業 (対象) 65歳以上介護を必要とする者 (内容) 同居世帯の前年所得800万円以下 居室等整備資金助成 限度額100万円	(対象) 老人・障害者居室等整備資金助成事業 (対象) 65歳以上の高齢者及び身障手帳(1~3級)を受けている介護を必要とする者 (内容) 同居世帯の前年所得800万円以下 ・助成限度額 100万円 寝具類洗濯乾燥消毒事業 (対象) 65歳以上のひとり暮らし世帯及び心身の障害等の理由により寝具の衛生管理が困難な者 (費用) ・3点一式 600円 ・4点一式 1,000円	(内容) なし	(内容) 社会福祉法人が設置する老人福祉施設に対して設置者負担額の1/2程度を助成	(内容) 社会福祉法人が実施する施設整備等に対し事業費の一部を助成する 限度額 2,000万円

【住民負担・行政サービス一覧】(平成14年4月1日現在)

	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町	
高齢者福祉							
老齢年金	なし	なし	(対象)	満75歳以上の者で、香南町に1年以上引き続き住所を有しており、かつ公的年金および公的手当を受けていない者	なし	(対象)	1年以上町内に居住している満80歳以上の者(9月1日現在)
			(補助額)	月額 2,500円		(年金額)	80歳以上88歳未満 8,000円 88歳以上 12,000円
家族介護慰労事業	なし	なし	(対象)	要介護4又は5で、住民税非課税世帯に在宅の高齢者で、過去1年間介護保険サービスを受けなかったものを介護している家族	なし	(対象)	要介護4又は5で、住民税非課税世帯に在宅の高齢者で、過去1年間介護保険サービスを受けなかったものを介護している家族
			(補助内容)	年額 10万円		(補助内容)	年額 10万円

	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町						
児童福祉												
乳児・障害児保育	(対象)	各保育所によって異なる(2カ月～6カ月)	(対象)	未実施 1歳児から受入	(対象)	実施していない 1歳以上	(対象)	6カ月以上	(対象)	6カ月以上	(対象)	3カ月～
	(実施箇所)	公立20箇所 私立24箇所	(実施箇所)	公立2箇所	(実施箇所)		(実施箇所)	公立1箇所	(実施箇所)	公立1箇所 (公立3箇所のうちで)	(実施箇所)	私立3箇所
	(対象)	健全児と集団生活が可能か、または、介助を要するが集団生活が必要と思われる児童	(対象)	健全児と集団生活が可能か、または、介助を要するが集団生活が必要と思われる児童	(対象)	実施していない	(対象)	健全児と集団生活が可能か、または、介助を要するが集団生活が必要と思われる児童	(対象)	実施していない	(対象)	健全児と集団生活が可能か、または、介助を要するが集団生活が必要と思われる児童
	(実施箇所)	公立17箇所 私立12箇所	(実施箇所)	公立2箇所 (該当児童なし)	(実施箇所)		(実施箇所)	公立1箇所	(実施箇所)		(実施箇所)	公立2箇所 私立3箇所
延長保育	(実施箇所)	公立7箇所 私立24箇所	(実施箇所)	公立1箇所	(実施箇所)	公立1箇所 午後7時まで	(実施箇所)		(実施箇所)	公立3箇所 午後7時15分	(実施箇所)	私立3箇所
保育料	(階層区分)	D6まで(10階層)	(階層区分)	D12まで	(階層区分)	7階層	(階層区分)	D12まで	(階層区分)	7階層	(階層区分)	D10まで(7階層)
	(最高額)	3歳未満児 53,000円 3歳児 34,000円 4歳以上児 29,000円	(最高額)	3歳未満児 27,120円 3～4歳児 26,680円 5歳児 15,000円	(最高額)	3歳未満児 50,000円 3歳児 32,000円 4歳以上児 26,000円	(最高額)	3歳未満児 52,700円 3歳以上児 33,900円	(最高額)	乳児 46,600円 3歳未満児 40,800円 3歳児 37,100円 4歳以上児 22,800円	(最高額)	3歳未満児 39,500円 3歳児 29,000円 4歳以上児 25,000円
	(軽減措置)	・B～D2階層では、一番上の児童は全額で、2人目は1/2、その他の児童は1/10 ・D3～D6階層では、一番下の児童が全額で、2人目は1/2、その他の児童は1/10 ・市単独の軽減措置として、同一世帯で3人以上の児童を養育している世帯の出生順位が第3位以降の児童のうち、3歳未満児の保育料は免除、3歳以上児の保育料はD2階層以下免除・D3階層以上半額に軽減	(軽減措置)	・B～D5階層は、一番上の児童は全額で、2人目は1/2、その他の児童は1/10 ・D6～D12階層は、一番下の児童が全額で、2人目は1/2、その他の児童は1/10 ・現に扶養する子が3人以上いる世帯の第3位以降の3歳未満児の保育料を免除	(軽減措置)	・第2～第4階層では、一番上の児童は全額で、2人目は1/2、その他の児童は1/10 ・第5～第7階層では、一番下の児童が全額で、2人目は1/2、その他の児童は1/10 ・同一世帯で3人以上の児童を養育している世帯の出生順位が第3位以降の3歳未満児の保育料を免除 ・母子世帯及び父子世帯または在宅障害児(者)のいる世帯で2階層は無料。	(軽減措置)	・母子世帯及び父子世帯または在宅障害児(者)のいる世帯でB階層は無料、C1、C2階層は減額 ・B～D5階層では、最も徴収基準額が低い児童は全額、2人目は1/2、その他の児童は1/10 ・D6～D12階層では、最も徴収基準額が高い児童は全額、2人目は1/2、その他の児童は1/10 ・現に扶養する子が3人以上いる世帯の出生順位が第3位以降である3歳未満児の保育料を免除する	(軽減措置)	・母子世帯及び父子世帯または在宅障害児(者)のいる世帯で第3階層は減額、第2階層は無料 ・第2～第4階層では、一番上の児童は全額で、2人目は1/2、その他の児童は1/10 ・第5～第7階層では、一番下の児童が全額で、2人目が1/2、その他の児童は1/10 ・同一世帯で3人以上の児童を養育している世帯の出生順位が第3位以降の3歳未満児の保育料を無料	(軽減措置)	・B～D4階層では、2人以上入所の場合、最も徴収基準が低い児童は全額、2人目1/2、その他1/10 ・D5～D10階層では、2人以上入所の場合、最も徴収基準が高い児童は全額、2人目は1/2、その他1/10 ・第3位以降3歳未満児 無料 ・母子世帯及び父子世帯または在宅障害児(者)のいる世帯でB階層は無料。
母子家庭児童等福祉金	(対象)	市内に1年以上居住する義務教育終了前の児童で、父母またはそのいずれかが死亡もしくは3年以上生死が明らかでないもの、または、児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の支給を現に受けている母または養育者の監護または養育を受けているもの	なし	(対象)	両親または片親を交通事故などにより失った満18歳未満の遺児で、香南町に1年以上引き続き住所を有しており、かつ公的年金および公的手当を受けていない者	(対象)	なし	(対象)	遺児年金 父または母が死亡または3年以上生死不明の義務教育終了前の児童 1人につき 年額7,000円	(対象)	町内に住所を有する義務教育終了前の者	
	(支給額)	児童1人につき 年額15,000円		(支給額)	両親喪失者 月3,400円 片親喪失者 月2,200円	(支給額)		(助成額)		(支給額)	父母と死別 年額30,000円 父又は母と死別 年額12,000円 母子家庭等の児童に入学支度金の助成(1年以上引き続き住所を有する者) 小・中学校 10,000円 高等学校 15,000円	

【住民負担・行政サービス一覧】(平成14年4月1日現在)

	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
定住促進等						
定住対策	(対象)	なし	結婚促進報償金の支給 (対象) 結婚後も在住する者の結婚世話人	(対象)	結婚促進事業補助金 (対象) 町内居住の満25歳以上の独身者	(対象)
	(助成内容)		(助成内容) 1件につき 20万円	(助成内容)	(助成内容) 結婚相談所等に要する経費の1/2。限度額は1つの結婚相談所につき、入会金は100千円、会費は1カ月当たり5千円、お見合い料は1回当たり10千円。成婚料は150千円(1人につき1回限り)。	(助成内容)
	(対象)		出産家庭報償 (対象) 町内に住所を有し、第3子以降を出産した者で、将来も町内に住所を有する者	(対象)		(対象)
	(助成内容)		(助成内容) 1人につき 30万円	(助成内容)		(助成内容)
	(対象)		後継者育成報償金支給 (対象) 町内に住所を有する者が、結婚後も引き続き永住し後継者と認められる者	(対象)		(対象)
	(助成内容)		(助成内容) 結婚入籍後1年経過後10万円	(助成内容)		(助成内容)
その他	介護保険利用者負担の助成 (対象) 法施行前に、訪問介護サービスを受けていた者に対する経過的な負担軽減措置。本来利用者負担額10%である。	介護保険利用者負担の助成 (対象) 生計中心者が所得税非課税者	訪問介護利用者負担助成事業 〔国補助事業分〕 (対象) 法施行前に、訪問介護サービスを受けていた者に対する経過的な負担軽減措置。本来利用者負担額10%である。		介護保険利用者負担の助成 (対象) 生計中心者が所得税非課税者	介護保険利用者負担の助成 (対象) 生計中心者が所得税非課税者
	(助成内容) 14年度 3% 15～16年度 6% 17年度 10%	(助成内容) 居宅介護サービス費の訪問介護利用者負担を3%とする。	(助成内容) 14年度 3% 15～16年度 6% 17年度 10%		(助成内容) 居宅介護サービス費の訪問介護利用者負担を3%とする。	(助成内容) 居宅介護サービス費の訪問介護利用者負担を3%とする。
		(対象) 世帯全員が住民税非課税者かつ所得や資産の状況等により特に生計が困難であると認められる者および利用者負担が助成されなければ生活保護受給者となってしまう者	〔町単独事業分〕 (対象) 低所得者(介護保険料の所得段階が第1・第2段階の者)であって、国の補助事業の対象とならない者に対する訪問介護利用者負担軽減措置		(対象) 世帯全員が住民税非課税者かつ所得や資産の状況等により特に生計が困難であると認められる者および利用者負担が助成されなければ生活保護受給者となってしまう者	なし
		(助成内容) 居宅介護サービス費の訪問看護利用者負担を当分の間1日300円とする。	(助成内容) 利用者負担額10%のうち7%を助成		(助成内容) 居宅介護サービス費の訪問看護利用者負担を当分の間1日300円とする。	

	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町	
広報活動							
印刷媒体	・広報紙の発行						
	(名称)	広報たかまつ	広報しおのえ	広報こうなん	広報なおしま	広報あやかみ	広報こくぶんじ
	(型式)	A4判 8頁 6回 16頁 18回	A4判 16頁 年6回	A4判 12頁 6回 16頁 6回	A4判 12頁 6回 14頁 3回 16頁 3回	A4判	A4判 16頁 8回 18頁 3回 20頁 1回
	(発行日)	毎月1日・15日発行	年6回 20日発行	毎月1日発行	毎月10日発行	毎月25日発行	毎月1日発行
	(部数)	1回 126,500部	1回 1,900部	1回 2,600部	1回 2,000部	1回 2,500部	1回 7,500部
	・点字広報の発行						
	(名称)	点字広報	なし	なし	なし	なし	なし
	(型式)	B5判 20頁					
	(発行日)	毎月10日発行					
	(部数)	1回 100部					
その他	・声の広報						
	(名称)	声の広報	なし	なし	なし	なし	声の広報
	(型式)	カセットテープ 60分					カセットテープ
	(発行日)	毎月1回					5日頃
	(部数)	130本					5本(現対象者5人)

【住民負担・行政サービス一覧】(平成14年4月1日現在)

	高松市	塩江町	香南町																																																																																												
・広聴活動	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">市民相談</th> </tr> <tr> <th>相談種別・内容</th> <th>相談員</th> <th>実施日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市政相談</td> <td>市民相談員</td> <td>月～金曜日 8:30～17:00</td> </tr> <tr> <td>一般相談</td> <td>市民相談員</td> <td>月～金曜日 8:30～17:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">専門相談</td> <td>人権法律相談</td> <td>法務局職員 人権擁護委員</td> <td>毎週月曜日 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>弁護士法律相談</td> <td>弁護士</td> <td>毎週火曜日 第1・3木曜日 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>行政相談</td> <td>行政評価支局職員 行政相談委員</td> <td>毎週水曜日 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>税務相談</td> <td>国税局・県税事務所 市税務関係職員</td> <td>第2金曜日 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>戸籍相談</td> <td>市民課職員</td> <td>第3火曜日 9:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>専門相談</td> <td>経営相談 公認会計・税理士 中小企業診断士</td> <td>第3木曜日 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国民年金相談</td> <td>保険年金課職員</td> <td>第4金曜日 9:00～16:00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緑化相談</td> <td>公園緑地課職員</td> <td>第2・4火曜日 9:00～16:00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消費生活相談</td> <td>消費生活相談員</td> <td>月～金曜日 8:30～17:00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高齢者職業相談</td> <td>高松公共職業安定所職員</td> <td>毎週火曜日 13:00～16:00</td> </tr> </tbody> </table>	市民相談			相談種別・内容	相談員	実施日時	市政相談	市民相談員	月～金曜日 8:30～17:00	一般相談	市民相談員	月～金曜日 8:30～17:00	専門相談	人権法律相談	法務局職員 人権擁護委員	毎週月曜日 10:00～15:00	弁護士法律相談	弁護士	毎週火曜日 第1・3木曜日 13:00～16:00	行政相談	行政評価支局職員 行政相談委員	毎週水曜日 10:00～15:00	税務相談	国税局・県税事務所 市税務関係職員	第2金曜日 10:00～15:00	戸籍相談	市民課職員	第3火曜日 9:00～16:00	専門相談	経営相談 公認会計・税理士 中小企業診断士	第3木曜日 13:00～16:00		国民年金相談	保険年金課職員	第4金曜日 9:00～16:00		緑化相談	公園緑地課職員	第2・4火曜日 9:00～16:00		消費生活相談	消費生活相談員	月～金曜日 8:30～17:00		高齢者職業相談	高松公共職業安定所職員	毎週火曜日 13:00～16:00	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">町民相談</th> </tr> <tr> <th>相談種別・内容</th> <th>相談員</th> <th>実施日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政相談</td> <td>行政相談委員</td> <td>年11回実施 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>人権相談</td> <td>人権擁護委員</td> <td>毎月7日(祝祭日は翌日) 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>心配ごと相談</td> <td>民生委員</td> <td>毎月7日(祝祭日は翌日) 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>農地相談</td> <td>農業委員</td> <td>毎月1回 9:00～12:00</td> </tr> <tr> <td>健康相談</td> <td>保健師</td> <td>月2回 9:30～15:00</td> </tr> </tbody> </table>	町民相談			相談種別・内容	相談員	実施日時	行政相談	行政相談委員	年11回実施 10:00～15:00	人権相談	人権擁護委員	毎月7日(祝祭日は翌日) 10:00～15:00	心配ごと相談	民生委員	毎月7日(祝祭日は翌日) 10:00～15:00	農地相談	農業委員	毎月1回 9:00～12:00	健康相談	保健師	月2回 9:30～15:00	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">町民相談</th> </tr> <tr> <th>相談種別・内容</th> <th>相談員</th> <th>実施日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心配ごと相談</td> <td>民生委員</td> <td>毎週水曜日</td> </tr> <tr> <td>人権相談</td> <td>人権擁護委員</td> <td>毎月第2水曜日</td> </tr> <tr> <td>行政相談</td> <td>行政相談委員</td> <td>毎月第3水曜日</td> </tr> <tr> <td>農業相談</td> <td>農業委員</td> <td>4・8・12・1・2・3月の開催月の原則15日</td> </tr> <tr> <td>健康相談</td> <td>保健師</td> <td>適宜</td> </tr> <tr> <td>年金相談</td> <td>西社会保険事務所職員</td> <td>年1回</td> </tr> </tbody> </table>	町民相談			相談種別・内容	相談員	実施日時	心配ごと相談	民生委員	毎週水曜日	人権相談	人権擁護委員	毎月第2水曜日	行政相談	行政相談委員	毎月第3水曜日	農業相談	農業委員	4・8・12・1・2・3月の開催月の原則15日	健康相談	保健師	適宜	年金相談	西社会保険事務所職員	年1回
	市民相談																																																																																														
	相談種別・内容	相談員	実施日時																																																																																												
	市政相談	市民相談員	月～金曜日 8:30～17:00																																																																																												
一般相談	市民相談員	月～金曜日 8:30～17:00																																																																																													
専門相談	人権法律相談	法務局職員 人権擁護委員	毎週月曜日 10:00～15:00																																																																																												
	弁護士法律相談	弁護士	毎週火曜日 第1・3木曜日 13:00～16:00																																																																																												
	行政相談	行政評価支局職員 行政相談委員	毎週水曜日 10:00～15:00																																																																																												
	税務相談	国税局・県税事務所 市税務関係職員	第2金曜日 10:00～15:00																																																																																												
	戸籍相談	市民課職員	第3火曜日 9:00～16:00																																																																																												
	専門相談	経営相談 公認会計・税理士 中小企業診断士	第3木曜日 13:00～16:00																																																																																												
	国民年金相談	保険年金課職員	第4金曜日 9:00～16:00																																																																																												
	緑化相談	公園緑地課職員	第2・4火曜日 9:00～16:00																																																																																												
	消費生活相談	消費生活相談員	月～金曜日 8:30～17:00																																																																																												
	高齢者職業相談	高松公共職業安定所職員	毎週火曜日 13:00～16:00																																																																																												
町民相談																																																																																															
相談種別・内容	相談員	実施日時																																																																																													
行政相談	行政相談委員	年11回実施 10:00～15:00																																																																																													
人権相談	人権擁護委員	毎月7日(祝祭日は翌日) 10:00～15:00																																																																																													
心配ごと相談	民生委員	毎月7日(祝祭日は翌日) 10:00～15:00																																																																																													
農地相談	農業委員	毎月1回 9:00～12:00																																																																																													
健康相談	保健師	月2回 9:30～15:00																																																																																													
町民相談																																																																																															
相談種別・内容	相談員	実施日時																																																																																													
心配ごと相談	民生委員	毎週水曜日																																																																																													
人権相談	人権擁護委員	毎月第2水曜日																																																																																													
行政相談	行政相談委員	毎月第3水曜日																																																																																													
農業相談	農業委員	4・8・12・1・2・3月の開催月の原則15日																																																																																													
健康相談	保健師	適宜																																																																																													
年金相談	西社会保険事務所職員	年1回																																																																																													
	一日合同行政相談 四国行政評価支局と共催で、相談所を開設。 開催回数 毎年1回	なし																																																																																													
	市政モニター 市政についての意見や市民意識を提言文やアンケート等を通じて聴取し、市政に反映。 人員 47人 期間 2年間	なし																																																																																													
・窓口業務の延長	・窓口の夜間等の延長業務は、行っていない。	・窓口の夜間等の延長業務は、行っていない。																																																																																													

	直島町	綾上町	国分寺町																																																																						
・広聴活動	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">町民相談</th> </tr> <tr> <th>相談種別・内容</th> <th>相談員</th> <th>実施日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政相談</td> <td>行政相談委員</td> <td>毎月第3もしくは第4週の平日(月1回)</td> </tr> <tr> <td>人権相談</td> <td>人権擁護委員</td> <td>1週目の火・水・木曜日のうち1日 10月は弁護士、2月は法務局職員も出席</td> </tr> <tr> <td>心配ごと相談</td> <td>民生児童委員</td> <td>毎月第1・第3水曜日(月2回)</td> </tr> <tr> <td>健康相談</td> <td>保健師</td> <td>毎月第2水曜日 9:00～15:30 町内6カ所</td> </tr> </tbody> </table>	町民相談			相談種別・内容	相談員	実施日時	行政相談	行政相談委員	毎月第3もしくは第4週の平日(月1回)	人権相談	人権擁護委員	1週目の火・水・木曜日のうち1日 10月は弁護士、2月は法務局職員も出席	心配ごと相談	民生児童委員	毎月第1・第3水曜日(月2回)	健康相談	保健師	毎月第2水曜日 9:00～15:30 町内6カ所	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">町民相談</th> </tr> <tr> <th>相談種別・内容</th> <th>相談員</th> <th>実施日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政相談</td> <td>行政相談員</td> <td>毎月10日 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>人権相談</td> <td>人権擁護委員</td> <td>毎月20日前後 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>心配ごと相談</td> <td>町民生児童委員</td> <td>毎月2日 9:30～15:00</td> </tr> <tr> <td>職業相談</td> <td>職業安定所の係員</td> <td>第3木曜日 9:30～12:00</td> </tr> <tr> <td>身体障害者相談</td> <td>身体障害者相談員</td> <td>年6回 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>健康相談</td> <td>保健師</td> <td>毎月2回</td> </tr> </tbody> </table>	町民相談			相談種別・内容	相談員	実施日時	行政相談	行政相談員	毎月10日 10:00～15:00	人権相談	人権擁護委員	毎月20日前後 10:00～15:00	心配ごと相談	町民生児童委員	毎月2日 9:30～15:00	職業相談	職業安定所の係員	第3木曜日 9:30～12:00	身体障害者相談	身体障害者相談員	年6回 10:00～15:00	健康相談	保健師	毎月2回	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">町民相談</th> </tr> <tr> <th>相談種別・内容</th> <th>相談員</th> <th>実施日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民相談</td> <td>三役</td> <td>毎月第2木曜日 17:15～19:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">専門相談</td> <td>人権・行政相談</td> <td>人権擁護委員 行政相談委員</td> <td>毎月第4木曜日 13:00～16:30</td> </tr> <tr> <td>心配ごと相談</td> <td>民生委員</td> <td>毎週月曜日 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>消費生活苦情相談</td> <td>消費生活苦情相談委員</td> <td>毎月6日 9:00～12:00</td> </tr> <tr> <td>交通相談</td> <td>交通相談員</td> <td>第2火曜日 9:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>少年相談</td> <td>少年育成センター職員</td> <td>月～金曜日 8:30～17:00</td> </tr> <tr> <td>老人介護相談</td> <td>老人介護支援センター職員</td> <td>月～金曜日 8:30～17:00</td> </tr> </tbody> </table>	町民相談			相談種別・内容	相談員	実施日時	住民相談	三役	毎月第2木曜日 17:15～19:00	専門相談	人権・行政相談	人権擁護委員 行政相談委員	毎月第4木曜日 13:00～16:30	心配ごと相談	民生委員	毎週月曜日 13:00～16:00	消費生活苦情相談	消費生活苦情相談委員	毎月6日 9:00～12:00	交通相談	交通相談員	第2火曜日 9:00～15:00	少年相談	少年育成センター職員	月～金曜日 8:30～17:00	老人介護相談	老人介護支援センター職員	月～金曜日 8:30～17:00
	町民相談																																																																								
	相談種別・内容	相談員	実施日時																																																																						
	行政相談	行政相談委員	毎月第3もしくは第4週の平日(月1回)																																																																						
人権相談	人権擁護委員	1週目の火・水・木曜日のうち1日 10月は弁護士、2月は法務局職員も出席																																																																							
心配ごと相談	民生児童委員	毎月第1・第3水曜日(月2回)																																																																							
健康相談	保健師	毎月第2水曜日 9:00～15:30 町内6カ所																																																																							
町民相談																																																																									
相談種別・内容	相談員	実施日時																																																																							
行政相談	行政相談員	毎月10日 10:00～15:00																																																																							
人権相談	人権擁護委員	毎月20日前後 10:00～15:00																																																																							
心配ごと相談	町民生児童委員	毎月2日 9:30～15:00																																																																							
職業相談	職業安定所の係員	第3木曜日 9:30～12:00																																																																							
身体障害者相談	身体障害者相談員	年6回 10:00～15:00																																																																							
健康相談	保健師	毎月2回																																																																							
町民相談																																																																									
相談種別・内容	相談員	実施日時																																																																							
住民相談	三役	毎月第2木曜日 17:15～19:00																																																																							
専門相談	人権・行政相談	人権擁護委員 行政相談委員	毎月第4木曜日 13:00～16:30																																																																						
	心配ごと相談	民生委員	毎週月曜日 13:00～16:00																																																																						
	消費生活苦情相談	消費生活苦情相談委員	毎月6日 9:00～12:00																																																																						
	交通相談	交通相談員	第2火曜日 9:00～15:00																																																																						
	少年相談	少年育成センター職員	月～金曜日 8:30～17:00																																																																						
	老人介護相談	老人介護支援センター職員	月～金曜日 8:30～17:00																																																																						
	一日合同行政相談 四国行政評価支局と共催で、相談所を開設。 開催回数 毎年1回																																																																								
		町政モニター 町政についての意見や優れたアイデアなどを聴き、町政に反映させる。 対象人員 20人 期間 2年間																																																																							
・窓口業務の延長		・毎月第1、第3金曜日午後8時まで延長業務を行っている。	・毎月第2木曜日、夜の役場として、19:00まで平常業務を行っている。																																																																						

【住民負担・行政サービス一覧】(平成14年4月1日現在)

		高松市		塩江町		香南町		直島町		綾上町		国分寺町	
防犯灯	区分	助成金額		助成基準		助成金額		助成金額		助成基準		助成金額	
	新設工事	全額 21,000	市長が指定した20ワット蛍光灯を、原則として既存の電柱に設置するとき	既設の電柱等を利用して20ワットの蛍光灯を設置するとき全額補助		全額	町が設置する防犯灯			町長が指定した10ワット蛍光灯を、原則として既存の電柱に設置するとき	最高 13,000	20ワット蛍光灯を、既存電柱に設置するとき、建柱を要する場合も原則として同額	
	切替工事	全額 22,700	既存の白熱防犯灯を新設工事に準じて蛍光灯防犯灯に切り替えるとき	なし					既存の白熱防犯灯を新設工事に準じて蛍光灯防犯灯に切り替えるとき	最高 13,000	既存の白熱防犯灯を、新設工事に準じて蛍光灯に切り替えるとき		
	移設工事	工事費の50%。但し、1灯当たりの助成額が9,000円を超える場合は、9,000円を限度	既存の防犯灯のうち電柱の建て替え、または、道路の変更その他により、灯具を移設するとき(水銀灯は除く)	なし					既設の防犯灯のうち電柱の建て替え、または、道路の変更、その他により、灯具を移設するとき(水銀灯は除く)	最高 13,000	既存防犯灯を移設する場合		
	補修工事	9,000円を限度	既存の防犯灯のうち灯具(白熱電球、管球類交換は除く)を修理するとき(水銀灯は除く)	なし					既設の防犯灯のうち灯具(白熱電球、管球類交換は除く)を修理するとき(水銀灯は除く)	最高 13,000	既存防犯灯の器具類を交換、修理する場合		
	維持管理	蛍光灯管球類の交換 白熱電球の交換 電気料金	全額 4,000円 白熱灯40ワット(蛍光灯20ワット)電気料相当額以内	防犯灯の管球類を交換するとき なし	なし	全額	町が設置した防犯灯	全額	町が設置した防犯灯	蛍光灯防犯灯の管球類を交換するとき 白熱防犯灯のうち40ワットおよび60ワットの白熱電球を交換するとき(消費税額については、請求金額に5%を乗じた額で小数点以下切り捨てる)	全額	蛍光灯防犯灯の管球類を交換するとき 白熱防犯灯の管球類を交換するとき	
			防犯灯の電気料に対して予算の範囲内で補助(平成10年度は70%補助)	全額	町が設置した防犯灯			蛍光灯防犯灯、白熱防犯灯および水銀防犯灯のうち町長が指定した地元管理の防犯灯については50%相当	蛍光灯20ワット 白熱灯40ワット 相当電気料金		町長が適当と認める箇所		

		高松市				塩江町				香南町				直島町				綾上町				国分寺町				
農業基盤整備	ほ場整備事業	なし																								
	(整備手法)	国	県	市	地元	国	県	町	地元	国	県	町	地元	国	県	町	地元	国	県	町	地元	国	県	町	地元	
	県営ほ場整備事業	45%	30%	20%	5%	50%	30%	未定	未定	45%	30%	10~15%	10~15%					50%	30%	10%	10%					
	団体営基盤整備事業(一般型)	50%	10%	35%	5%	50%	未定	未定	未定	50%	25%	10%	15%					55%	25%	10%	10%					
	単独県費補助土地改良事業		50%	45%	5%		50%	20%	30%										50%	10%	40%					
	単独市費補助土地改良事業			85%	15%			1/2~	1/2~																	
	灌漑排水事業	なし																								
	(整備手法) 工種	国	県	市	地元	国	県	町	地元	国	県	町	地元	国	県	町	地元	国	県	町	地元	国	県	町	地元	
	県営灌 ため池(大規模)	55%	28%	12%	5%					55%	28%	10%	7%					55%	28%	11%	6%					
	灌排水 灌漑排水	50%	25%	20%	5%	50%	25%	未定	未定	50%	25%	10%	15%					50%	29%	14%	7%				補助基準なし	
	団体(農地防災)ため池(小規模)営事(一般型)灌漑排水	50%	10%	35%	5%	50%	20%	未定	未定	50%	20%	10%	20%					50%	20%	10%	20%	50%	20%	20%	10%	
	土地改良施設維持管理適正化事業	30%	30%	35%	5%	30%	30%	未定	未定	30%	30%	10%	30%									30%	30%	10%	30%	
	単独県費補助土地改良事業		50%	45%	5%		50%	20%	30%		50%	20%	30%						50%	10%	40%		50%	30%	20%	
	単独市費補助 ため池			90%	10%			1/2	1/2			40%	60%								100%				補助基準なし	
	費補助 ため池(取水装置)			85%	15%			1/2	1/2			40%	60%								100%					
	土地改良事業 特定ため池			100%								40%	60%								100%					
	水路			85%	15%			1/2	1/2			40%	60%								35%	65%				
	(主な工種のみ) 水路付帯施設			85%	15%			1/2	1/2			40%	60%								35%	65%				
	種のみ) 特定排水路			95%	5%							40%	60%								35%	65%				
農道整備事業	農道整備事業	なし																								
	(整備手法)	国	県	市	地元	国	県	町	地元	幅員	国	県	町	地元	国	県	町	地元	国	県	町	地元	国	県	町	地元
	県営事業 一般農道型	45%	30%	25%		45%	30%	未定	未定		45%	30%	25%						50%	43%	7%					
	団体営事業 農道整備	50%	10%	35%	5%	50%	未定	未定	未定	5.0以上 4.0以下	50%	25%	25%	0%												補助基準なし
	単独県費		50%	45%	5%		50%	20%	30%	5.0以上 4.0以下		50%	50%	0%						50%	10%	40%		50%	30%	20%
単独市費			85%	15%			1/2	1/2				50%	50%								35% (60)舗装	65% (40)舗装			80%(舗装)	20%(舗装)
単独市費(幹線農道)			95%	5%								50%	50%													

【住民負担・行政サービス一覧】(平成14年4月1日現在)

	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町										
自治会集会所	<p>・自治会集会所新築等助成 地域住民活動の拠点である自治会集会所の新設等の整備に対する助成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>補助対象限度額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会所の新築 (改築・購入)</td> <td>1,800万円(ただし、安全設備を行う場合は、当該設備に要した額(100万円を限度とする)を、浄化槽の整備を行う場合は当該整備に要した額(100万円を限度とする)を上乗せすることができる。)</td> <td rowspan="3">50%以内</td> </tr> <tr> <td>集会所の増築</td> <td>200万円(ただし、安全設備の整備を行う場合にあっては、当該設備に要した額(100万円を限度とする)を上乗せすることができる。)</td> </tr> <tr> <td>集会所の改修 (改造・修繕)</td> <td>200万円(ただし、安全設備の整備を行う場合は、当該整備に要した額(100万円を限度とする)を、浄化槽の整備を行う場合は、当該整備に要した額(100万円を限度とする)を上乗せすることができる。)</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	補助対象限度額	補助率	集会所の新築 (改築・購入)	1,800万円(ただし、安全設備を行う場合は、当該設備に要した額(100万円を限度とする)を、浄化槽の整備を行う場合は当該整備に要した額(100万円を限度とする)を上乗せすることができる。)	50%以内	集会所の増築	200万円(ただし、安全設備の整備を行う場合にあっては、当該設備に要した額(100万円を限度とする)を上乗せすることができる。)	集会所の改修 (改造・修繕)	200万円(ただし、安全設備の整備を行う場合は、当該整備に要した額(100万円を限度とする)を、浄化槽の整備を行う場合は、当該整備に要した額(100万円を限度とする)を上乗せすることができる。)	<p>・地域集会所の設置は当該地域住民の要望により町が計画的に設置 用地は関係地域において確保 建設は町で施工し、その事業費の25%は関係地域において負担 ・集会所の改修 大規模な維持修繕費(20万円以上)を要することとなるときは、その一部(必要経費の50%以内)を町が負担する。</p>	<p>自治会集会所施設整備事業(新築のみ) 町内の自治会等の集会所施設建設に要する経費に対し補助金を交付し、地域住民の親交を深め、自治活動を促進し、住みよい町づくりを図る。 1集会所当たり(150万円+10万円×世帯数)または(総事業費に3分の2を乗じた額)のどちらか低い額を助成する。 自治会...10世帯以上を対象とする。</p>	<p>自治会集会所新築等助成 新築、修繕に伴う費用は全額公費</p>	<p>綾上町自治集会所建設費に対する補助金交付に関する規程 町民の親睦交友を深め、相互の協力を培い、自主的な社会教育活動を促進するため、その拠点となるべき施設として必要な自治集会所の建設費に対し、補助金を交付する。50㎡以上とする。 ・補助率 均等割...1集会所へ100万円 面積割...5.5万円/㎡ 但し、合計金額で650万円とする ・企業等の補償で建設された建物にあって、自治集会所として認めた場合は100万円を限度とする</p>	<p>自治会公民館建設事業に対する町補助金 ・対象施設 おおむね15戸程度の自治会が建設する延床面積50㎡以上 ・補助対象経費 新築、改築、増築、改修に要する経費 ・補助金額 新築・改築 建築面積1㎡当たり3万円、総額240万円を限度とし、別途備品費5万円交付 増築・改修 総事業費の40%、総額80万円限度</p>
	事業名	補助対象限度額	補助率													
	集会所の新築 (改築・購入)	1,800万円(ただし、安全設備を行う場合は、当該設備に要した額(100万円を限度とする)を、浄化槽の整備を行う場合は当該整備に要した額(100万円を限度とする)を上乗せすることができる。)	50%以内													
	集会所の増築	200万円(ただし、安全設備の整備を行う場合にあっては、当該設備に要した額(100万円を限度とする)を上乗せすることができる。)														
集会所の改修 (改造・修繕)	200万円(ただし、安全設備の整備を行う場合は、当該整備に要した額(100万円を限度とする)を、浄化槽の整備を行う場合は、当該整備に要した額(100万円を限度とする)を上乗せすることができる。)															
<p>次に掲げる経費については、補助金交付の対象としない。 各種公共事業に伴う環境整備事業等により、国・県・市等から集会所の新築等に係る補助金等の交付を受けている、または交付が予定されている場合 集会所を新築、増築する敷地の購入、借入れ、また、土地の造成に要する費用 建物の総面積が9.917平方メートル未満の集会所の新築または増築に要する費用 集会所の新築、増築又は改修に要する総額が50万円未満の費用 既存の建築物を解体し、または移転して集会所を建築しようとする場合の当該建築物の解体または移転に要する費用 塀、門、物置等、集会所本体以外の附属建物等の建設に要する費用 カーペットやカーテンの設置・取替に要する費用(カーテンレールの設置に要する費用は除く) 座布団、机、椅子、食器類等の備品購入に要する費用 年度内における同一集会所に係る補助金交付の2回目以降の申請</p>																

【住民負担・行政サービス一覧 - 1】(平成14年4月1日現在)

	高松市	塩江町	香南町	直島町									
ごみ処理	一般廃棄物処理手数料												
	区分	種別	金額	種別	金額	種別	金額	種別	取扱区分	単位	手数料		
	一般家庭	市の収集計画による収集	無料	町指定のごみ袋	可燃ごみ 1枚 20円	町の収集計画による収集	可燃	大(45L) 6枚入り 300円	塵芥	1 一般家庭で日常生活上排出するもの	1	無料	
		臨時に収集し、運搬し、処分する家庭系一般廃棄物(特定家庭用機器廃棄物を除く。)	収集、運搬および処分 品目により 500円 1,000円 2,000円	の代金を手数料とする	不燃ごみ 1枚 20円 空き缶 1枚 20円	指定袋	中(30L)10枚入り 300円 小(20L)15枚入り 300円	2 物品販売業・飲食店・料理旅館業・理美容院その他業務上排出するもの		1	100円		
		臨時に収集し、および運搬する特定家庭用機器廃棄物	収集および運搬 1台につき 2,000円	臨時に収集し、および運搬する特定家庭用機器廃棄物	収集および運搬 1台につき 2,000円	粗大ごみ収集	不燃 中(30L)10枚入り 300円 中(40L)10枚入り 200円	3 臨時又は特別に収集運搬及び処分したとき		2:車1車につき	5,300円		
						家電製品 大 1,000円 家電製品 小 500円 車両単位 500~5,000円	4 処分のみの場合	100kgまで		600円 10kg超すごとに60円を加算			
	事業者等	市長の指定する施設に搬入された一般廃棄物の処分 ・100kgまで1,100円 ・100kgを超えるものは1,100円に、20kgまでごとに220円を加算した額 ・上記の額に、それぞれ100分の105を乗じて得た額とする。ただし、10円未満の端数金額は、これを切り捨てるものとする。								粗大ごみ	1 切断又は圧縮して処分するもの(排出者が自ら運搬するもの)	1個につき	不燃物300円 可燃物500円
											2 特別に収集運搬及び処分したときは特別配車加算金	1個につき	300円
	犬、猫等の死体	収集、運搬及び処分した場合 1体	1,480円	収集、運搬及び処分した場合 1体	1,050円	収集、運搬及び処分した場合 1体	1,000円			特定家庭用機器廃棄物	1 排出者が自ら運搬するもの	1個につき	3,150円
		持ち込みにより処分した場合 1体	590円	処分のみの場合 1体	525円	持ち込みにより処分した場合 1体	500円			犬猫等の死体	2 特別に収集運搬したときの特別配車加算金	1個につき	300円
	一般廃棄物処理業等許可手数料		一般廃棄物処理業等許可手数料		一般廃棄物処理業等許可手数料		一般廃棄物処理業等許可手数料		附記	1 塵芥の単位は町で定める袋をもって一単位とする。 2 一単位に満たない端数は一単位に繰り上げる。 3 粗大ごみは不燃物最終処分場においてのみ取扱い、ごみ収集場所では取扱わない。 4 その他、特別の場合は町長の定める額とする。			
	種別	単位	手数料	種別	単位	手数料	種別	単位	手数料	種別	単位	手数料	
	一般廃棄物収集運搬業(ごみ)	1件	1万円				一般廃棄物処理業(ごみ)	1件	5,000円	土砂及びその他の廃棄物	排出者が自ら運搬するもので、切断して処分するもの	軽四輪 2:車まで 4:車まで 11:車まで	1,000円 1,900円 3,300円 5,500円
	一般廃棄物処分業(ごみ)	1件	1万円							附記	あらかじめ町長が認めた場合に限る。		
	一般廃棄物収集運搬業(し尿)	1件	1万円	一般廃棄物処理業(し尿)	1件	5,000円				一般廃棄物処理業等許可手数料			
	一般廃棄物処分業(し尿)	1件	1万円							一般廃棄物処理業	1件	13,000円	
	浄化槽清掃業	1件	1万円	浄化槽清掃業	1件	7,000円	浄化槽清掃業	1件	7,000円				
生ごみ処理器購入補助	機械式 1/2以内 限度額 25,000円 1世帯1基まで		電気式 1/2以内 限度額 20,000円 1世帯1基まで		電気式 1/2以内 限度額 15,000円 1世帯1基まで		電気式 本島 1/2以内 限度額25,000円 離島 2/3以内 限度額33,000円						
			容器 130L 2,500円 190L 3,000円 1世帯2基まで		容器 1/2以内 限度3,000円 1世帯2基まで		容器 100%以上200%未満 1/2以内 限度5,000円 200%以上300%未満 1/2以内 限度7,000円 300%以上 1/2以内 限度9,000円						

【住民負担・行政サービス一覧 - 2】 (平成14年4月1日現在)

		綾上町		国分寺町			
ごみ処理	一般廃棄物処理手数料		一般廃棄物処理手数料				
	区分	種別	金額	種別	金額		
	一般家庭	燃やせるごみ 1袋又は一枚につき	30円	町の収集計画 燃やせるごみ袋10枚1組	1枚 30円		
		破碎ごみ 1袋又は一枚につき	20円	による収集 破碎ごみ袋10枚1組	1枚 20円		
		資源ごみ	20円	排出される多量の一般廃棄物	軽自動車	1車 300円	
		投棄者が直接埋立地に搬入する塵芥(管理者が認められたものに限る)	最大積載量 350kg以下	300円	を臨時に個人で運搬・搬入処理した場合(粗大ごみ)	1t車 1車 800円 2t車 1車 1,500円	
			1,000kg以下	800円			
		2,000kg以下	1,500円				
	事業者等			町の指定する施設に搬入された一般廃棄物の処分 ・100kgまで1,100円 ・100kgを超えるものは1,100円に、20kgまでごとに220円を加算した額 ・上記の額に、それぞれ100分の105を乗じて得た額とする。ただし、10円未満の端数金額は、これを切り捨てるものとする。			
	犬、猫等の死体			持ち込みにより処分した場合 1体	590円		
一般廃棄物処理業等許可手数料		一般廃棄物処理業等許可手数料					
	種別	単位	手数料	種別	単位	手数料	
				一般廃棄物収集運搬業(ごみ)	1件	4,000円	
	一般廃棄物収集運搬業(し尿)	1件	10,000円	一般廃棄物収集運搬業(し尿)	1件	4,000円	
	浄化槽清掃業	1件	14,000円	浄化槽清掃業	1件	10,000円	
生ごみ処理器購入補助	電気式 1/2以内 限度額 20,000円 1世帯1基まで		電気式 1/2以内 限度額 25,000円 1世帯1基まで				
			容器 1/2以内 限度4,000円 1世帯2基まで				

【住民負担・行政サービス一覧】(平成14年4月1日現在)

	高松市		塩江町		香南町		直島町		綾上町		国分寺町				
・し尿処理	・汲み取り料金		・汲み取り料金		・汲み取り料金		・し尿処理手数料		・汲み取り料金		・汲み取り料金				
		料金		料金		料金		料金		料金		料金			
	定額制 (一般家庭)	人数割(1人1か月につき) 回数割(1回につき)	330円 340円			定額制	人数割(1人1か月につき) 回数割(1回につき)	370円 340円	1 定期に収集運搬及び処分 するもの	18L	250円	定額制	人数割(1人1か月につき) 回数割(1回につき)	310円 310円	
	従量制 (事業所等)	18リットルにつき	210円	従量制 (事業所等)	18リットルにつき	230円	従量制	18リットルにつき	230円	2 臨時または特別に収集運 搬及び処分した時は特別 配車加算金	1回	1,250円	従量制	18リットルにつき	210円
	特別料金	ホース2本(40m)を超える 場合 1本につき	280円	浄化槽汚泥	18リットルにつき	230円	特別料金	ホース2本(40m)を超える 場合 1本につき	280円加算	3 浄化槽清掃によるスカム 及び汚泥等を処分する もの	18L	250円	追加料金	使用汲み取りホースが別に 定める場合は、追加汲み取 りホース1本(2.0m)増すこ とに	310円
備考:上記の金額により積算した合計額に100分の 5を乗じて得た額(ただし、10円未満の端数 金額は、これを切り捨てた額)を加算する。		特別料金		ホース2本(40m)を超える 場合 1本につき	280円加算	特別料金	軽四輪車による収集の場合 1回につき	460円加算							
		特別料金		軽四輪車による収集の場合 1回につき	460円加算		一般家庭用無臭トイレの 場合 1回につき	460円加算							
		特別料金		一般家庭用無臭トイレの 場合 1回につき	460円加算										
・合併処理浄化 槽設置補助	・補助限度額(国・県の補助も含む。)		・補助限度額(国・県の補助も含む。)		・補助限度額(国・県の補助も含む。)		・補助限度額(国・県の補助も含む。)		・補助限度額(国・県の補助も含む。)		・補助限度額(国・県の補助も含む。)				
		(A)	(B)												
	5人槽	445,000円	354,000円	5~6人槽	396,000円	354,000円	なし		354,000円		407,000円				
	6~7人槽	514,000円	411,000円	7~8人槽	540,000円	411,000円			411,000円		468,000円				
	8~10人槽	648,000円	519,000円	10人槽(2世帯住宅に限る)	824,000円	519,000円			519,000円		582,000円				
	11~20人槽	981,000円	981,000円		981,000円				981,000円		582,000円				
	21~30人槽	1,668,000円	1,668,000円		1,668,000円				1,668,000円		582,000円				
	31~50人槽	2,238,000円	2,238,000円		2,238,000円				2,238,000円		582,000円				
	補助限度額(B)になるケース 補助金申請日以前に納期の到来した高松市税を 滞納している場合 補助対象の専用住宅を他に賃貸し、または賃貸 しようとする場合 建売業者が、販売等の目的で専用住宅に合併 浄化槽を設置する場合										維持管理補助金含む。				

	高松市		塩江町		香南町		直島町		綾上町		国分寺町	
・衛生組合	・活動状況 環境美化運動の推進、リサイクル運動等の 推進、ごみの適正排出の推進、モデル地区 の指定、環境衛生知識の向上等		・活動状況 町内一斉清掃実施、地区衛生組織育成事業、 環境衛生意識向上		・活動状況 環境美化運動、リサイクル運動、ごみの適正 排出等の推進、環境衛生知識の向上等		・活動状況 環境美化運動の推進、地区排水路の清掃等		・活動状況 環境美化、リサイクル運動等の推進、ごみの 適正排出の推進、環境衛生知識の向上等		・活動状況 環境美化の推進、リサイクル運動等の推進、 環境衛生知識の向上等	
	・組織 単位衛生組合(1,587組合・102,076世帯) 地区衛生組合協議会(35地区) 高松市衛生組合連合会(1連合会)		・組織 地区衛生協議会		・組織 香南町保健衛生自治会(町内全域) 香南町環境美化推進協議会(町内全域)		・組織 各自治会(町内全世帯) 直島町地区衛生組織連絡協議会(1協議会)		・組織 綾上町地区衛生協議会 環境美化推進委員		・組織 地区衛生組合国分寺支部(7,771世帯)	
・市(町)民葬儀 制度	・葬儀に対する経済的負担の軽減 (種類および料金)		(種類および料金)		(種類および料金)		なし		・綾南斎苑(綾南環境衛生組合)		・綾南斎苑(綾南環境衛生組合)	
	種類	料金	種類	料金	種類	料金			使用料	40,000円	使用料	40,000円
	A型	230,000円	A型	230,000円	A型	230,000円						
	B型	130,000円	B型	130,000円	B型	130,000円						
			やすらぎ苑葬	120,000円	やすらぎ苑葬	120,000円						

【住民負担・行政サービス一覧】（平成14年4月1日現在）

	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
・融資制度						
小口融資				なし		
(対象)	・市内で6カ月以上引き続き同一事業(保証協会の保証対象業種に限る。)を営む中小企業者 ・市民税の課税のある者で、納期限到来分を完納している者 ・本制度の融資を受けていない、保証人になっていない中小企業者	・町内に2カ年以上居住しているもの ・町内において中小企業を引き続き1カ年以上営んでいるもの ・町税を完納しているもの ・この条例による融資の連帯保証人となっていないもの	・町内で6カ月以上引き続き同一事業を営む中小企業者 ・町民税の課税対象者で、納期限到来分を完納している者 ・本制度の融資を受けていない、保証人になっていない中小企業者		・町内で1年以上引き続き同一事業を営む中小企業 ・町税を完納している者 ・本制度の融資を受けていない、保証人になっていない者	・町内に営業所又は事業所があり、6カ月以上同一の事業を営む中小企業者又は町内に6カ月以上住所を有する中小企業者 ・町税を完納している者
(融資金額)	700万円以内	500万円以内	設備資金700万円以内 運転資金650万円以内		500万円以内	700万円以内
(融資利率)	1.8%	2.3%	2.4%		金融機関の定める利率	指定金融機関の定める率
(保証料率)	0.58%	0.68%	0.3%			香川県信用保証協会の定める率
(融資期間)	6年以内	6年以内	設備資金6年以内 運転資金4年以内		36カ月以内	2カ月据置の6年以内
開業資金				なし	なし	
(対象)	・市内に1年以上居住している25歳以上の者 ・市内で自ら中小企業者として独立開業するための適切かつ確実な事業計画を有し、これを実施する経営能力を有する者 ・同一業種に5年以上勤務し、市内にその事業(保証協会の保証対象業種に限る。)と同一の事業を新たに開業しようとする者 ・市民税の課税のある者で、納期限到来分を完納している者 ・本制度の融資の保証人になっていない中小企業者	なし	・満25歳以上で町内に1年以上住所を有する者 ・同一業種に5年以上勤務の経験を有し、当該事業と同一の事業を開業しようとするもの ・開業に必要な資金のうち20%以上の自己資金が調達可能なもの ・適正な事業計画に基づき事業を開始しようとするもので、その事業に着手することが明らかであること			
(融資金額)	500万円以内		350万円以内			
(融資利率)	1.8%		5.5%以内			
(保証料率)	不要					
(融資期間)	5年以内		7年以内			
勤労者住宅資金貸付制度				なし		
(対象)	・市内に自ら居住するための住宅を新築、増改築または購入する勤労者	なし			・町内に住居を有し、又は有しようとする勤労者で、住宅を新築(増築)又は、購入する方で同居家族がある。	・町内に住居を有し、又は居住しようとする勤労者で、住宅を新築(増改築含む)又は、購入する方で同居家族又は同居予定家族がある。
(融資額)	100万円以上600万円以内				1,000万円以内	1,000万円以内
(利率)	四国労働金庫の定めるところによる				四国労働金庫の定めるところ	四国労働金庫の定めるところによる
(償還期間)	四国労働金庫の定めるところによる				25年以内	25年以内
(優遇措置)	2%の利子還付を1年間に限って行う				なし	なし
同和対策小規模事業融資						
(対象)			・同和地区内における小規模事業者 ・町内に1年以上居住している25歳以上の者 ・同一業種に5年以上勤務し、その事業と同一の事業を開業しようとする者 ・開業資金のうち20%が自己資金			
(融資金額)	500万円以内		設備700万円以内、運転400万円以内			
(融資利率)	1.8%		5.5%以内			
(保証料率)	不要					
(融資期間)	5年以内		設備7年以内、運転5年以内			

【住民負担・行政サービス一覧】(平成14年4月1日現在)

	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
・緑化推進事業	生け垣設置の助成 (対象) ・市内在住者の宅地内に新しく生け垣を設置するものであること。 ・生け垣は、公衆用道路に面した部分の延長が4m以上であること。 ・樹木は、道路から見える部分の高さが50cm以上のものを使用し、間口1m当たり2本以上を道路に沿って植栽するものであること。 (助成額) ・1m当たり5,000円で、15万円を限度	なし	生け垣設置の助成 (対象) ・市内在住者の宅地内に新しく生け垣を設置するものであること。 ・生け垣は、公衆用道路に面した部分の延長が4m以上であること。 ・樹木は、道路から見える部分の高さが50cm以上のものを使用し、間口1m当たり2本以上を道路に沿って植栽するものであること。 (助成額) ・事業費の3分の2、10万円を限度	なし	なし	なし
	環境保全緑化の助成 (対象) ・市内に住所を有する事業所の敷地内に新しく緑化木を植栽するものであること。 ・高木の植栽については、修景に配慮し公衆用道路から樹木全体が見えること。 ・低木だけの植栽については、公衆用道路に面した部分が4m以上であること。 ・低木は、道路面から高さが50cm以上のものを使用し、間口1m当たり1本以上を道路に沿って植栽するものであること。 (助成額) ・植栽工事費の1/2以内で、15万円を限度	なし	ミニフラワーパーク設置の助成 (対象) ・町内の住民で組織する団体が町内で施設又は設備の整備費助成 (助成額) ・事業費の3分の2、10万円を限度	なし	なし	なし
	その他 (対象) ・市内各地で実施する緑化祭、緑化木植樹および管理、各種花等の展示会、花いっぱい推進事業等を行う者、協会理事長が適当と認めるもの。 (助成限度額) ・3万円	その他 ・美しい景観づくり事業ということで各自治会のユニークな活動に報奨金を出している。 最優秀賞5万円、優秀賞2万円、優良賞1万円	花作り事業 (対象) ・町道吉光高根沿線で、転作作物としてコスモスを栽培する者 (助成内容) ・コスモスの種子を配布し、10アール当たり1万円の奨励金と1万円の堆肥助成	なし	なし	なし
・古木、巨木などの名木に対する助成 (対象) ・1.5mの高さにおける幹の周囲が概ね1.5m以上のもの。 ・高さが概ね15m以上のもの。 ・株立した樹木で、高さが3m以上で相当の樹齢を経たもの。 ・はん登性樹木で、枝葉が概ね30㎡以上のもの。 ・希少価値のある珍しい樹木で相当の樹齢を経たもの。 ・その他、特に価値のある樹木で保存を必要とするもの。 (補助額) ・1本当たり、2万円	・現在検討中	なし	なし	なし	なし	

・道路占用料(主なもの)			高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町
占用物件	単位	占用期間	占用料(円)	なし	なし	なし	占用料(円)	占用料(円)
電柱	本	年	1,600				第1種770	第1種770
							第2種1,200	第2種1,200
							第3種1,600	第3種1,600
電話柱	本	年	930				第1種690	第1種690
							第2種1,100	第2種1,100
							第3種1,500	第3種1,500
公衆電話所	個	年	1,400				1,100	1,100
			1,100 × 0.5 = 550				1,100 / m ² 年	
			1,100				1,100 / m ² 年	
地下埋設物	m	年	48				36	36
			72				53	53
			95				71	71
			190				140	140
			480				360	360
			950			710	710	

【住民負担・行政サービス一覧 - 1】(平成14年4月1日現在)

	高松市	塩江町	香南町	直島町																																																																																																																																																																																																																																																														
水道料金	<p>従量料金(1カ月1mにつき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>用途別</th> <th>使用水量(m³)</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">専用</td> <td>一般用</td> <td>10まで</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>メータ口径</td> <td>10を超え20まで</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>13mmまたは20mm</td> <td>20を超え100まで</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>100を超えるもの</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td>20まで</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>メータ口径</td> <td>20を超え100まで</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>2.5mm以上</td> <td>100を超えるもの</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>湯屋用</td> <td>20まで</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20を超え100まで</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100を超えるもの</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>特殊用</td> <td></td> <td></td> <td>480</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">連用</td> <td>一般用</td> <td>10まで</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10を超え20まで</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20を超え100まで</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100を超えるもの</td> <td>240</td> </tr> </tbody> </table>	種別	用途別	使用水量(m ³)	金額(円)	専用	一般用	10まで	40	メータ口径	10を超え20まで	130	13mmまたは20mm	20を超え100まで	200	100を超えるもの	240	一般用	20まで	130	メータ口径	20を超え100まで	200	2.5mm以上	100を超えるもの	240	湯屋用	20まで	65		20を超え100まで	100		100を超えるもの	120	特殊用			480	連用	一般用	10まで	40		10を超え20まで	130		20を超え100まで	200		100を超えるもの	240	<p>従量料金(1カ月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>基本水量(m³)</th> <th>基本料金(円)</th> <th>超過水量(m³)</th> <th>100m³以下</th> <th>101m³以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭用</td> <td>10</td> <td>2,100</td> <td>1</td> <td>220円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>10</td> <td>2,300</td> <td>1</td> <td>270円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>団体用</td> <td>20</td> <td>4,500</td> <td>1</td> <td>260円</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>1</td> <td>300</td> <td>1</td> <td>300円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	用途	基本水量(m ³)	基本料金(円)	超過水量(m ³)	100m ³ 以下	101m ³ 以上	家庭用	10	2,100	1	220円	240円	営業用	10	2,300	1	270円	300円	団体用	20	4,500	1	260円	280円	臨時用	1	300	1	300円	300円	<p>水道料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">用途別</th> <th rowspan="2">基本水量</th> <th rowspan="2">料金(円)</th> <th colspan="3">超過1mにつき水量及び料金</th> </tr> <tr> <th>8mを超え10mまで(円)</th> <th>10mを超え50mまで(円)</th> <th>50mを超えるもの(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">専用</td> <td>家庭用</td> <td>8mまで</td> <td>1,400</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>事業所用</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>特殊用</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>連用</td> <td>家庭用(1世帯につき)</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>家庭用(1世帯につき)</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>共用</td> <td>家庭用</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	種別	用途別	基本水量	料金(円)	超過1mにつき水量及び料金			8mを超え10mまで(円)	10mを超え50mまで(円)	50mを超えるもの(円)	専用	家庭用	8mまで	1,400	100	150	170	営業用	同上	同上	同上	同上	同上	事業所用	同上	同上	同上	同上	同上	特殊用	同上	同上	同上	同上	同上	連用	家庭用(1世帯につき)	同上	同上	同上	同上		家庭用(1世帯につき)	同上	同上	同上	同上	共用	家庭用	同上	同上	同上	同上	同上	<p>水道料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>用途</th> <th>基本水量(m³まで)</th> <th>基本料金(円)</th> <th>超過水量1m³当たりの超過料金(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">専用</td> <td rowspan="2">家庭用</td> <td>5</td> <td>800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>1,600</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">団体用</td> <td>10</td> <td>1,800</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>3,600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>9,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>18,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>36,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">営業用</td> <td>300</td> <td>54,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>1,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>3,600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>5,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>9,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>18,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>36,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>90,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,000</td> <td>180,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5,000</td> <td>900,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">湯屋用</td> <td>200</td> <td>32,000</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>80,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,000</td> <td>160,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">工業用</td> <td>50</td> <td>11,000</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>22,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>44,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>300</td> <td>66,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>110,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,000</td> <td>220,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,500</td> <td>330,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,000</td> <td>440,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3,000</td> <td>660,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5,000</td> <td>1,100,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10,000</td> <td>2,200,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直島ダムを原水とする工業用</td> <td></td> <td></td> <td>175</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>船舶用</td> <td></td> <td></td> <td>240</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td></td> <td></td> <td>240</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	用途	基本水量(m ³ まで)	基本料金(円)	超過水量1m ³ 当たりの超過料金(円)	専用	家庭用	5	800		10	1,600	180	団体用	10	1,800	210	20	3,600		50	9,000		100	18,000		200	36,000		営業用	300	54,000		10	1,800		20	3,600		30	5,400		50	9,000		100	18,000		200	36,000		500	90,000		1,000	180,000		5,000	900,000		湯屋用	200	32,000	180	500	80,000		1,000	160,000		工業用	50	11,000	240	100	22,000		200	44,000		300	66,000		500	110,000		1,000	220,000		1,500	330,000		2,000	440,000		3,000	660,000		5,000	1,100,000		10,000	2,200,000		直島ダムを原水とする工業用			175	175	船舶用			240	240	臨時用			240	
	種別	用途別	使用水量(m ³)	金額(円)																																																																																																																																																																																																																																																														
	専用	一般用	10まで	40																																																																																																																																																																																																																																																														
		メータ口径	10を超え20まで	130																																																																																																																																																																																																																																																														
13mmまたは20mm		20を超え100まで	200																																																																																																																																																																																																																																																															
100を超えるもの		240																																																																																																																																																																																																																																																																
一般用		20まで	130																																																																																																																																																																																																																																																															
メータ口径		20を超え100まで	200																																																																																																																																																																																																																																																															
2.5mm以上		100を超えるもの	240																																																																																																																																																																																																																																																															
湯屋用		20まで	65																																																																																																																																																																																																																																																															
		20を超え100まで	100																																																																																																																																																																																																																																																															
		100を超えるもの	120																																																																																																																																																																																																																																																															
特殊用			480																																																																																																																																																																																																																																																															
連用	一般用	10まで	40																																																																																																																																																																																																																																																															
		10を超え20まで	130																																																																																																																																																																																																																																																															
		20を超え100まで	200																																																																																																																																																																																																																																																															
		100を超えるもの	240																																																																																																																																																																																																																																																															
用途	基本水量(m ³)	基本料金(円)	超過水量(m ³)	100m ³ 以下	101m ³ 以上																																																																																																																																																																																																																																																													
家庭用	10	2,100	1	220円	240円																																																																																																																																																																																																																																																													
営業用	10	2,300	1	270円	300円																																																																																																																																																																																																																																																													
団体用	20	4,500	1	260円	280円																																																																																																																																																																																																																																																													
臨時用	1	300	1	300円	300円																																																																																																																																																																																																																																																													
種別	用途別	基本水量	料金(円)	超過1mにつき水量及び料金																																																																																																																																																																																																																																																														
				8mを超え10mまで(円)	10mを超え50mまで(円)	50mを超えるもの(円)																																																																																																																																																																																																																																																												
専用	家庭用	8mまで	1,400	100	150	170																																																																																																																																																																																																																																																												
	営業用	同上	同上	同上	同上	同上																																																																																																																																																																																																																																																												
	事業所用	同上	同上	同上	同上	同上																																																																																																																																																																																																																																																												
	特殊用	同上	同上	同上	同上	同上																																																																																																																																																																																																																																																												
	連用	家庭用(1世帯につき)	同上	同上	同上	同上																																																																																																																																																																																																																																																												
	家庭用(1世帯につき)	同上	同上	同上	同上																																																																																																																																																																																																																																																													
共用	家庭用	同上	同上	同上	同上	同上																																																																																																																																																																																																																																																												
種別	用途	基本水量(m ³ まで)	基本料金(円)	超過水量1m ³ 当たりの超過料金(円)																																																																																																																																																																																																																																																														
専用	家庭用	5	800																																																																																																																																																																																																																																																															
		10	1,600	180																																																																																																																																																																																																																																																														
	団体用	10	1,800	210																																																																																																																																																																																																																																																														
		20	3,600																																																																																																																																																																																																																																																															
		50	9,000																																																																																																																																																																																																																																																															
		100	18,000																																																																																																																																																																																																																																																															
		200	36,000																																																																																																																																																																																																																																																															
	営業用	300	54,000																																																																																																																																																																																																																																																															
		10	1,800																																																																																																																																																																																																																																																															
		20	3,600																																																																																																																																																																																																																																																															
		30	5,400																																																																																																																																																																																																																																																															
		50	9,000																																																																																																																																																																																																																																																															
		100	18,000																																																																																																																																																																																																																																																															
		200	36,000																																																																																																																																																																																																																																																															
		500	90,000																																																																																																																																																																																																																																																															
1,000		180,000																																																																																																																																																																																																																																																																
5,000		900,000																																																																																																																																																																																																																																																																
湯屋用	200	32,000	180																																																																																																																																																																																																																																																															
	500	80,000																																																																																																																																																																																																																																																																
	1,000	160,000																																																																																																																																																																																																																																																																
工業用	50	11,000	240																																																																																																																																																																																																																																																															
	100	22,000																																																																																																																																																																																																																																																																
	200	44,000																																																																																																																																																																																																																																																																
	300	66,000																																																																																																																																																																																																																																																																
	500	110,000																																																																																																																																																																																																																																																																
	1,000	220,000																																																																																																																																																																																																																																																																
	1,500	330,000																																																																																																																																																																																																																																																																
	2,000	440,000																																																																																																																																																																																																																																																																
	3,000	660,000																																																																																																																																																																																																																																																																
	5,000	1,100,000																																																																																																																																																																																																																																																																
10,000	2,200,000																																																																																																																																																																																																																																																																	
直島ダムを原水とする工業用			175	175																																																																																																																																																																																																																																																														
船舶用			240	240																																																																																																																																																																																																																																																														
臨時用			240																																																																																																																																																																																																																																																															
	<p>基本料金(1カ月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径(mm)</th> <th>金額(円)</th> <th>メーターの口径(mm)</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>1,000</td> <td>50</td> <td>16,000</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>2,000</td> <td>75</td> <td>34,000</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>62,000</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>7,600</td> <td>150</td> <td>160,000</td> </tr> </tbody> </table>	メーターの口径(mm)	金額(円)	メーターの口径(mm)	金額(円)	13	1,000	50	16,000	20	2,000	75	34,000	25	3,000	100	62,000	40	7,600	150	160,000	<p>メーター使用料(1カ月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径(mm)</th> <th>使用料(円)</th> <th>メーターの口径(mm)</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>50</td> <td>30</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>120</td> <td>40</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>160</td> <td>50</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>75</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table>	メーターの口径(mm)	使用料(円)	メーターの口径(mm)	使用料(円)	13	50	30	240	20	120	40	360	25	160	50	1,000			75	2,000	<p>メーター使用料(1カ月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径(mm)</th> <th>金額(円)</th> <th>メーターの口径(mm)</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>80</td> <td>50</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>100</td> <td>75</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>120</td> <td>100</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>150</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	メーターの口径(mm)	金額(円)	メーターの口径(mm)	金額(円)	13	50	40	300	16	80	50	400	20	100	75	1,000	25	120	100	3,000	30	150			<p>メーター使用料(1カ月につき) 当分の間、免除</p>																																																																																																																																																																																														
メーターの口径(mm)	金額(円)	メーターの口径(mm)	金額(円)																																																																																																																																																																																																																																																															
13	1,000	50	16,000																																																																																																																																																																																																																																																															
20	2,000	75	34,000																																																																																																																																																																																																																																																															
25	3,000	100	62,000																																																																																																																																																																																																																																																															
40	7,600	150	160,000																																																																																																																																																																																																																																																															
メーターの口径(mm)	使用料(円)	メーターの口径(mm)	使用料(円)																																																																																																																																																																																																																																																															
13	50	30	240																																																																																																																																																																																																																																																															
20	120	40	360																																																																																																																																																																																																																																																															
25	160	50	1,000																																																																																																																																																																																																																																																															
		75	2,000																																																																																																																																																																																																																																																															
メーターの口径(mm)	金額(円)	メーターの口径(mm)	金額(円)																																																																																																																																																																																																																																																															
13	50	40	300																																																																																																																																																																																																																																																															
16	80	50	400																																																																																																																																																																																																																																																															
20	100	75	1,000																																																																																																																																																																																																																																																															
25	120	100	3,000																																																																																																																																																																																																																																																															
30	150																																																																																																																																																																																																																																																																	
	<p>水道料金 =(従量料金+基本料金)×105/100</p>																																																																																																																																																																																																																																																																	
	<p>(設定例) ・一般用 口径13mm ・1カ月20m³使用 (単位:円)</p> <table border="1"> <tr> <td>基本料金</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>従量料金</td> <td>(10m³まで) @40×10m³=400 (11m³~20m³) @130×10m³=1,300 計 1,700</td> </tr> </table> <p>(1,000+1,700)×105/100=2,835 水道料金 2,835円</p>	基本料金	1,000	従量料金	(10m ³ まで) @40×10m ³ =400 (11m ³ ~20m ³) @130×10m ³ =1,300 計 1,700	<p>(設定例) ・一般用 口径13mm ・1カ月20m³使用</p> <table border="1"> <tr> <td>装置料金</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>従量料金</td> <td>(10m³まで) 2,100 (11m³~20m³) @220×10m³=2,200 計 4,300</td> </tr> </table> <p>(50+4,300)×105/100=4,567 水道料金 4,567円</p>	装置料金	50	従量料金	(10m ³ まで) 2,100 (11m ³ ~20m ³) @220×10m ³ =2,200 計 4,300	<p>(設定例) ・一般用 口径13mm ・1カ月20m³使用</p> <table border="1"> <tr> <td>装置料金</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>従量料金</td> <td>(8m³まで) 1,400 (9~10m³まで) @100×2m³=200 (11~20m³) @150×10m³=1,500 計 3,100</td> </tr> </table> <p>(50+3,100)×105/100=3,307(円未満切り捨て) 水道料金 3,307円</p>	装置料金	50	従量料金	(8m ³ まで) 1,400 (9~10m ³ まで) @100×2m ³ =200 (11~20m ³) @150×10m ³ =1,500 計 3,100	<p>(設定例) ・一般用 口径13mm ・1カ月20m³使用</p> <table border="1"> <tr> <td>装置料金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従量料金</td> <td>(10m³まで) 基本料金 1,600 (11m³~20m³) @180×10m³=1,800 計 3,400</td> </tr> </table> <p>3,400×105/100=3,570 水道料金 3,570円</p>	装置料金		従量料金	(10m ³ まで) 基本料金 1,600 (11m ³ ~20m ³) @180×10m ³ =1,800 計 3,400																																																																																																																																																																																																																																														
基本料金	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																	
従量料金	(10m ³ まで) @40×10m ³ =400 (11m ³ ~20m ³) @130×10m ³ =1,300 計 1,700																																																																																																																																																																																																																																																																	
装置料金	50																																																																																																																																																																																																																																																																	
従量料金	(10m ³ まで) 2,100 (11m ³ ~20m ³) @220×10m ³ =2,200 計 4,300																																																																																																																																																																																																																																																																	
装置料金	50																																																																																																																																																																																																																																																																	
従量料金	(8m ³ まで) 1,400 (9~10m ³ まで) @100×2m ³ =200 (11~20m ³) @150×10m ³ =1,500 計 3,100																																																																																																																																																																																																																																																																	
装置料金																																																																																																																																																																																																																																																																		
従量料金	(10m ³ まで) 基本料金 1,600 (11m ³ ~20m ³) @180×10m ³ =1,800 計 3,400																																																																																																																																																																																																																																																																	

【住民負担・行政サービス一覧 - 2】 (平成14年4月1日現在)

	綾上町	国分寺町																																																												
水道料金	<p>従量料金(1カ月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本料金 水量</th> <th>料金(円)</th> <th>超過料金1m³ につき(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭用及び営業用</td> <td>10m³まで</td> <td>1,880</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>0m³まで</td> <td>2,200</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本料金 水量	料金(円)	超過料金1m ³ につき(円)	家庭用及び営業用	10m ³ まで	1,880	220	臨時用	0m ³ まで	2,200	600	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金1m³につき</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金(円)</th> <th>水量</th> <th>料金(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">計量制</td> <td rowspan="5">一般用</td> <td>0</td> <td>700</td> <td>1m³から10m³まで</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>10m³を超え15m³まで</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>15m³を超え20m³まで</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>20m³を超え25m³まで</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>25m³を超え30m³まで</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>30m³を超えるもの</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td></td> <td>臨時用</td> <td>10</td> <td>1,800</td> <td>10m³を超えるもの</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特殊用</td> <td>100m³</td> <td>10,000</td> <td>100m³を超えるもの</td> <td>110</td> </tr> </tbody> </table> <p>附記 (1) 一般用とは、一般家庭、病院、工場、事業所等において水道を使用する場合をいう。 (2) 特殊用とは、学校のプール用に水道を使用する場合をいう。</p>	種別	用途	基本料金		超過料金1m ³ につき		水量	料金(円)	水量	料金(円)	計量制	一般用	0	700	1m ³ から10m ³ まで	110			10m ³ を超え15m ³ まで	170			15m ³ を超え20m ³ まで	190			20m ³ を超え25m ³ まで	210			25m ³ を超え30m ³ まで	240			30m ³ を超えるもの	260		臨時用	10	1,800	10m ³ を超えるもの	260		特殊用	100m ³	10,000	100m ³ を超えるもの	110
	区分	基本料金 水量	料金(円)	超過料金1m ³ につき(円)																																																										
	家庭用及び営業用	10m ³ まで	1,880	220																																																										
臨時用	0m ³ まで	2,200	600																																																											
種別	用途	基本料金		超過料金1m ³ につき																																																										
		水量	料金(円)	水量	料金(円)																																																									
計量制	一般用	0	700	1m ³ から10m ³ まで	110																																																									
				10m ³ を超え15m ³ まで	170																																																									
				15m ³ を超え20m ³ まで	190																																																									
				20m ³ を超え25m ³ まで	210																																																									
				25m ³ を超え30m ³ まで	240																																																									
			30m ³ を超えるもの	260																																																										
	臨時用	10	1,800	10m ³ を超えるもの	260																																																									
	特殊用	100m ³	10,000	100m ³ を超えるもの	110																																																									
<p>メーター使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの 口径(mm)</th> <th>金額 (円)</th> <th>メーターの 口径(mm)</th> <th>金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>90</td> <td>40</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>180</td> <td>50</td> <td>1,910</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>200</td> <td>50を超えるもの</td> <td>管理者が別に定める額</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>320</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	メーターの 口径(mm)	金額 (円)	メーターの 口径(mm)	金額 (円)	13	90	40	380	20	180	50	1,910	25	200	50を超えるもの	管理者が別に定める額	30	320																																												
メーターの 口径(mm)	金額 (円)	メーターの 口径(mm)	金額 (円)																																																											
13	90	40	380																																																											
20	180	50	1,910																																																											
25	200	50を超えるもの	管理者が別に定める額																																																											
30	320																																																													
	<p>(設定例) ・一般用 口径13mm ・1カ月20m³使用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本料金</th> <th>1,880円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>超過料金</td> <td>11m³~20m³ @220×10m³=2,200</td> </tr> <tr> <td>メ-タ-使用料</td> <td>90円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1,880+2,200+90)×105/100 =4,378(円未満切り捨て)</p> <p>水道料金 4,378円</p>	基本料金	1,880円	超過料金	11m ³ ~20m ³ @220×10m ³ =2,200	メ-タ-使用料	90円	<p>(設定例) ・一般用 口径13mm ・1カ月20m³使用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本料金</th> <th>700円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従量料金</td> <td>1m³~10m³ @110×10m³=1,100 11m³~15m³ @170×5m³=850 15m³~20m³ @190×5m³=950 計 2,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(700+2,900)×105/100=3,780(円未満切り捨て)</p> <p>水道料金 3,780円</p>	基本料金	700円	従量料金	1m ³ ~10m ³ @110×10m ³ =1,100 11m ³ ~15m ³ @170×5m ³ =850 15m ³ ~20m ³ @190×5m ³ =950 計 2,900円																																																		
基本料金	1,880円																																																													
超過料金	11m ³ ~20m ³ @220×10m ³ =2,200																																																													
メ-タ-使用料	90円																																																													
基本料金	700円																																																													
従量料金	1m ³ ~10m ³ @110×10m ³ =1,100 11m ³ ~15m ³ @170×5m ³ =850 15m ³ ~20m ³ @190×5m ³ =950 計 2,900円																																																													

【住民負担・行政サービス一覧 - 1】(平成14年4月1日現在)

	高松市	塩江町	香南町	直島町																																																																																									
・下水道料金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用区分</th> <th>汚水排除量(1カ月につき)</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">一般</td> <td>8 m³まで</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>8 m³を超え13 m³まで (1 m³につき)</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>13 m³を超え20 m³まで (1 m³につき)</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>20 m³を超え50 m³まで (1 m³につき)</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>50 m³を超え500 m³まで (1 m³につき)</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>500 m³を超えるもの (1 m³につき)</td> <td>195</td> </tr> <tr> <td>湯屋業</td> <td>1 m³につき</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用料は、この表の規定により算出した額に100分の105を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)</p> <p>(設定例) ・1カ月20 m³使用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用料</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(8 m³まで) 基本料金</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>(9 m³ ~ 13 m³) @ 85 × 5 m³</td> <td>= 425</td> </tr> <tr> <td>(14 m³ ~ 20 m³) @ 90 × 7 m³</td> <td>= 630</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,805</td> </tr> </tbody> </table> <p>$1,805 \times 105 / 100 = 1,895$</p> <p>下水道料金 1,895円</p>	適用区分	汚水排除量(1カ月につき)	金額(円)	一般	8 m ³ まで	750	8 m ³ を超え13 m ³ まで (1 m ³ につき)	85	13 m ³ を超え20 m ³ まで (1 m ³ につき)	90	20 m ³ を超え50 m ³ まで (1 m ³ につき)	130	50 m ³ を超え500 m ³ まで (1 m ³ につき)	165	500 m ³ を超えるもの (1 m ³ につき)	195	湯屋業	1 m ³ につき	35	使用料	金額	(8 m ³ まで) 基本料金	750	(9 m ³ ~ 13 m ³) @ 85 × 5 m ³	= 425	(14 m ³ ~ 20 m ³) @ 90 × 7 m ³	= 630	計	1,805	なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本料金</th> <th>従量料金 (1立方メートルにつき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚水量</td> <td>使用料</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">10立方メートルまで</td> <td>10立方メートルを超え 20立方メートルまで</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>21立方メートルを超え 30立方メートルまで</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>31立方メートルを超え 50立方メートルまで</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>51立方メートルを超え 100立方メートルまで</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>101立方メートル以上</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>浴場業等で町長が認めたもの</td> <td>1立方メートル当たり</td> <td>40円</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用料は、この表に定めるところにより算出した額に100分の105を乗じて得た額とし、1円未満については切り捨てる。</p> <p>(設定例) ・1カ月20 m³使用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用料</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(10 m³まで) 基本料金</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>(11 m³ ~ 20 m³) @ 120 × 10 m³</td> <td>= 1,200</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>$2,200 \times 105 / 100 = 2,310$</p> <p>下水道料金 2,310円</p>	基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)	汚水量	使用料	10立方メートルまで	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	120円	21立方メートルを超え 30立方メートルまで	130円	31立方メートルを超え 50立方メートルまで	140円	51立方メートルを超え 100立方メートルまで	160円	101立方メートル以上	180円	浴場業等で町長が認めたもの	1立方メートル当たり	40円	使用料	金額	(10 m ³ まで) 基本料金	1,000	(11 m ³ ~ 20 m ³) @ 120 × 10 m ³	= 1,200	計	2,200	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過使用料金</th> </tr> <tr> <th>使用水量</th> <th>料金</th> <th>使用水量 (立方メートル)</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">一般</td> <td rowspan="6">10立方メートルまで</td> <td rowspan="6">2,000円</td> <td>10を超え20まで 1立方メートルにつき</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>20を超え30まで 1立方メートルにつき</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>30を超え50まで 1立方メートルにつき</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td>50を超え100まで 1立方メートルにつき</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>100を超える場合 1立方メートルにつき</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場</td> <td colspan="3">1立方メートルにつき 80円</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用料は、この表に定めるところにより算出した合計額に100分の105を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)</p> <p>(設定例) ・1カ月20 m³使用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用料</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(10 m³まで) 基本料金</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>(11 m³ ~ 20 m³) @ 210 × 10 m³</td> <td>= 2,100</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>$4,100 \times 105 / 100 = 4,305$</p> <p>下水道料金 4,305円</p>	種別	基本料金		超過使用料金		使用水量	料金	使用水量 (立方メートル)	料金	一般	10立方メートルまで	2,000円	10を超え20まで 1立方メートルにつき	210円	20を超え30まで 1立方メートルにつき	220円	30を超え50まで 1立方メートルにつき	230円	50を超え100まで 1立方メートルにつき	240円	100を超える場合 1立方メートルにつき	250円	公衆浴場	1立方メートルにつき 80円			使用料	金額	(10 m ³ まで) 基本料金	2,000	(11 m ³ ~ 20 m ³) @ 210 × 10 m ³	= 2,100	計	4,100
適用区分	汚水排除量(1カ月につき)	金額(円)																																																																																											
一般	8 m ³ まで	750																																																																																											
	8 m ³ を超え13 m ³ まで (1 m ³ につき)	85																																																																																											
	13 m ³ を超え20 m ³ まで (1 m ³ につき)	90																																																																																											
	20 m ³ を超え50 m ³ まで (1 m ³ につき)	130																																																																																											
	50 m ³ を超え500 m ³ まで (1 m ³ につき)	165																																																																																											
	500 m ³ を超えるもの (1 m ³ につき)	195																																																																																											
湯屋業	1 m ³ につき	35																																																																																											
使用料	金額																																																																																												
(8 m ³ まで) 基本料金	750																																																																																												
(9 m ³ ~ 13 m ³) @ 85 × 5 m ³	= 425																																																																																												
(14 m ³ ~ 20 m ³) @ 90 × 7 m ³	= 630																																																																																												
計	1,805																																																																																												
基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)																																																																																												
汚水量	使用料																																																																																												
10立方メートルまで	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	120円																																																																																											
	21立方メートルを超え 30立方メートルまで	130円																																																																																											
	31立方メートルを超え 50立方メートルまで	140円																																																																																											
	51立方メートルを超え 100立方メートルまで	160円																																																																																											
	101立方メートル以上	180円																																																																																											
	浴場業等で町長が認めたもの	1立方メートル当たり	40円																																																																																										
	使用料	金額																																																																																											
(10 m ³ まで) 基本料金	1,000																																																																																												
(11 m ³ ~ 20 m ³) @ 120 × 10 m ³	= 1,200																																																																																												
計	2,200																																																																																												
種別	基本料金		超過使用料金																																																																																										
	使用水量	料金	使用水量 (立方メートル)	料金																																																																																									
一般	10立方メートルまで	2,000円	10を超え20まで 1立方メートルにつき	210円																																																																																									
			20を超え30まで 1立方メートルにつき	220円																																																																																									
			30を超え50まで 1立方メートルにつき	230円																																																																																									
			50を超え100まで 1立方メートルにつき	240円																																																																																									
			100を超える場合 1立方メートルにつき	250円																																																																																									
			公衆浴場	1立方メートルにつき 80円																																																																																									
使用料	金額																																																																																												
(10 m ³ まで) 基本料金	2,000																																																																																												
(11 m ³ ~ 20 m ³) @ 210 × 10 m ³	= 2,100																																																																																												
計	4,100																																																																																												
・下水道受益者負担金	<p>単位負担金 1 m³当たり 150円</p> <p>徴収方法 5年間分割払い(年2回納付) または一括払い</p>		<p>単位分担金 1 m³当たり 500円</p> <p>徴収方法 3年間分割払い(年3回納付) または一括払い</p>	<p>単位分担金 1 m³当たり 500円 (1画地当たりの限度額 200,000円)</p> <p>徴収方法 3年間分割払い(年1回納付) または一括払い</p>																																																																																									
・下水道排水設備設置助成金	なし	なし	<p>(対象) 公共下水道の供用開始後1年以内に接続完了した場合(生活扶助世帯の場合は期限の制限なし。)、工事費の一部を助成</p> <p>(内容) 一般世帯 限度額 30,000円 生活扶助世帯 限度額 300,000円</p>	<p>公共下水道家庭内排水設備水洗化工事早期着工奨励金 供用開始後 1年以内に工事完了 35,000円 2年以内に工事完了 20,000円</p>																																																																																									
・水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給	<p>水洗便所改造資金貸付事業 浄化槽 1槽につき20万円以内 汲み取り便所 1戸につき40万円以内 無利子 償還方法:1ヶ月当たり10,000円の均等分割払</p>	なし	<p>(内容) 融資額 5万~50万円 利子補給 全額を町が助成</p>																																																																																										

【住民負担・行政サービス一覧 - 2】 (平成14年4月1日現在)

	綾上町	国分寺町																																																																			
・下水道料金	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">従量料金 (1立方メートルにつき)</th> </tr> <tr> <th>汚水量</th> <th>使用料</th> <th>汚水量</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">10立方メートルまで</td> <td rowspan="6">1,250円</td> <td>10立方メートルを超え 20立方メートルまで</td> <td>135円</td> </tr> <tr> <td>20立方メートルを超え 30立方メートルまで</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>30立方メートルを超え 50立方メートルまで</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>50立方メートルを超え 100立方メートルまで</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>100立方メートルを超え を超えるもの</td> <td>170円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>使用料は、この表に定めるところにより算出した額に100分の105を乗じて得た額とする。</p> <p>(設定例) ・1カ月20m³使用</p> <table border="1"> <tr> <td>使用料</td> <td>(10m³まで) 基本料金 1,250 (11m³～20m³) @135×10m³=1,350</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,600</td> </tr> </table> <p>$2,600 \times 105 / 100 = 2,730$</p> <p>下水道料金 2,730円</p>	基本料金		従量料金 (1立方メートルにつき)		汚水量	使用料	汚水量	使用料	10立方メートルまで	1,250円	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	135円	20立方メートルを超え 30立方メートルまで	140円	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	150円	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	160円	100立方メートルを超え を超えるもの	170円					使用料	(10m ³ まで) 基本料金 1,250 (11m ³ ～20m ³) @135×10m ³ =1,350	計	2,600	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用区分</th> <th>基本料金(1カ月)</th> <th>従量料金(1m³)</th> </tr> <tr> <th>汚水量</th> <th>使用料(円)</th> <th>汚水量</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">一般</td> <td rowspan="10">1,100</td> <td>10m³を超え 20m³まで</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>20m³を超え 30m³まで</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>30m³を超え 50m³まで</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>50m³を超え 100m³まで</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>100m³を超え 150m³まで</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>150m³を超え 200m³まで</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>200m³を超え を超えるもの</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(設定例) ・1カ月20m³使用</p> <table border="1"> <tr> <td>使用料</td> <td>(10m³まで) 基本料金 1,100 (11m³～20m³) @130×10m³=1,300</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,400</td> </tr> </table> <p>$2,400 \times 105 / 100 = 2,520$</p> <p>下水道料金 2,520円</p>	適用区分	基本料金(1カ月)	従量料金(1m ³)	汚水量	使用料(円)	汚水量	使用料(円)	一般	1,100	10m ³ を超え 20m ³ まで	130	20m ³ を超え 30m ³ まで	140	30m ³ を超え 50m ³ まで	150	50m ³ を超え 100m ³ まで	160	100m ³ を超え 150m ³ まで	170	150m ³ を超え 200m ³ まで	180	200m ³ を超え を超えるもの	190													使用料	(10m ³ まで) 基本料金 1,100 (11m ³ ～20m ³) @130×10m ³ =1,300	計	2,400
基本料金		従量料金 (1立方メートルにつき)																																																																			
汚水量	使用料	汚水量	使用料																																																																		
10立方メートルまで	1,250円	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	135円																																																																		
		20立方メートルを超え 30立方メートルまで	140円																																																																		
		30立方メートルを超え 50立方メートルまで	150円																																																																		
		50立方メートルを超え 100立方メートルまで	160円																																																																		
		100立方メートルを超え を超えるもの	170円																																																																		
使用料	(10m ³ まで) 基本料金 1,250 (11m ³ ～20m ³) @135×10m ³ =1,350																																																																				
計	2,600																																																																				
適用区分	基本料金(1カ月)	従量料金(1m ³)																																																																			
汚水量	使用料(円)	汚水量	使用料(円)																																																																		
一般	1,100	10m ³ を超え 20m ³ まで	130																																																																		
		20m ³ を超え 30m ³ まで	140																																																																		
		30m ³ を超え 50m ³ まで	150																																																																		
		50m ³ を超え 100m ³ まで	160																																																																		
		100m ³ を超え 150m ³ まで	170																																																																		
		150m ³ を超え 200m ³ まで	180																																																																		
		200m ³ を超え を超えるもの	190																																																																		
使用料	(10m ³ まで) 基本料金 1,100 (11m ³ ～20m ³) @130×10m ³ =1,300																																																																				
計	2,400																																																																				
・下水道受益者負担金	<p>単位分担金 1m³当たり 500円</p> <p>徴収方法 3年間分割払い(年4回納付) または一括払い</p>	<p>単位負担金 1m³当たり 380円</p> <p>徴収方法 3年間分割払い(年2回納付)</p>																																																																			
・下水道排水設備設置助成金	なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>限度額</th> <th>工事費</th> <th>償還率</th> <th>償還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活扶助世帯</td> <td>50万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>浄化槽廃止</td> <td>5万円</td> <td>10%以内</td> <td></td> <td>1年以内</td> </tr> <tr> <td>汲取り便所</td> <td>5万円</td> <td>10%以内</td> <td></td> <td>1年以内</td> </tr> <tr> <td>汲取り便所</td> <td>3万円</td> <td>6%以内</td> <td></td> <td>2年以内</td> </tr> <tr> <td>汲取り便所</td> <td>1万円</td> <td>2%以内</td> <td></td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>大型合併浄化槽廃止</td> <td>50万円</td> <td>10%以内</td> <td></td> <td>1年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(融資あっせんとの併用はできない:全額自己資金)</p>	区 分	限度額	工事費	償還率	償還期間	生活扶助世帯	50万円				浄化槽廃止	5万円	10%以内		1年以内	汲取り便所	5万円	10%以内		1年以内	汲取り便所	3万円	6%以内		2年以内	汲取り便所	1万円	2%以内		3年以内	大型合併浄化槽廃止	50万円	10%以内		1年以内																																
区 分	限度額	工事費	償還率	償還期間																																																																	
生活扶助世帯	50万円																																																																				
浄化槽廃止	5万円	10%以内		1年以内																																																																	
汲取り便所	5万円	10%以内		1年以内																																																																	
汲取り便所	3万円	6%以内		2年以内																																																																	
汲取り便所	1万円	2%以内		3年以内																																																																	
大型合併浄化槽廃止	50万円	10%以内		1年以内																																																																	
・水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給	1戸につき5万円以上50万円以内の借入に伴う全額利子補給	<p>・融資額 5万～50万円</p> <p>・償還 1月1万円償還</p> <p>・利子 全額を町が補助</p>																																																																			

【住民負担・行政サービス一覧】(平成14年4月1日現在)

	高松市	瑞江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町																																																																														
幼稚園	月額5,900円(市立幼稚園)	【休園中】	月額5,200円(町立幼稚園)	月額5,700円(町立幼稚園)	月額6,000円(町立幼稚園)	月額5,000円(町立幼稚園)																																																																														
授業料	<p>・就園奨励費補助事業 幼稚園に就園する満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児の保護者に対して授業料等の減免補助を行う。 (13年度実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>授業料等減免措置階層区分</th> <th>減免限度額(円) (1人当たり年額)</th> <th>対象人員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村民税所得割非課税世帯</td> <td>第1子 20,000</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>(生活保護世帯を含む)</td> <td>第2子 31,000</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3子 41,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>第1子 135,300</td> <td>209</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割非課税世帯</td> <td>第2子 162,000</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3子 189,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税世帯</td> <td>第1子 103,000</td> <td>128</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2子 137,000</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3子 170,000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>第1子 79,000</td> <td>172</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税世帯 8,800円以下</td> <td>第2子 117,000</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3子 156,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>第1子 55,500</td> <td>2,088</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税世帯 102,100円以下</td> <td>第2子 98,000</td> <td>221</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3子 141,000</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>2,886</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>2,969</td> </tr> </tbody> </table>	授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)	対象人員 (人)	市町村民税所得割非課税世帯	第1子 20,000	67	(生活保護世帯を含む)	第2子 31,000	16		第3子 41,000	0	小計		83	私立	第1子 135,300	209	市町村民税所得割非課税世帯	第2子 162,000	26		第3子 189,000	0	市町村民税所得割課税世帯	第1子 103,000	128		第2子 137,000	14		第3子 170,000	1	幼稚園	第1子 79,000	172	市町村民税所得割課税世帯 8,800円以下	第2子 117,000	25		第3子 156,000	0	幼稚園	第1子 55,500	2,088	市町村民税所得割課税世帯 102,100円以下	第2子 98,000	221		第3子 141,000	2	小計		2,886	合計		2,969	なし	<p>・就園奨励費補助事業 幼稚園に就園する5歳児の保護者に対して保護者に対して授業料等の減免補助を行う。 (13年度実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>授業料等減免措置階層区分</th> <th>減免限度額(円) (1人当たり年額)</th> <th>対象人員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村民税所得割非課税世帯(生活保護世帯を含む)</td> <td>授業料の年額</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)	対象人員 (人)	市町村民税所得割非課税世帯(生活保護世帯を含む)	授業料の年額	0	合計		0	なし	なし	<p>・就園奨励費補助事業 幼稚園に就園する3歳児、4歳児、5歳児の保護者に対して授業料等の減免補助を行う。 (12年度実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>授業料等減免措置階層区分</th> <th>減免限度額(1人当たり年額・円)</th> <th>対象人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>(20,000)</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割非課税世帯(生活保護世帯を含む)</td> <td>(36,000)</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税世帯(生活保護世帯を含む)</td> <td>(52,000)</td> <td>0人</td> </tr> </tbody> </table>	授業料等減免措置階層区分	減免限度額(1人当たり年額・円)	対象人員	市町村民税非課税世帯	(20,000)	17人	市町村民税所得割非課税世帯(生活保護世帯を含む)	(36,000)	4人	市町村民税所得割課税世帯(生活保護世帯を含む)	(52,000)	0人
授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)	対象人員 (人)																																																																																		
市町村民税所得割非課税世帯	第1子 20,000	67																																																																																		
(生活保護世帯を含む)	第2子 31,000	16																																																																																		
	第3子 41,000	0																																																																																		
小計		83																																																																																		
私立	第1子 135,300	209																																																																																		
市町村民税所得割非課税世帯	第2子 162,000	26																																																																																		
	第3子 189,000	0																																																																																		
市町村民税所得割課税世帯	第1子 103,000	128																																																																																		
	第2子 137,000	14																																																																																		
	第3子 170,000	1																																																																																		
幼稚園	第1子 79,000	172																																																																																		
市町村民税所得割課税世帯 8,800円以下	第2子 117,000	25																																																																																		
	第3子 156,000	0																																																																																		
幼稚園	第1子 55,500	2,088																																																																																		
市町村民税所得割課税世帯 102,100円以下	第2子 98,000	221																																																																																		
	第3子 141,000	2																																																																																		
小計		2,886																																																																																		
合計		2,969																																																																																		
授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)	対象人員 (人)																																																																																		
市町村民税所得割非課税世帯(生活保護世帯を含む)	授業料の年額	0																																																																																		
合計		0																																																																																		
授業料等減免措置階層区分	減免限度額(1人当たり年額・円)	対象人員																																																																																		
市町村民税非課税世帯	(20,000)	17人																																																																																		
市町村民税所得割非課税世帯(生活保護世帯を含む)	(36,000)	4人																																																																																		
市町村民税所得割課税世帯(生活保護世帯を含む)	(52,000)	0人																																																																																		
就園奨励	<p>・私立幼稚園就園補助事業 私立幼稚園児の保護者で幼稚園就園奨励費の対象とならない者に対して、私立幼稚園就園費を支給する。 (13年度実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢区分</th> <th>対象人員(人)</th> <th>補助単価(円) (1人当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満3歳児</td> <td>74</td> <td rowspan="4">27,600</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>519</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>531</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>598</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,722</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年齢区分	対象人員(人)	補助単価(円) (1人当たり年額)	満3歳児	74	27,600	3歳児	519	4歳児	531	5歳児	598	合計	1,722		なし	なし	なし	なし	なし																																																															
年齢区分	対象人員(人)	補助単価(円) (1人当たり年額)																																																																																		
満3歳児	74	27,600																																																																																		
3歳児	519																																																																																			
4歳児	531																																																																																			
5歳児	598																																																																																			
合計	1,722																																																																																			
	<p>・第3子以降補助事業 3番目以降の子供を幼稚園に通わせている保護者に対して、授業料等の減免・補助を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。 (13年度実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助限度額 (年額・円)</th> <th>対象人員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私立</td> <td>32,300</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>48,400</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>43</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助限度額 (年額・円)	対象人員 (人)	私立	32,300	14	市	48,400	29	国	0	0	合計		43	なし	なし	なし	なし	なし																																																															
区分	補助限度額 (年額・円)	対象人員 (人)																																																																																		
私立	32,300	14																																																																																		
市	48,400	29																																																																																		
国	0	0																																																																																		
合計		43																																																																																		

【住民負担・行政サービス一覧】(平成14年4月1日現在)

	高松市	塩江町	香南町	直島町	綾上町	国分寺町																																						
・遠距離通学補助	<p>離島生徒通学費補助</p> <p>(対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女木地区の生徒で城内中学校に通学する生徒の保護者 <p>(助成額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学費全額 	<p>(対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学距離が片道6km以上 中学校 ・遠距離通学区域 小学校 <p>(補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠距離通学区域から通学距離に、塩江町内を運行する定期乗合旅客自動車の乗車運賃を基準として町長が定める額を乗じた額に90を乗じて得た額を四半期の支給額とし、年4回支給する。 	なし	<p>(対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生 <p>(補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学航路費補助金 実費自己負担額の3/10補助 ・部活動等補助金 年額40,000円/人以内 	<p>遠距離通学補助</p> <p>(対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・片道5km以上の中学生の保護者 <p>(補助額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5kmを超した距離×37円/km×300日 	なし																																						
・学生育英事業 ・奨学制度	<p>奨学金</p> <p>成績優秀で向学心旺盛な生徒であって、家庭の経済的理由のため高等学校等への進学が困難な者に対して、奨学金を支給する。</p> <p>1人当たり支給月額 9,000円</p>	<p>修学補助金</p> <p>修学の意欲と能力の向上を高めるとともに保護者の経済的な負担の軽減を図るため高等学校等に修学している者に支給</p> <p>年間 30,000円</p>	<p>学術・芸術振興にかかる奨学金の貸与</p> <p>向学心に燃え芸術等特定の分野において、卓越した能力がありながら、経済的な理由によって、修学困難な者(外国の大学に留学する者に限る)に対して、奨学金を貸し付ける。</p> <p>・貸付額</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 一般大学生 <ul style="list-style-type: none"> ・入学金 限度額 30万円(無利子) ・修学金 限度額 月額10万円(無利子) <p>・返還方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校を卒業、修業した翌年度から10年間の均等償還 	<p>奨学資金貸付</p> <p>成績優秀で向学心旺盛な生徒であって、経済的理由のため進学困難な者に対して、奨学資金を貸し付ける。</p> <p>・貸付額</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 教員養成学部(4年制) 月額10,000円(無利子) 2 一般大学各学部(4年制) 月額 5,000円(無利子) 3 高等学校(高専を含む) 月額 2,500円(無利子) <p>・返還方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6カ月据置、各々の区分に応じて割賦弁済 	なし																																							
・保護者負担軽減対策	<p>児童生徒副読本支給事業</p> <p>学校教育における補助教材としての副読本を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校種別</th> <th>品名</th> <th>支給学年(年)</th> <th>支給人員(人)</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">小</td> <td>わたしたちの体育</td> <td>1~6</td> <td>18,830</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td>道徳読み物</td> <td>1~6</td> <td>18,843</td> <td>407</td> </tr> <tr> <td>高松の今と昔</td> <td>3・4</td> <td>6,222</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>43,895</td> <td>366</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中</td> <td>かけがえない君だから</td> <td>1~3</td> <td>9,934</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>中学生の交通</td> <td>1</td> <td>3,106</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>13,040</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>56,935</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校種別	品名	支給学年(年)	支給人員(人)	単価(円)	小	わたしたちの体育	1~6	18,830	440	道徳読み物	1~6	18,843	407	高松の今と昔	3・4	6,222	500	小計		43,895	366	中	かけがえない君だから	1~3	9,934	520	中学生の交通	1	3,106	160	小計		13,040		合 計		56,935		なし	なし	なし	なし
学校種別	品名	支給学年(年)	支給人員(人)	単価(円)																																								
小	わたしたちの体育	1~6	18,830	440																																								
	道徳読み物	1~6	18,843	407																																								
	高松の今と昔	3・4	6,222	500																																								
	小計		43,895	366																																								
中	かけがえない君だから	1~3	9,934	520																																								
	中学生の交通	1	3,106	160																																								
	小計		13,040																																									
合 計		56,935																																										
・学校給食	<p>調理方法</p> <p>単独校調理・共同調理方式の併用</p> <p>給食費(月額)</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校 低学年 3,434円 中学年 3,655円 高学年 3,876円 中学校 3,920円 <p>燃料費</p> <p>公費負担(学校給食会に全額補助)</p> <p>米飯給食</p> <p>(回数) 小学校(41校)中学校(18校)...週2.5回</p> <p>(方式) 自校炊飯...週1.25回</p> <p>委託炊飯...週1.25回</p>	<p>調理方法</p> <p>単独校調理</p> <p>給食費(月額)</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校 4,300円 中学校 5,000円 <p>燃料費</p> <p>公費負担(学校給食会に全額補助)</p> <p>米飯給食</p> <p>(回数) 週3回</p> <p>(方式) 自校炊飯</p>	<p>調理方法</p> <p>共同調理方式</p> <p>給食費(月額)</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園 2,918円 小学校 4,070円 中学校 4,830円 <p>燃料費</p> <p>公費負担</p> <p>米飯給食</p> <p>(回数) 幼稚園、小学校、中学校全て週3回</p> <p>(方式) 給食センターにて一括</p> <p>その他、週1回みかんジュース有り</p>	<p>調理方法</p> <p>小・中学校共同調理</p> <p>給食費(月額)</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校1、2、3年 3,800円 小学校4、5、6年 4,100円 中学校 4,500円 <p>燃料費</p> <p>公費負担</p> <p>米飯給食</p> <p>(回数) 週3回</p>	<p>調理方法</p> <p>共同調理方式</p> <p>給食費(月額)</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園 3,900円 小学校 4,100円 中学校 4,800円 <p>燃料費</p> <p>公費負担</p> <p>米飯給食</p> <p>(回数) 週3回</p>	<p>調理方法</p> <p>単独校調理方式</p> <p>給食費(月額)</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園 3,100円 小学校 3,770円 中学校 4,400円 <p>燃料費</p> <p>公費負担</p> <p>米飯給食</p> <p>(回数) 小学校...週3回</p> <p>中学校...週3回</p> <p>(方式) 自校炊飯...週3回</p>																																						

【住民負担・行政サービス一覧】（平成14年4月1日現在）

保育所の設置状況

	要保育児童数 (人) A	公立保育所数		私立(認可)保育所数		充足率(%) (B + C) / A
		(カ所)	定員(人) B	(カ所)	定員(人) C	
高松市	6,441	29	2,980	24	2,825	90.13
塩江町	105	3	135	0	0	128.57
香南町	165	1	235	0	0	142.42
直島町	44	1	45	0	0	102.27
綾上町	146	3	210	0	0	143.84
国分寺町	607	2	180	3	390	93.90

公営住宅戸数

	公営住宅戸数(戸)		1戸当たり延 床面積(m ²)	100世帯当たり公 営住宅戸数(戸)
	市町営	県営		
高松市	4,215	3,481	56.5	5.9
塩江町	55		98.7	4.4
香南町	10		79.9	0.4
直島町	61		68.3	4.1
綾上町	18		88.5	0.9
国分寺町	34		68.8	0.4

道路整備の状況

	道路延長 (m) A	道路面積 (m ²) B	改良済延長 (m) C	改良率 (%) (C / A)	舗装済延長 (m) D	舗装率 (%) (D / A)
	高松市	1,659,820	7,958,647	894,651	53.9	1,558,478
塩江町	106,895	591,334	39,581	37.0	105,729	98.9
香南町	66,819	425,867	26,556	39.7	62,465	93.5
直島町	38,873	175,469	12,413	31.9	32,212	82.9
綾上町	131,112	986,927	80,190	61.2	127,935	97.6
国分寺町	129,646	683,097	85,282	65.8	124,382	95.9

上水道の整備状況

	面積 (km ²)	給水区域面積 (km ²)	行政区域人口 (人) A	給水人口 (人) B	普及率 (%) (B / A)
高松市	194.33	137.96	332,865	326,604	98.1
塩江町	80.10	7.60	3,640	2,855	78.4
香南町	14.72	14.72	8,017	7,840	97.8
直島町	14.22	3.53	3,705	3,567	96.3
綾上町	71.20	24.10	6,943	6,341	91.3
国分寺町	26.25	20.00	23,158	22,809	98.5

下水道の整備状況

	全体計画 面積(ha) A	事業認可 面積(ha) B	整備済 面積(ha) C	行政区域内 人口(人) D	処理区域内 人口(人) E	面積整 備率(%) C / A	人口普 及率(%) E / D
高松市	5,472.4	4,160.0	2,664.5	332,865	169,319	48.7	50.9
塩江町	94.0	43.0	0.0	3,640	0	0.0	0.0
香南町	340.0	218.0	120.6	8,017	1,774	35.5	22.1
直島町	175.0	108.0	82.8	3,705	2,407	47.3	65.0
綾上町	215.0	130.3	101.6	6,943	1,182	47.3	17.0
国分寺町	416.0	240.0	99.0	23,158	1,623	23.8	7.0

都市公園等の整備状況

	都市計画 区域内人 口(人) A	行政区域 内人口 (人) B	都市計画区域内 公園(m ²)		行政区域内公園 (m ²)		市町立都市公園 (m ²)	
			面積	1人 当たり	面積	1人 当たり	面積	1人 当たり
高松市	313,629	333,226	2,183,421	7.0	2,184,146	6.6	741,824	2.2
塩江町		3,701						
香南町		8,148			212,993	26.1		
直島町		3,688			7,563	2.1		
綾上町		7,127			77,625	10.9		
国分寺町	23,993	23,926	109,583	4.6	109,583	4.6	99,117	4.1

市町立小学校・中学校の状況

	小 学 校				中 学 校			
	学校数	学級数	児童数	1学級 当たりの 児童数	学校数	学級数	生徒数	1学級 当たりの 生徒数
高松市	42	655	18,592	28.4	18	299	9,877	33.0
塩江町	4	15	134	8.9	1	4	106	26.5
香南町	1	15	451	30.1	1	9	278	30.9
直島町	1	8	187	23.4	1	4	88	22.0
綾上町	5	24	312	13.0	1	7	178	25.4
国分寺町	2	45	1,481	32.9	1	22	762	34.6

4 市町村の合併の特例に関する法律の主な内容

【住民発議制度（図1）】

この制度は、平成7年の改正により創設されたもので、有権者の50分の1以上の者の署名をもって、市町村の長に対して、合併についての適否も含めた諸々の事項を協議する場である「合併協議会」の設置を請求できるものである。

この合併協議会の設置については、従来は、図1の右側にあるように、合併しようとする市町同士（この図でいけば、A市長とB町長）が、双方において、合併に関する事前協議等を行い、それぞれの議会の議決を得て、合併協議会を設置し、合併へと進んでいったわけである。

しかし、この図のように、合併協議会の設置が、関係市町村の長や議会の意向に沿って進められていくため、市町村の長や議会が、合併に対して消極的な場合には、住民が積極的であっても、合併について具体的に検討する場としての合併協議会が設置されないなど、住民の意向が直接的に反映されない場合があった。

そこで、平成7年の改正により、住民発議制度が創設されたわけであるが、それが、図1の左側の上である。

ここにあるように、A市の住民が（B町と合併すべきであると）、有権者の50分の1以上の署名を集めて、A市長に対し、合併の相手となる（ここではB町）市町村の名称を示し、合併協議会の設置について請求ができることとなり、これを受けたA市長は、関係市町村の長であるB町長に対し、合併協議会の設置について、議会へ付議するかどうかの意見を照会し、付議するという回答が得られれば、双方の議会において、審議されていくことになった。

しかし、ここで、B町長が、議会に付議しない旨を回答した場合は、この段階において、請求手続自体が終わってしまうということになっており、この制度においても、議会で審議されることなく、合併対象市町村の長の判断のみで、手続が終了することが問題とされていた。

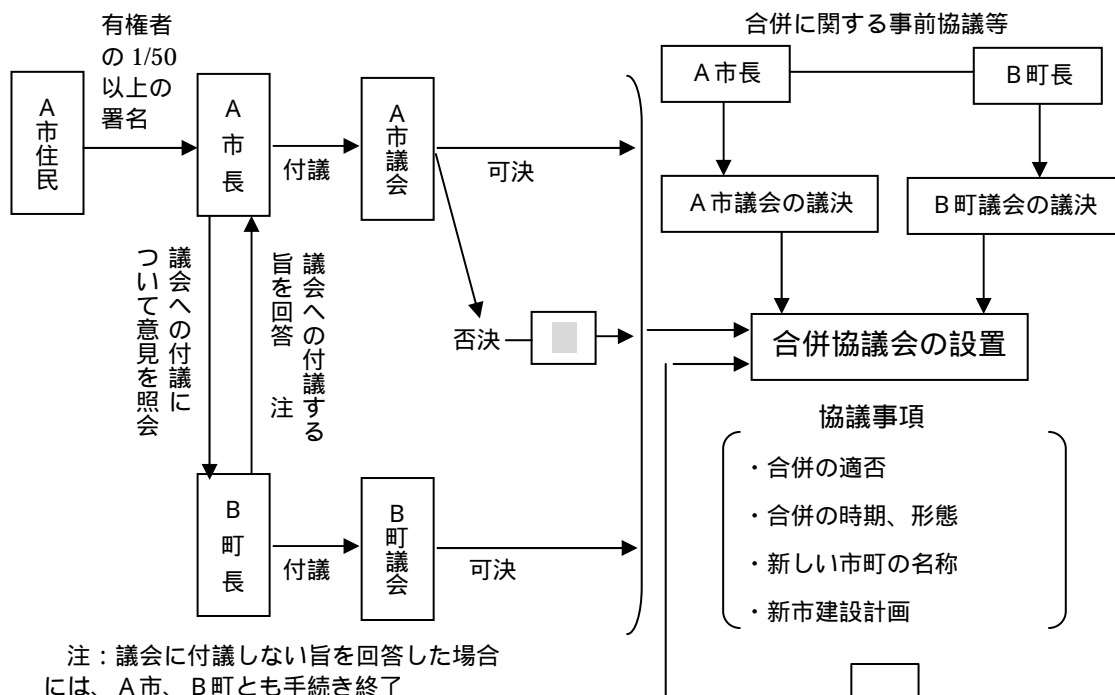
このことから、平成11年に、図1の左側の下にあるように、関係ある市町村の住民が、それぞれの市町村において、有権者の50分の1以上の署名を集め、それぞれの市町村の長に、合併協議会の設置についての請求が行えることになり、また、請求があった場合は、全ての市町村において、直ちに議会に付議しなければならないということに改正されている。

また、平成14年には、さらに一步踏み込み、図1の左側の下の図中の□にあるように、議会で否決された場合でも、市町村の長の請求または、有権者の6分の1以上の署名による直接請求で住民投票を行い、過半数の賛成があれば議会が可決したものとみなすこととする改正が行われている。

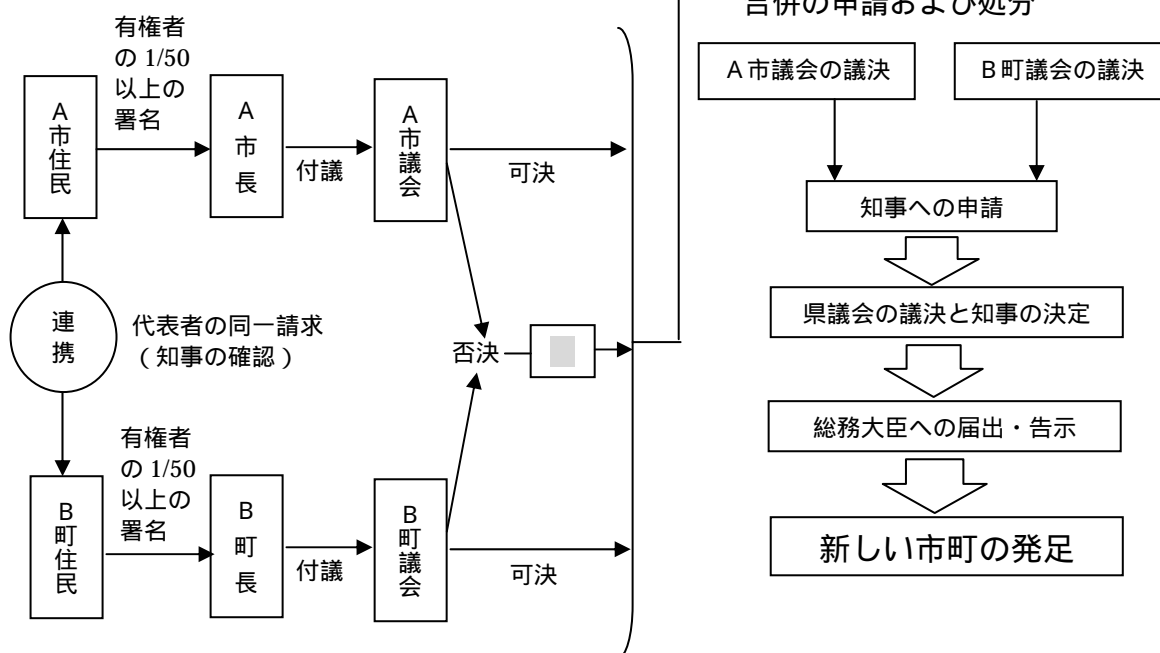
住民発議制度の概要（図1）

住民発議制度

その1（平成7年度に創設）



その2（平成11年度に拡充）



■（平成14年3月改正）
 首長の請求または、6分の1以上の署名による直接請求で住民投票を行い、過半数の賛成があれば議決に代わる効果。

【議員の定数特例・在任特例】

議員の定数および在任期間については、合併特例法により、図2のように、それぞれ特例が認められている。

まず、複数の市町村によって、新たな市町村を創る「新設合併」の場合においては、原則として、図2のように、合併関係市町村の議会の議員は、全員その身分を失うことから、合併後の設置選挙において、自治法に基づく定数により、選挙を行うこととなる。

しかし、定数特例を用いる場合は、図2のように、合併後の設置選挙の際に、法定定数の2倍までの定数を、次の一般選挙まで、増加させることができることとなっている。

また、図2の在任特例を用いると、合併後2年以内の期間に限っては、旧市町村の議員は、新市町村の議員として在任できることとなっている。

既存の市町村を、他の市町村に合併する「編入合併」の場合においては、原則として、編入をする市町村の議会の議員の身分に影響はないが、編入されることにより消滅する市町村の議会の議員は、全員その身分を失うこととなる。なお、この合併の際、合併後の市町村の議会議員の定数が、編入をする市町村の議会議員の定数を上回る場合には、図2のように、その上回っている定数分について、増員選挙を行うこととなっている。(この図では、合併後のA市の議員定数が自治法により44人となり、合併前のA市の議員定数が40人であることから、差引4人の議員の増員選挙ができることになる。)

これに対し、合併特例法を適用する場合は、図2から図3にあるように、4つのパターンが選択できることとなっている。

図3の定数特例は、合併の際、編入された区域から適正に代表を選出し、当該区域の住民の意見を合併後の行政に反映させるため、合併後の増員選挙において、次の一般選挙までの間、人口に応じて、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて、定数を増員することが認められているものである。

この定数の増員数は、編入する市町村の旧定数に、編入される市町村の人口を編入する市町村の人口で割って得たものを、乗じて得た数が、増員数となる。(この図でいえば、合併前のA市の議員定数40人に、B町の人口4万人をA市の人口18万人で割った数字を、乗じて得た、9人が増員数となり、旧定数と合わせた49人が編入合併特例定数で、この定数を採用することができる。)

図3の定数特例+定数特例は、図3の編入合併特例定数を、増員選挙に続く最初の一般選挙においても、さらに適用していくものである。

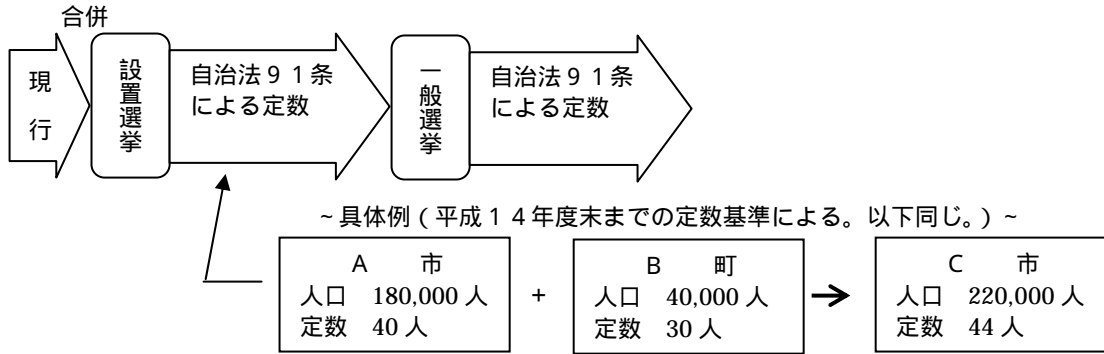
図3の在任特例は、合併後においても、合併前の関係市町村の議員が、引き続き、編入先の議員の残任期間に限り、在任するものである。(この図では、旧A市の定数40人とB町の30人の合計70人が、次の一般選挙まで在任。)

図3の在任特例+定数特例は、図3の在任特例を適用し、さらに、最初の一般選挙において、図3の定数特例を適用していくものである。

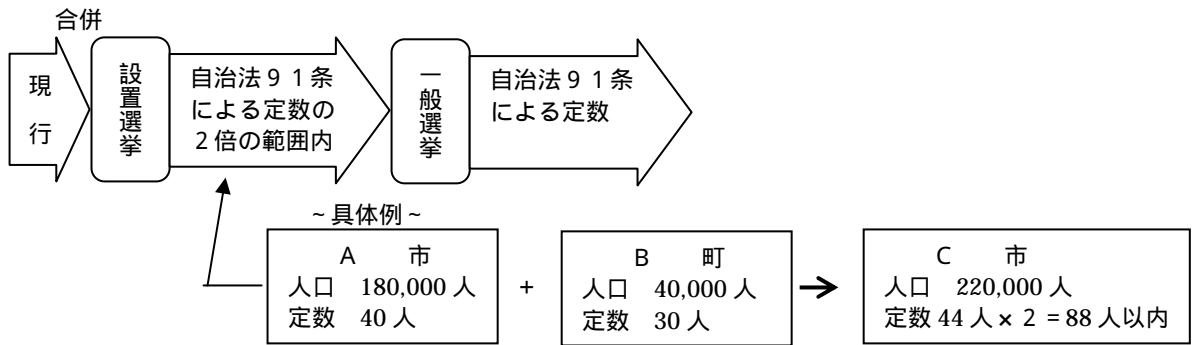
議員の定数特例・在任特例の概要（図2）

新設合併

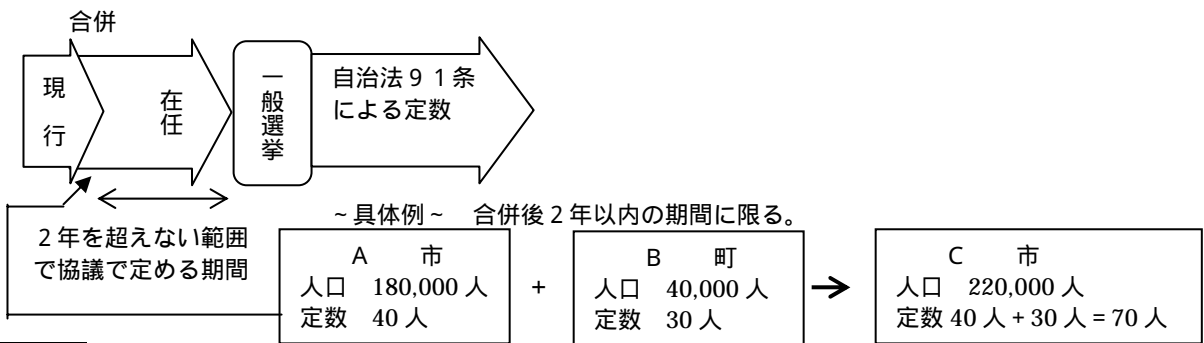
原則（特例措置の適用なし）



定数特例

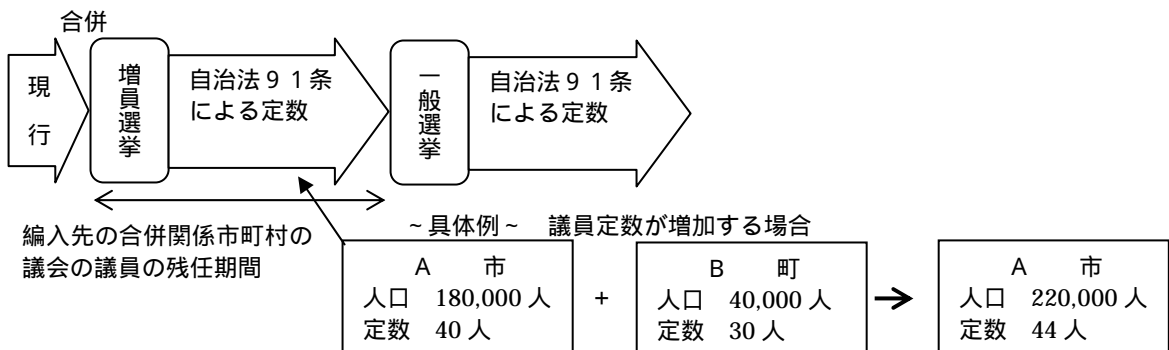


在任特例

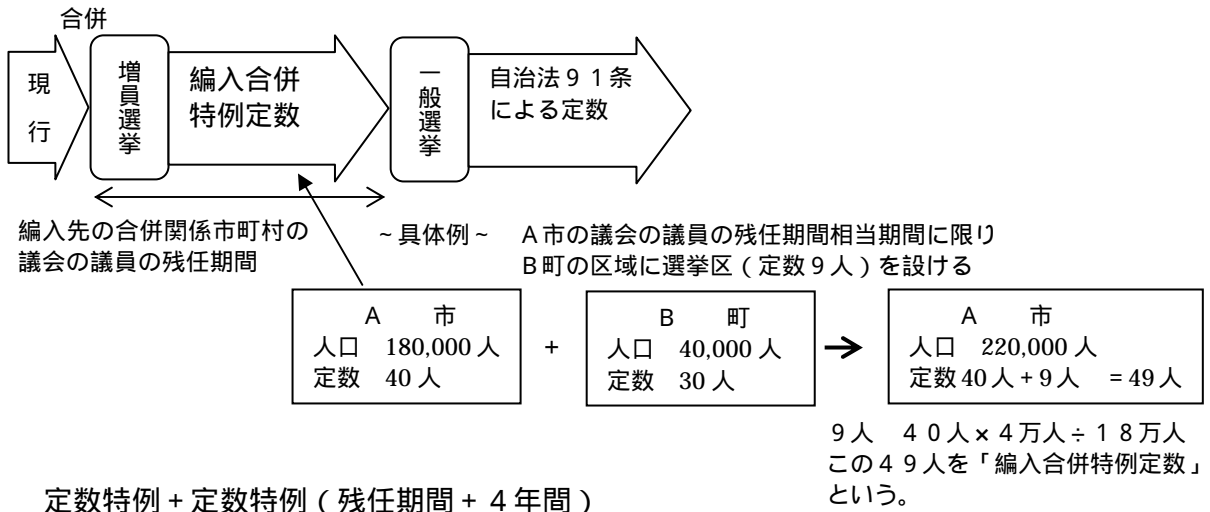


編入合併

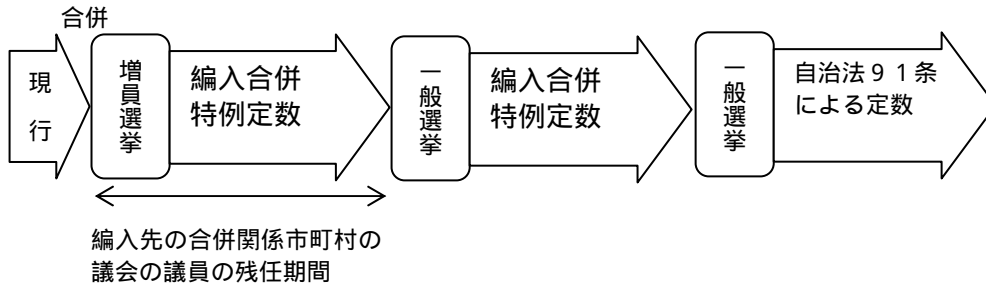
原則（特例措置の適用なし）



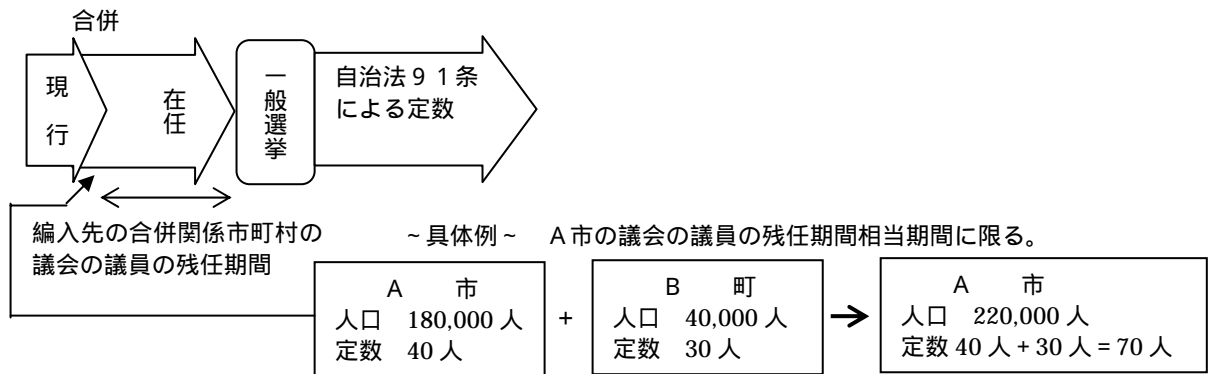
定数特例（残任期間）



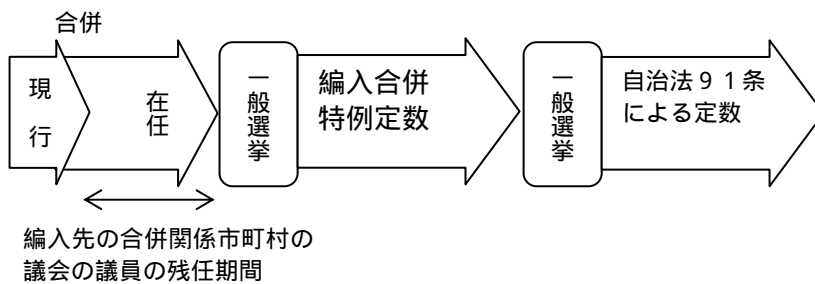
定数特例 + 定数特例（残任期間 + 4 年間）



在任特例（在任期間）



在任特例 + 定数特例（在任期間 + 4 年間）



【議員年金に関する特例】

議員共済の退職年金の受給資格は、議員としての在職期間が12年以上の者となっている。

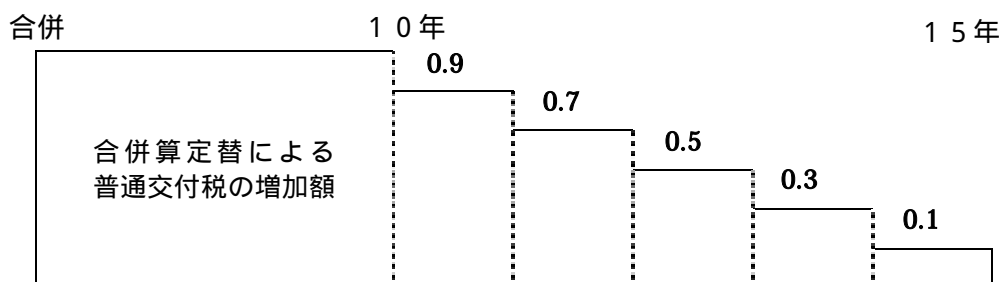
しかし、特例では、市町村の合併がなかった場合、当該任期中に議員共済の退職年金の受給資格を満たすこととなる議員については、合併して、その期間を満了できなくても年金が受給できるといった制度である。

【普通交付税の算定の特例（合併算定替）】

普通交付税については、各地方公共団体ごとに基準財政需要額と基準財政収入額を計算し、財政不足額に応じて配分されているが、市町村合併が行われた場合、スケールメリットにより、さまざまな経費の節約が可能となり、一般的には、基準財政需要額が減少し、ひいては交付税額も減少すると考えらる。

しかし、合併による経費の節減は、合併後直ちにできるものばかりではないことから、合併後10か年度間は、旧来の市町村が存在するものとみなして、合併しなかった場合の普通交付税（算定）が、全額保障されるものである。

また、その後の5か年度は、段階的に縮減することとされている。



【合併特例事業】

この合併特例事業は、合併前事業と合併後事業に分けて分類し、それぞれについて支援策が講じられている。

まず、合併前事業については、都道府県から指定を受けた合併重点支援地域を対象として、平成14年度から16年度までの3年間に、その地域の複数の市町村や一部事務組合などが実施する公共施設の整備事業に対して支援を行うものである。

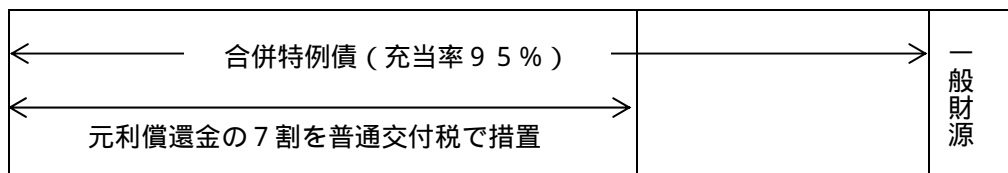
支援内容は、必要とする事業について、地方債（充当率90%）を充てることができ、その元利償還金の50%について、普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

また、合併後事業は、合併特例債といわれるもので、合併した市町村が、市町村建設計画に基づいて行う公共施設の整備事業等の一定の事業に要する経費および、地域振興のために設けられる基金の積立てに要する経費について、合併年度およびこれに続く10か年度に限り、特例地方債をもって、その財源とすることができるものである。

充当率は、対象事業費の95%で、その元利償還金の70%について、普通交付税の基準

財政需要額に算入されることとなっている。

なお、公営企業についても、一般会計からの出資、補助について、この合併特例債（この場合の充当率は100%）を財源とすることが可能となっている。



- ・ 地方単独事業に加え、国庫補助事業についても財政措置の対象
- ・ 過疎債並みの有利な財政措置で、一定の元利償還金を後で地方交付税として措置

【地方税の不均一課税、過疎地域活性化のための地方債の特例】

地方税の不均一課税は、市町村の合併後、直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって合併市町村の住民負担にとって、衡平を欠くこととなると認められる場合に、市町村の合併が行われた日の属する年度およびこれに続く5か年度に限り、不均一の課税をすることができるものである。

また、過疎地域活性化のための地方債の特例については、合併関係市町村に過疎地域の市町村が含まれる場合に、合併市町村が過疎地域の要件を満たさない場合であっても、過疎地域であった地域を過疎地域とみなして、平成22年3月31日まで過疎債の発行を行うことができるものである。

【地域審議会制度】

合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細やかな行政サービスを実現させるために、合併前に関係市町村間の協議により、旧市町村の区域を単位として、必要な区域に一定期間、地域審議会を置くことができる制度である。

〔役割〕：市町村建設計画の変更、執行状況、地域振興のために設けられた基金の運用などについて、新市町村長の諮問に応じて意見を述べることなど。